

みんなとまちが元気になる
～活力あふれる市民活動のまち藤沢～

藤沢市市民活動推進計画

(平成 26 年度～平成 30 年度)

中間見直し版

2017年(平成29年)4月

藤 沢 市

中間見直しの考え方

1 趣旨

2014年（平成26年）3月に策定した藤沢市市民活動推進計画の計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間とし、中間年度である平成28年度に中間見直しをすることとしております。

本市では、古くから市民活動・ボランティア活動が盛んに行われておりますが、少子高齢化が進む中、新たな担い手の発掘・育成が求められております。また、市民活動団体の形態や活動分野により、異なる支援体制が必要であると考えられます。このような現状を踏まえ、本市の市民活動の更なる発展のため、計画の見直しを行うものです。

2 計画の期間

本計画策定当初の計画期間である、平成26年度から平成30年度までの5年間に基づき、中間見直し後の計画期間は平成29年度から平成30年度までとし、計画の最終年度である平成30年度に最終評価を実施し、次期計画の策定を行います。

3 中間見直しの方法

藤沢市市民活動推進条例で諮問機関として設置されている藤沢市市民活動推進委員会において、各種調査結果に基づき、中間評価を行い、残り2年度の基本指針・基本施策・取組について検討をすすめ、見直しを行いました。

2017年（平成29年）3月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画策定経過	2
第2章 市民活動を取り巻く状況	6
1 本市の現状と見通し	6
2 市民活動に対する市民の意識	7
3 市民活動の現状	8
第3章 市民活動推進に係る取り組み	12
1 市民活動の推進に関する取り組み経過	12
2 前計画における施策の実施状況	13
3 継続して取り組むべき課題	16
第4章 基本構想	17
1 市民活動推進の理念	17
2 市民活動推進ビジョン	17
3 基本的な指針	18
第5章 基本的な施策 (中間評価による見直しを行いました)	19
1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上を図る施策	19
2 市民活動の自立化・持続化の推進を図る施策	21
3 市民活動団体が活躍する機会の拡充を図る施策	22
第6章 計画の進行管理と推進体制	25
1 計画の進行管理	25
2 計画の推進体制	26
資料編	27

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市は、自然環境に恵まれバランスのとれた都市機能を有する住みやすいまちとして発展を続けてきました。それは、30年以上にわたって市民自治の実績を積み上げてきた歴史があり各地区で特色のある活動が行われてきたこと、子育てや教育、福祉や環境、防災やまちづくりなど様々な分野で市民活動が展開されていることなど、市民自らが地域の担い手や推進役として重要な役割を果たしてきたことに支えられています。

一方で、社会環境の急速な変化に伴い、様々な課題が顕在化しており、これらに対処するとともに自然災害などのリスクにも備えていかなければなりません。

こうした状況の中で、人々が生き生きと暮らすことのできる地域社会を築くことは、行政だけで実現するものではなく、市民一人ひとりが参加と創造の主体になるとともに、お互いの理解と信頼のもとに新たな関係を構築していくことが不可欠となっています。

本市の特長を活かしながら、困難な課題や将来的に予測されるリスクに対応し市民が安全で安心して暮らすことができる魅力と活力にあふれたまちとするためには、誰もが社会の担い手として活躍できる地域づくりに取り組むことが重要であり、市民活動¹をその主役として位置付けてこれまで以上に積極的に推進する必要があります。

本計画は、市民活動を推進するための指針や施策をとりまとめ、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画として策定しました。

¹ 市民活動：市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない（市民活動団体が活動によって得た利益や資産を構成員に分配しない）活動であって次の各号のいずれにも該当するものをいいます。

（1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。

（2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。

（3）特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（党外候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

2 計画の性格・位置付け

本計画については、藤沢市市民活動推進条例（以下「市民活動推進条例」とします）第7条に基づいて、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、策定するものです。

本計画は、市の他の計画等との調和を図りながら、市民活動の推進に関する基本的な指針及び基本的な施策について定めています。

また、市民活動の推進を図るための具体的な事務事業については、本計画の基本的な指針及び基本的な施策に基づいて、市民活動を取り巻く状況の変化などに柔軟かつ確実に対応しながら、重点的かつ効果的に実施していきます。

3 計画の期間

本計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5カ年です。

計画期間の中間年度である平成28年度には、中間評価を行い、必要に応じて平成29年度以降の計画の見直しを行います。また、最終年度である平成30年度には、最終評価を行うとともに、新たに平成31年度以降の計画を策定するための検討を行う予定です。

4 計画策定経過

（1）藤沢市市民活動推進委員会での審議

計画の改定にあたっては、学識経験者、企業代表者、市民活動関係者及び公募による市民で構成される審議会「藤沢市市民活動推進委員会」に、2013年（平成25年）4月に諮問し、3回の会議と3回の作業部会を開催して市民活動の推進について幅広く議論した結果を、同年10月に答申として受けました。

（2）市民活動団体・NPO法人へのアンケート調査

市民活動を推進する施策を見直すにあたって、これまで本市に所在する特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」とします）及び藤沢市市民活動推進センター（以下、「市民活動推進センター」とします）登録団体に対して、その活動状況等の実態調査を行ってきました。

① 藤沢市 NPO 法人活動実態調査 2012

調査目的	NPO 法人に関して、設立認証等事務、条例指定制度及び行政との協働等を検討するにあたって、活動状況やニーズ等を把握するため
対象	藤沢市内に主たる事務所を有する NPO 法人 162 法人、従たる事務所を有する NPO 法人 34 法人の合計 196 法人
調査期間	2012 年（平成 24 年）7 月 31 日(火) ～2012 年（平成 24 年）8 月 24 日(金)
回収結果	藤沢市内に主たる事務所を有する NPO 法人 79 法人、従たる事務所を有する NPO 法人 2 法人の合計 81 法人（回収率 41.3%）
調査項目	団体の設立、活動、メンバー・組織、活動場所、収支・財源、寄附、情報の受発信、所轄庁への書類提出等、他団体との連携・協働、藤沢市との連携・協働

② 市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査

調査目的	市民活動推進センター登録団体の活動状況や同センターの利用頻度・満足度を調査し、施設の支援機能の向上等を図るため
対象	市民活動推進センター登録団体 453 団体
調査期間	2012 年（平成 24 年）12 月 10 日（月） ～2013 年（平成 25 年）1 月 31 日（水）
回収結果	270 件（回収率：59.6%）
調査項目	① 活動実態調査 団体の活動、収支・財源、抱える課題 ② 市民活動推進センター利用頻度・利用満足度調査 利用頻度、サービスの重要性・満足度、情報の告知・収集、総合評価

(3) 市民ワークショップ

市民活動推進センター主催企画「NPO 交流サロン」で、市民活動の現状と将来について意見交換を行うワークショップを開催しました。

第 27 回 NPO 交流サロン「藤沢の市民活動を考える！」

日時	2013 年（平成 25 年）7 月 13 日（土）14:30～16:30
対象	市民活動推進センター登録団体 453 団体
会場	フジサワ名店ビル 6 階イベントホール
参加者数	41 人(内、グループワーク参加者は 34 人)
主催	市民活動推進センター
意見交換 テーマ	① 市民活動との関わり ② 市民活動団体間の連携 ③ 市民活動と他セクターとの協働
出された 主な意見	① 市民活動との関わり ・市民活動に関する情報の周知が必要 ・市民活動を継続する上で、後継者・担い手が問題となる ・充実した市民活動が、市民活動全体の底上げになる ・行政の役割を整理すべき ②市民活動団体間の連携 ・連携のきっかけや活動の拠点づくり、連絡会の設置が必要 ・連携を促進するコーディネーターが必要 ・情報の共有（他団体の情報、連携の事例、悩み）が必要 ・市民活動推進センターのような中核になる場所・情報のハブが必要 ・異業種交流のような場づくり、良質な出会いの場が必要 ③市民活動と他セクターとの協働 ・市民活動団体と行政との連携は大事だが、今後金銭面で頼ることは難しい ・協働も必要だが、事業型 NPO として、自分たちでちゃんと回す仕組みを作っていきたい ・様々な連携を行い、みんなで仕組みを作っていきたい ・共感できる市民活動、顔と顔が見える活動・付き合いが大事 ・商工会議所等の中間支援組織との連携が必要 ・活動場所の確保等のため、企業や学校との連携が必要

(4) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆さまからいただくため、計画素案に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

実施期間：2013年（平成25年）11月11日（月）～12月11日（水）

実施案件：「藤沢市市民活動推進計画（素案）」について

意見等を提出できる方：市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、
その他利害関係者

<提出された意見の集計>

持 参	1 通
郵 送	0 通
ファックス	6 通
ホームページ（電子メール）	12 通
合 計	19 通

<提出された提案・意見の内訳>

① 計画全体について	7 件
② 市民活動の認知度向上について	5 件
③ 市民活動団体の広報について	1 件
④ 市民活動への参加について	6 件
⑤ 市民活動団体への助成制度について	2 件
⑥ 市民活動団体の活動場所について	6 件
⑦ 相談・コンサルタント機能について	2 件
⑧ 市民活動団体と行政との協働の推進について	2 件
⑨ 多様な主体間の交流について	1 件
⑩ 中間支援組織について	1 件
⑪ その他	1 件
合 計	34 件

<実施結果の公表>

2014年（平成26年）2月5日（水）～3月5日（水）に、市役所、各市民センター・公民館、市民活動推進センター・湘南台市民活動プラザ及びホームページにおいて公表

※提出された提案・意見及びそれらに対する市の考え方の詳細については、資料編に掲載しています。

第2章 市民活動を取り巻く状況

1 本市の現状と見通し

本市は、首都圏に位置し、交通の利便性等を背景に、住宅都市、商・工業都市、農・水産業都市の性格をあわせ持つ、多彩で多様な都市です。工業では研究開発型施設の誘致、商業では大型ショッピングモールの開業、農業では地産地消の推進等、活力ある都市の顔をみせています。また、海水浴客も含め、年間観光客数は1,500万人を超える観光都市であり、さらに4つの大学のある学園都市としての性格も加え、バランスのとれた都市機能を有する湘南の中心的都市として発展を続けています。

2014年（平成26年）1月には、人口418,417人（住民基本台帳による）となり、県内では、横浜、川崎、相模原の政令指定都市に次いで第4位の規模となっており、現在も人口は増加傾向にあります。

しかし、少子化・高齢化等の本市を取り巻く近年の内外の社会経済情勢の変化は急激なものがあります。

2010年（平成22年）の国勢調査をもとに行った「藤沢市将来人口推計」によれば、本市の人口は2030年（平成42年）に約430,500人でピークを迎え、その後ゆるやかに減少に転じるとされています。人口ピーク時には、0歳～14歳の人口は約10.4%、65歳以上の人口は約26.6%となり、それ以降も少子化・高齢化が進むと予測されます。

本市の財政状況を見ると、歳入の根幹をなす市税収入は、大幅な増加を見込むことが困難な状況であり、2020年（平成32年）まで、ほぼ横ばいで推移するものと推測されます。その一方、歳出面においては、生活保護費をはじめとする扶助費は増加傾向にあり、少子化・高齢化に伴う社会保障関係費の増加も予測されます。

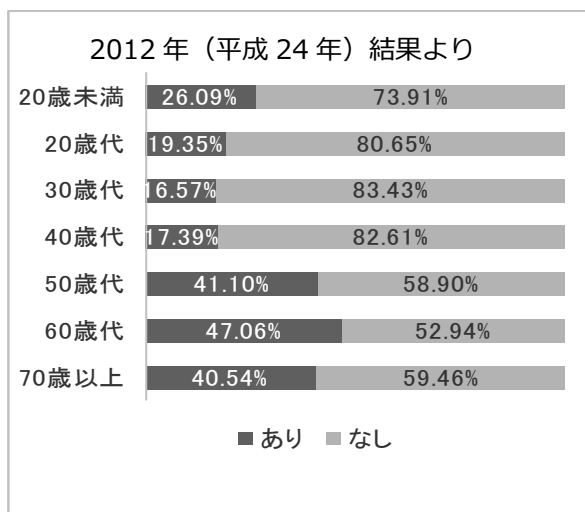
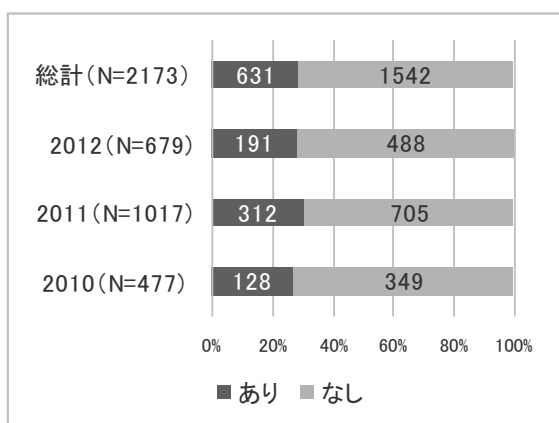
2 市民活動に対する市民の意識

安全に安心して暮すために、市民が元気に活躍することが全国的に広がってきており、内閣府が実施した平成 24 年度国民生活選好度調査によると、ボランティア等の社会貢献活動に参加していると回答した人が 24.6%となっています。

本市においても、藤沢市民まつりにて実施した市民向けアンケートによると、2010 年（平成 22 年）から 2012 年（平成 24 年）の平均では、29.0%と国を上回る結果が出ています。また、年代別に見ますと、50 歳代以上の参加率は 40%を超えています。

設問：市民活動団体やボランティアに参加したことはありますか？

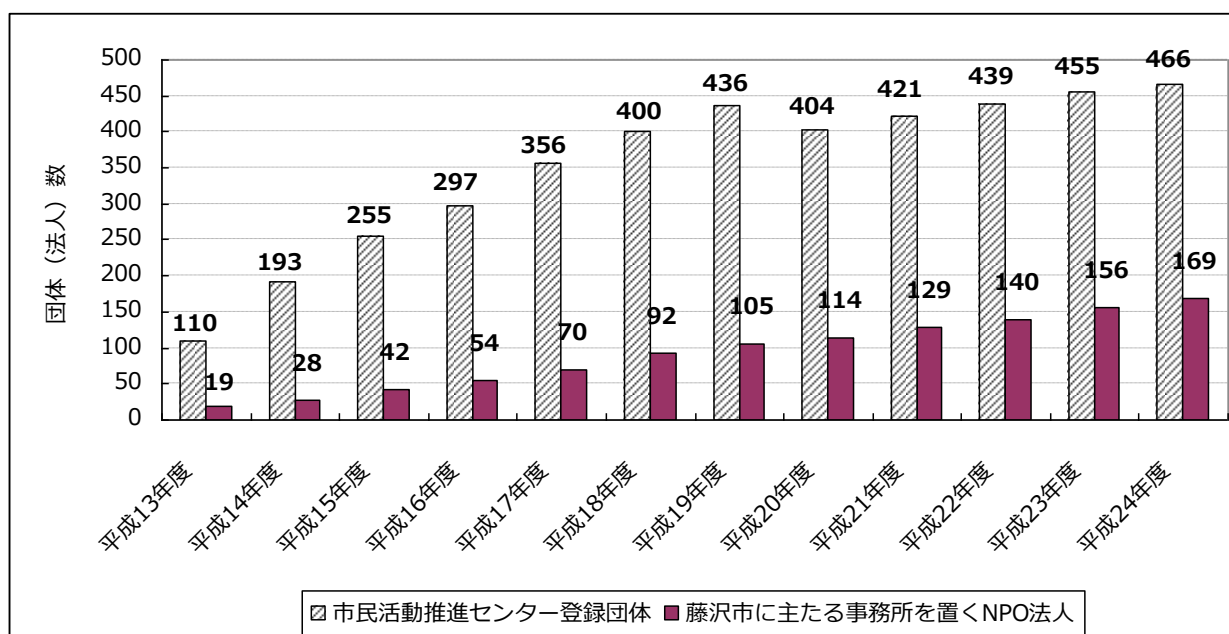
藤沢市民まつり来場者アンケート（2010 年（平成 22 年）～2012 年（平成 24 年）実施）



3 市民活動の現状

本市で活動する市民活動団体は年々増加しているとみられます。例えば、2013年（平成25年）3月末の状況と10年前の2003年（平成15年）3月末の状況を比較すると、市民活動推進センターの登録団体は466団体で10年前の193団体と比較すると2.4倍、本市に主たる事務所を置くNPO法人の数は169法人で10年前の28法人と比較すると6.0倍となっています。

市民活動推進センター登録団体及び本市に主たる事務所を置くNPO法人の推移



2013年（平成25年）3月末時点の市内に主たる事務所を置くNPO法人の活動を分野別に見ると多岐にわたって活動が展開されています。

その中でも法人数が多い活動分野は、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行っている法人が107法人、子どもの健全育成を図る活動を行っている法人が61法人、社会教育の推進を図る活動を行っている法人が53法人となっています。

藤沢市内に主たる事務所を置くNPO法人 活動分野別一覧

（2013年（平成25年）3月末時点 169法人）

特定非営利活動促進法第2条別表に定める活動分野	法人数
① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	107
② 社会教育の推進を図る活動	53
③ まちづくりの推進を図る活動	39
④ 観光の振興を図る活動	0
⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	0
⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	41
⑦ 環境の保全を図る活動	28
⑧ 災害救援活動	7
⑨ 地域安全活動	11
⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	13
⑪ 国際協力の活動	14
⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	7
⑬ 子どもの健全育成を図る活動	61
⑭ 情報化社会の発展を図る活動	17
⑮ 科学技術の振興を図る活動	8
⑯ 経済活動の活性化を図る活動	21
⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	30
⑱ 消費者の保護を図る活動	8
⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	45

※複数の分野で活動している法人もあるので、重複しています。

2013年（平成25年）1月に実施した「市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査」によると、団体が活動にあたって抱える課題として最も多かったのは、人員に関する課題で、会員の不足、会員の高齢化や若手の不在などが挙げられています。続いて、財源、会の運営、活動する場所に関する課題が挙げられています。

会員の高齢化などによって会員数が減少し、会の活動が継続できなくなるとい問題に多くの団体が直面していると思われ、また、後継者の育成や若い世代の獲得が課題だと挙げている団体もありました。

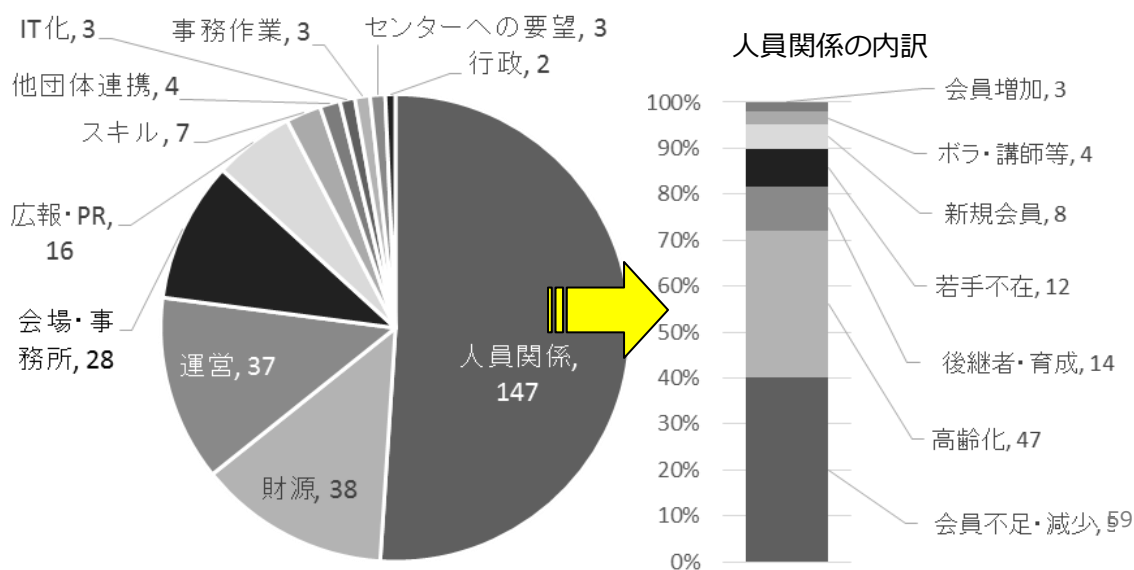
財源については、今後会の活動を拡大する、または会の活動を維持していく財源を必要とするという回答が挙げられています。

会の運営については、会を運営するための中核となる人材の不足や、後継者の育成、今後の団体の活動をどのように行っていくか、という回答が挙げられています。

活動する場所に関しては、事務所や会議室、会の活動で使用する道具の保管場所を必要とするという回答が挙げられています。

設問：活動にあたって、現在抱えている課題または今後課題となりうるであろうことがあれば教えてください。（自由記述）

市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査（2013年（平成25年）1月実施）より
（回答数 189 団体、記入意見総数 288 件）



市民活動団体がその活動を発展させるための一つとして、行政との協働という手段も一つの選択肢として考えられますが、2012年（平成24年）8月に実施した「藤沢市 NPO 法人活動実態調査 2012」の調査結果によると、市との協働事業について、「非常に重要である」「どちらかといえば重要である」という回答が全体の94%を占めるのに対し、実際に市と関わりを持っているかどうかとの問いに対して、「関わりがある」という回答が68%となっています。

藤沢市 NPO 法人活動実態調査 2012（2012年（平成24年）8月実施）より

（回答数 81 法人）

設問 貴団体は、「行政としての藤沢市」との関わりがありますか。（一つだけ選択可）	
ある	68%
ない	32%

設問 藤沢市と NPO との協働事業についてどのように思われますか。（一つだけ選択可）	
非常に重要である	58%
どちらかといえば重要である	36%
どちらかといえば重要でない	3%
重要でない	3%

第3章 市民活動推進に係る取り組み

1 市民活動の推進に関する取り組み経過

本市における市民活動推進に関する取り組みは、2000年（平成12年）9月から藤沢市市民活動推進検討委員会において検討され、翌年3月に本市の市民活動の指針となる報告書「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が市に提出されました。

さらに、2001年（平成13年）4月には（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会が発足し、市民活動推進センターの運営及び市民活動推進条例の内容について検討を進め、同年10月1日に市民活動推進条例を施行、同年12月15日には公益的市民活動の拠点施設として市民活動推進センターを開設しました。

市民活動推進センターについては、2005年（平成17年）4月1日から、指定管理者制度が導入され、現在は、2013年（平成25年）4月1日から5年間、指定管理者であるNPO法人が管理運営を行っています。

この指定管理者は、市と密接に連携しながら、施設の維持管理・使用許可、市民活動に関する情報の収集及び提供、市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会の提供、市民活動に関する相談受付、市民活動に関する人材の育成及び交流の推進、市民活動に関する調査及び研究を行っています。

2005年（平成17年）9月には、平成18年度から平成22年度までの5年にわたる当初の藤沢市市民活動推進計画を策定し、この計画をもとに施策を展開しました。

平成18年度からは、市民活動団体への財政的な支援として、公益的市民活動助成事業を実施し、市民を対象とした公益的な市民活動の事業に対して、初期コースと発展コースの二段階に分けて、助成を行っています。これまで、初期コースについては延べ26事業、発展コースについては延べ51事業に助成を行いました。

また、同年度から、市民活動団体と市がお互いに事業を提案し、協働で行う

「相互提案型協働モデル事業」を実施しています。この事業は、地域社会の課題を市民の視点や発想から解決し、市民生活の向上につなげていくことを目指すものです。平成 24 年度までに実施した事業数は、市提案協働事業（原則 3 年実施）が 12 事業、市民活動団体提案協働事業（1 年実施）が 14 事業を実施しました。

2011 年（平成 23 年）3 月には、市民活動推進計画を改定し、新たに平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 カ年の計画を策定し、施策を実施しました。

2 前計画における施策の実施状況

平成 23 年度～平成 25 年度の市民活動推進計画において、3 年間で実施した施策の実施状況についてまとめました。

指針 1 市民活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境の整備

（基本的な施策）

1 公共施設における市民活動団体の利用拡充

市民センターや地域市民の家など公共施設の利用を促進するため、市ホームページ等で市民活動団体に広く周知しています。

2 市民活動団体が利用可能な場所の情報収集及び利用促進

市民活動団体が利用できる民間施設情報を収集し（3カ所）、更なる情報収集に努めています。

3 市民活動支援施設の拡充

2013 年（平成 25 年）10 月に、湘南台文化センター 2 階に、新たな市民活動の拠点施設として、「湘南台市民活動プラザ」を開設しました。

4 市民活動に関する情報の集約と提供

5 広報紙・ホームページ等による市民活動団体の活動状況等の情報発信

市民活動推進センター登録団体などの活動情報を収集し、NPOCafe（同センターホームページ）あるいは同センターニュースレターに同封する「情報クリップ」として、定期的に情報提供を行っています。

また、Twitter や Facebook といった民間の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）²を活用した情報発信も行っています。

指針 2 市民活動団体の自立と活動に対する支援

（基本的な施策）

1 公益的市民活動に対する助成制度の充実

平成 18 年度から行っている公益的市民活動助成事業の応募事業の拡大を狙いとして、電子申請の導入など申請方法の見直しを行いました。

2 他の助成制度に関する積極的な情報提供と申請等の支援体制づくり

国・県・他市町村及び民間団体等の助成制度に関しては、市民活動推進センターにて、館内掲示やニュースレターによる情報提供を行っています。

また、同センターでは、申請に関する相談も随時行っています。

3 市民活動団体のマネジメント強化の支援

市民活動団体の運営等に対する支援としては、市民活動推進センターにて団体運営や活動に関する「NPO マネジメント講座」や、12 人の専門的なアドバイザー・講師の相談・派遣を依頼できる制度を行っています。

4 市民活動を担う人材の育成及び確保に向けた支援

市民活動・ボランティア活動に関心のある人と人材を必要とする団体とをつなぐ取り組みとして、2011 年（平成 23 年）から、「VOLUNTEERS（ボランティアーズ）」という冊子を年 3 回発行し、市内各所で配布しています。

また、前述の「NPO マネジメント講座」を行うことで、人材育成を推進しています。

5 市民活動団体に対する支援のあり方の検討

市民活動団体に対する間接的な支援として、市民からの関心を高めることで支援を促す取り組みとして、2012 年（平成 24 年）12 月に「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」を制定し、同条例に NPO 法人を指定する制度を始めました。

² SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：人と人とのつながりを促進・支援する、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスです。

また、市民活動団体の組織的なステップアップを目指して、神奈川県から権限移譲を受けて、2013年（平成25年）4月からNPO法人の設立認証等に係る事務の取扱いを始めています。

指針3 市民活動団体の多様な協働の推進

（基本的な施策）

1 協働文化の醸成

市民活動推進センターにて「NPO 交流サロン」として、市民と市民活動団体、あるいは市民活動団体同士が交流を深める取り組みを行っています。

2011年（平成23年）から市職員に対して、市民活動や市民活動団体と行政との協働に関する研修を毎年実施しています。

2 協働コーディネーターの配置

2013年（平成25年）4月から、市民、市民活動団体、企業、大学及び行政等の多様な主体をつなぐコーディネート役として、市民活動推進センターに「協働コーディネーター」を配置しました。

3 地域まちづくりパートナーシップの導入

効果的な地域課題の解決を目指して、地域活動を行う団体等と各分野・テーマにて活動している団体等をつなぐ方策の検討を行いました。

4 市民活動団体提案協働事業の充実

平成18年度から、相互提案型協働モデル事業及び市民活動団体提案協働事業として、平成24年度まで市民活動団体と市の協働事業を実施してきましたが、その7年間の実績と課題を検証して、平成26年度から新たな協働事業制度を行います。

5 公民連携事業化提案制度との連携

藤沢市公民連携事業化提案制度は平成22年度から始まり、市民活動団体もアイデア提案を行い、NPO法人が提案した3事業が事業化されました。

3 継続して取り組むべき課題

これまで市民活動推進に関する取り組みを行ってきましたが、今後も継続して取り組むべき課題も浮かび上がってきました。

課題1 市民活動への参加促進の必要性

7ページの市民まつりアンケート調査結果のとおり、市民活動・ボランティア活動への市民の参加は、国よりやや高い傾向にありますが、約3割にとどまっており、より一層の参加を促す必要があると考えます。

課題2 市民活動を担う人材育成及び確保の必要性

10ページの市民活動団体が抱える課題についてのアンケート調査結果のとおり、市民活動団体にとって、会員不足・減少や後継者の育成等の人材に関する課題が最も大きな課題となっています。

市民活動への参加意欲を持った人と人材確保を図りたい団体とのマッチングや、団体の持続的な運営を行うことができるよう、人材育成に関する支援が必要であると考えます。

課題3 市民活動団体の運営支援の必要性

同じく10ページのアンケート調査結果のとおり、財源に関する課題や運営に関する課題も大きく、市民活動団体の自立化・持続化を促すためにも、効果的な運営支援が必要であると考えます。

課題4 市民活動団体と行政との協働推進の必要性

11ページにあるとおり、NPO法人のうち、行政との協働について重要だと考える法人が9割を超えるのに対し、実際に行政と関わりを持っている法人は7割弱にとどまっており、社会的問題や地域の課題を効果的に解決するためにも、市民活動団体と行政との協働の更なる推進が必要であると考えます。

第4章 基本構想

1 市民活動推進の理念

本市の市民活動推進の基本理念は、市民活動推進条例第3条に以下の通り掲げられています。

(藤沢市市民活動推進条例第3条)

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

2 市民活動推進ビジョン

市民活動を取り巻く状況、これまでの市民活動の推進に関する取り組み及び継続して取り組むべき課題を踏まえて、市民活動を推進することで5年後にどのような姿を目指すのかを、上記の基本理念をもとに、市民活動推進ビジョンとして次のとおり定めます。

**みんなとまちが元気になる
～活力あふれる市民活動のまち藤沢～**

社会的問題や地域の課題を効果的に解決し、まちを活性化するためには、市民活動の果たす役割は大きいと考えます。

本市の市民活動は、これまでの市民自治・市民参加の歴史・蓄積を継承し、市民の共感と信頼を得て、企業・大学・行政等多様な主体と協働しながら、様々な場面において自立的かつ持続的に展開されることが望まれます。

活力あふれる市民活動が、みんなとまちを元気にする原動力となることを目指します。

3 基本的な指針

市民活動推進ビジョンを実現するために、本計画の5年間で取り組むべき方向性を3つの基本的な指針として定めます。

基本指針1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上

市民活動が活発になるには、より多くの市民に、市民活動を知ってもらうことが重要です。市民活動を知ることで、社会や地域の課題解決に取り組む市民活動団体に対する信頼度が高まると考えます。

基本指針2 市民活動の自立化・持続化の推進

市民活動が活発になるには、市民活動団体が自立した活動を展開することが重要です。そのためには、活動に対する支援を増やすなど、組織基盤の安定化を図る必要があります。

また、社会や地域の課題解決に取り組むためには、活動の持続化を推進する必要があります。

基本指針3 市民活動団体が活躍する機会の拡充

本市において、市民活動団体の数は年々増加し、地域に根ざした多種多様な市民活動が展開されています。市民活動団体が活動する場面が増えることで、社会や地域の課題解決につながるものと考えます。

また、社会や地域の課題を効果的に解決するためには、市民活動団体同士、あるいは、市民活動団体と企業・大学・行政等多様な主体が、それぞれが持つ専門性などを活かして、相互に連携しながら解決を目指すことが求められます。

第5章 基本的な施策

市民活動推進条例の第8条では、計画に規定すべき基本的な施策として、(1) 活動の場所の整備に関する事、(2) 情報の収集及び提供に関する事、(3) 市民活動を行うものに対する支援に関する事、(4) 市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進に関する事、の4つを掲げています。

本計画では、前章の基本的な指針を具現化し、5年間で実行する基本施策を定めます。また、基本施策の趣旨に沿って、事務事業を進めていきます。そして、5年後に達成すべき目標を、施策目標として定めます。

このたび、3カ年目にあたる平成28年度に中間評価を行い、見直しを図りました。

1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上を図る施策

市民に、市民活動を知ってもらい、関心を高めるためには、市民活動に関する情報を積極的に発信すること、市民と市民活動関係者が交流する機会をもうけることなどが必要と考えます。

また、市民活動に対する関心を高めることによって、市民活動に対する信頼度も高まり、活動への参加や寄付などの支援の拡充につながると考えます。

【基本施策】

1-① 市民活動に関する情報提供場所の整備

市民、特に、市民活動の担い手として期待される、学生、子育て世代、シニア世代などが、「活動を始めたい」「活動に参加したい」などと感じた時に、市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいを中心に、その要望に応えるための情報を持ち提供できる場所を整備します。

1-② 市民活動団体の広報・情報公開の支援

市民活動団体の信頼性を確保し共感する市民を増やすために、団体が自らの

活動状況を積極的に公開できるよう、支援します。

1-③ 市民活動に対する寄付促進の支援

市民活動に対する市民の共感を高め、市民活動団体に対する寄付が促進されるよう、寄付者に対する税制上の優遇措置の積極的周知や、団体・活動の広報などの支援を行います。

1-④ 市民活動への参加促進に対する調査・研究（見直し）

市民活動に対する市民の関心を高め、参加を促進するために、意識調査や実態調査の実施及び他自治体の市民活動への参加促進に対する取組の調査・研究を行う。

【施策目標】

- ・自ら市民活動を担う市民が増えるとともに、市民活動団体の設立数が増加している。
- ・市民活動に対する認知が深まるとともに、信頼できる活動であるとして多くの市民により評価されている。
- ・多くの市民が市民活動に対する理解と関心を深めて、市民活動への参加や寄付が促進されている。

2 市民活動の自立化・持続化の推進を図る施策

市民活動団体の抱える主な課題として、会員の不足や高齢化などの人材に関する課題、財源及び活動場所が不足していること、及び役員等中核を担う人材の不足、広報や専門性向上の必要性などの運営上の課題が挙げられます。

市民活動の自立化・持続化を推進するためには、これらの課題を解決することが必要と考えます。

【基本施策】

2-① 市民活動団体の組織基盤強化を支援する助成制度の整備

市民活動団体の組織基盤の強化を図り、活動の自立化・持続化を推し進めるための助成制度を整備します。

2-② 持続的な活動を推進するための場の整備

市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいをはじめ市内公共施設などにおいて、持続的な活動を支えるための場を整備します。

2-③ 市民活動を担う人材の確保に向けた支援の拡充

市民活動に参加する意欲を持った人と人材を必要とする市民活動団体とをつなぐため、広報等による支援や相談体制を拡充します。

2-④ 市民活動を発展させるための相談・コンサルタント機能の整備

団体が活動を発展させるための能力開発や育成に向けた相談・コンサルタント機能を整備します。

【施策目標】

- ・市民活動に必要な人材や資金などの資源が拡充し、自立的で持続的な市民活動が数多く展開されている。
- ・市内において、市民活動団体が利用できる活動場所が増加している。

3 市民活動団体が活躍する機会の拡充を図る施策

市民活動団体が活躍する機会を拡充するためには、市民活動が必要とされる場面について検証し、そういう場面を増やす必要があります。

また、市民活動団体同士、あるいは企業・大学・行政等との連携によって、団体が持つ専門性などを活かす場面も増えることから、市民活動が主体となったマルチパートナーシップを推進することが重要となります。

【基本施策】

3-① 市民活動団体と行政との協働の推進

社会的問題・地域の課題の解決や市民ニーズへの対応を効果的に図ることを目的として、市民活動団体と行政が積極的に協働して課題解決に取り組むことを推進します。

3-② 市民活動団体が活躍する場の拡充

市民活動団体が得意とする分野において活躍する場や、活動の成果を市民に向け提供できる場の拡充を図ります。

3-③ 市民活動団体や企業・大学・行政等多様な主体間の交流の推進

市民活動団体や企業・大学・行政等の多様な主体間におけるマルチパートナーシップを推進するため、互いの組織等の違いを学ぶ機会や積極的に対話する機会の提供など、各主体間の交流を推進します。

3-④ 中間支援組織間の連携の推進

本市における市民活動の中間支援組織³である市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいと、他自治体における市民活動の中間支援組織、あるいは社会福祉協議会や商工会議所等、他分野の中間支援組織との連携を進め、市民活動団体の連携能力の向上を支援します。

³ 中間支援組織：対象となる分野で活動する団体等に対して、団体の運営等に対する支援や団体間のネットワーク化などの支援を行う組織です。

3-⑤ オリンピック・パラリンピックを契機とした新たな社会参加機会の創出（新規）

2020年のオリンピック・パラリンピックを契機とし、ボランティア等への参加を促進し、オリンピックレガシーの創造に向け、市民活動団体及び市民に対し、新たな社会参加の機会を創出する。

【施策目標】

- ・市民活動団体が、行政事業をはじめ様々な事業活動に参入している。
- ・社会的問題や地域の課題に対して、市民活動団体同士、あるいは、市民活動団体と、自治会・町内会、商店・企業、学校、行政などの多様な主体が協働して対処する土壌が醸成されている。

市民活動推進計画体系図

基本構想

市民活動推進ビジョン
みんなとまちが元気になる
～活力あふれる市民活動のまち藤沢～

基本指針 1
市民活動に対する
認知度・信頼度の
向上

基本指針 2
市民活動の自立化
・持続化の推進

基本指針 3
市民活動団体が
活躍する機会の
拡充

基本施策

1-①市民活動に関する
情報提供場所の整備
1-②市民活動団体の広
報・情報公開の支援
1-③市民活動に対する
寄付促進の支援
1-④市民活動への参加
に対する評価の仕組
みの整備

2-①市民活動団体の
組織基盤強化を支援
する助成制度の整備
2-②持続的な活動を
推進するための場の
整備
2-③市民活動を担う
人材の確保に向けた
支援の拡充
2-④市民活動を発展
させるための相談・
コンサルタント機能
の整備

3-①市民活動団体と
行政との協働の推進
3-②市民活動団体が
活躍する場の拡充
3-③市民活動団体や
企業・大学・行政等
多様な主体間の交流
の推進
3-④中間支援組織間の
連携の推進

第6章 計画の進行管理と推進体制

1 計画の進行管理

本計画を実行することで、持続的な市民活動の推進を図るため、進行管理については、所管である市民自治推進課が行います。

まず、計画の中間年度である平成 28 年度に中間評価を実施し、必要に応じて平成 29 年度以降の計画の見直しを行います。

また、その結果を踏まえた後半 2 年度の事業展開を図ります。

次に、計画の最終年度である平成 30 年度に最終評価を実施して、その結果を踏まえて次期計画の策定を行います。

具体的な進め方としては、市民・市民活動団体の皆さんから、アンケート調査及びワークショップにて意見を聴取し、その結果を基に市民活動推進委員会で審議して、計画の実施に反映させていきます。

(1) 中間評価

- ①市民アンケート調査（平成 27 年度実施）
- ②市民活動推進センター登録団体・NPO 法人アンケート調査
（平成 27 年度実施）
- ③市民ワークショップ（平成 28 年度実施）
- ④市民活動推進委員会検討（平成 28 年度実施）

(2) 最終評価

- ①市民アンケート調査（平成 29 年度実施）
- ②市民活動推進センター登録団体・NPO 法人アンケート調査
（平成 29 年度実施）
- ③市民ワークショップ（平成 30 年度実施）
- ④市民活動推進委員会検討（平成 30 年度実施）

2 計画の推進体制

本市では、市民活動を推進するために、附属機関として藤沢市市民活動推進委員会を設置しています。また、市民活動を推進する拠点施設として、市民活動推進センター及び市民活動プラザむつあいを設置しています。

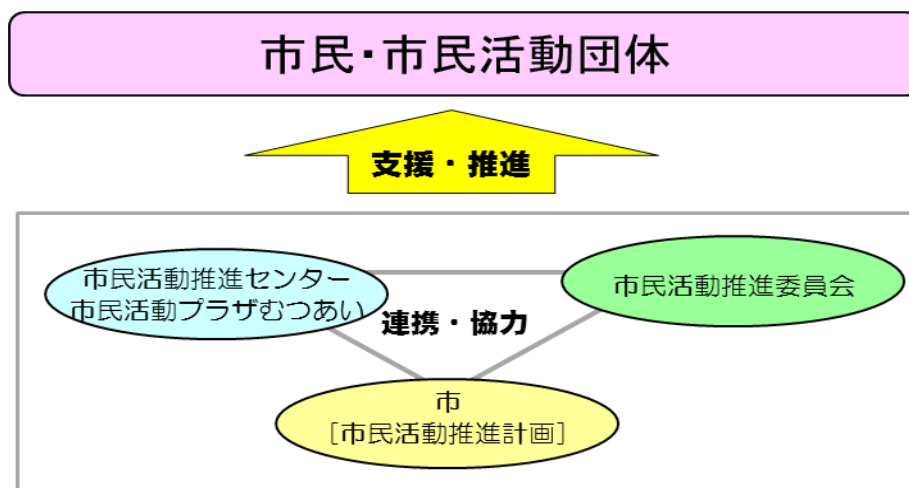
本計画に沿って市民活動を推進するにあたっては、市、市民活動推進委員会、市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいの運営者が連携・協力して行っています。

(1) 藤沢市市民活動推進委員会

藤沢市市民活動推進条例第 11 条に基づいて設置された附属機関(審議会)で、学識経験者、市民活動を行う者、公募市民で構成され、市長の諮問に応じて、市民活動推進計画に関する事項、市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいの運営に関する事項等について、調査審議します。

(2) 市民活動推進センター・市民活動プラザむつあい

市民活動推進センターは、市民活動の自立化を支援することを目的とした、市民活動の推進拠点となる施設として、2001 年(平成 13 年)12 月に開設しました。また、2013 年(平成 25 年)10 月に、本市北部地域における市民活動の活性化を推進する拠点施設として開設した湘南台市民活動プラザを、2016 年(平成 28 年)6 月 1 日に六会市民センター内に移転し、市民活動推進センターの分館として新たに市民活動プラザむつあいを開設しました。



資 料 編

1. 藤沢市市民活動推進条例	・・・ 27
2. 藤沢市市民活動推進委員会委員名簿	・・・ 33
3. 中間見直しの経緯	・・・ 34
4. 中間見直しに係る各種調査結果	・・・ 35
(1) 市民活動団体の活動状況調査（概要版）	・・・ 35
(2) 市民活動に関するアンケート調査（概要版）	・・・ 39
(3) 平成27年度藤沢市NPO法人活動実態調査（概要版）	・・・ 57
(4) NPO 交流サロン特別編 「藤沢の市民活動を考える！」ワークショップ	・・・ 79
(5) 市民活動推進計画平成29・30年度の取組（案）	・・・ 89

1. 藤沢市市民活動推進条例

平成13年9月27日

条例第8号

私たちのまち藤沢は、市民活動が活発なまちであり、これまで、様々な市民や市民活動団体が協力し合つて、創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきた。

こうした市民の力は、これからの藤沢のまちづくりにとつてますます必要とされ、更に推進していくことが求められている。そのためには、市民一人一人が、自分自身に何ができるのかを問い直し、新たな参加・創造の主体へと変化していくことが期待されるのである。

さらに、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互に連携し、それぞれの持てる力を発揮することにより、人間性豊かな地域社会を形成していくことがこれまで以上に大切なこととなつている。

とりわけ、市民活動が市民の自主的な参加によつて行われるあらゆる分野における自発的な活動であることにかんがみ、市民活動の自主性と自発性を尊重し、その活動の環境を整備し、あわせて、より効果的な行政との協働システムの構築に向けた総合的な施策を推進していくため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、並びに市民活動支援施設（以下「支援施設」という。）を設置することにより、市民活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もつてこの市にふさわしい人間性豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、市民、市民活動を行うもの、事業者及び市による協働型社会の実現に資することを目的とする。

（平成27条例15・一部改正）

(定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であつて次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

(基本理念)

第3条 市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのつとり、市民活動推進計画を策定し、市民活動を推進す

るための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第5条 市民活動を行うものは、第3条の基本理念にのっとり、活動を行うとともに、その活動の内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、市民活動の意義を理解するとともに、その推進に協力するよう努めるものとする。

(市民活動推進計画)

第7条 市長は、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民活動の推進に関する市の基本的な指針
- (2) 市民活動の推進に関する市の基本的な施策(以下「基本施策」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関する重要な事項

3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、藤沢市市民活動推進委員会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(基本施策)

第8条 基本施策には、市民活動の推進に関する次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 活動の場所の整備に関すること。
- (2) 情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動を行うものに対する支援に関すること。
- (4) 市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

(市が行う業務への参入の機会の提供)

第9条 市長は、市民活動を推進するため、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含み3人以上の役員を置く市民活動を行う団体(以下「公益市民活動団体」という。)に対し、市が行う業務のうち当該公益市民活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することができる業務について、参入の機会を提供するよう努めるものとする。

2 前項の参入の機会の提供を受けようとする公益市民活動団体は、あらかじめ市長に規則で定める書類を添えて申請し、その登録を受けなければならない。

3 前項の規定により登録を受けた公益市民活動団体は、同項の規定により提出した書類の内容に変更があつたときは、遅滞なく市長にその旨を記載した書類を提出しなければならない。

4 市長は、第2項の登録を受けた公益市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 公益市民活動団体に該当しなくなつたと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 前項の規定による書類の提出をしなかつたとき。

(書類等の公開)

第10条 市長は、前条第2項若しくは第3項の規定により提出があつた書類又はその写し(以下「書類等」という。)を一般に公開するものとする。ただし、書類等を公開することにより当該公益市民活動団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公開しないことができる。

(市民活動推進委員会の設置)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定により、この市に、藤沢市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 推進計画に関する事項

(2) 支援施設の運営に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項

(平成16条例19・平成27条例15・一部改正)

(委員)

第12条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民活動を行う者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(支援施設の設置)

第13条 市民活動の推進に資するため、この市に、支援施設を設置する。

(平成27条例15・一部改正)

(名称及び位置)

第14条 支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市民活動推進センター	藤沢市藤沢1,031番地

(平成27条例15・一部改正)

(分館の設置)

第15条 藤沢市民活動推進センターに分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市民活動プラザむつあい	藤沢市亀井野四丁目8番地の1

(平成27条例15・全改)

(休館日等)

第16条 支援施設の休館日及び供用時間は、規則で定める。

(平成27条例15・全改)

(事業)

第17条 市長は、支援施設において、市民活動の推進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 支援施設及び設備を利用に供すること。
- (2) 市民活動に関する情報を収集し、及び提供すること。
- (3) 市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会を提供すること。
- (4) 市民活動に関する相談を行うこと。
- (5) 市民活動に関する人材の育成及び交流を行うこと。
- (6) 市民活動に関する調査及び研究を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(平成16条例19・旧第15条繰下・一部改正，平成27条例15・一部改正)

(支援施設の利用)

第18条 支援施設の施設及び設備を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公益的な市民活動を行い、又は行おうとするもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援施設の施設又は設備を利用させないことができる。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上の支障が生じるおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

(平成16条例19・旧第16条繰下，平成27条例15・一部改正)

(特定施設等の使用の許可)

第19条 支援施設の施設及び設備のうち別表に掲げる特定施設又は特定設備(以下「特定施設等」という。)を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請して使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前条第2項各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしない。

(平成16条例19・旧第17条繰下・一部改正，平成27条例15・一部改正)

(利用料金)

第20条 特定施設等の使用許可を受けた者(以下「特定施設等使用者」という。)は、使用許可と同時に、指定管理者(第25条に規定する市長が指定するものをいう。以下この条、次条及び第22条において同じ。)に特定施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平成16条例19・追加, 平成27条例15・一部改正)

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は, 市長が別に定める基準に従い, 利用料金を減額し, 又は免除することができる。

(平成16条例19・追加)

(既払いの利用料金の不返還)

第22条 既払いの利用料金は, 返還しない。ただし, 指定管理者は, 市長が別に定める基準に従い, その全部又は一部を返還することができる。

(平成16条例19・旧第19条繰下・一部改正)

(目的外使用の禁止)

第23条 特定施設等使用者は, 使用許可を受けた目的以外に特定施設等を使用し, 又はその使用の権利を譲渡し, 若しくは貸与してはならない。

(平成16条例19・旧第20条繰下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第24条 市長は, 特定施設等使用者がこの条例の規定に違反したときは, 使用許可を取り消し, 又は使用を制限し, 若しくは停止することができる。

(平成16条例19・旧第21条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第25条 支援施設の管理は, 法第244条の2第3項の規定により, 法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平成16条例19・追加, 平成27年条例15・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第26条 指定管理者が行う業務は, 次のとおりとする。

- (1) 特定施設等の使用許可及びその取消しに関する業務
- (2) 支援施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第17条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか, 支援施設の運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(平成16条例19・追加, 平成27条例15・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第27条 指定管理者の指定の手續等については, 藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

(平成16条例19・追加)

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は, 市長が規則で定める。

(平成16条例19・旧第23条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第13条から第22条までの規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成13年11月規則第19号により同年12月15日から施行)

附 則(平成16年条例第19号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第23条を第28条とし、同条の前に3条を加える改正規定(第27条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に基づく藤沢市市民活動推進センターの特定施設及び特定設備の使用の許可に係る利用料金について適用する。

附 則(平成22年条例第27号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の藤沢市市民活動推進センターの特定施設の使用について既に許可を受けているものの利用料金については、改正後の藤沢市市民活動推進条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第15号)

- 1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。

別表(第19条、第20条関係)

(平成16条例19・全改、平成22条例27・一部改正)

1 特定施設

名称	単位	利用料金
会議室A	1時間当たり	150円
会議室B	1時間当たり	140円

2 特定設備

名称	単位	利用料金
ロッカー(大)	1個につき1月当たり	400円
ロッカー(小)	1個につき1月当たり	200円

2. 藤沢市市民活動推進委員会委員名簿

(敬称略 五十音順)

区 分	氏 名	選出区分 所属機関（団体）名
委員長	中島 智人	学識経験者 産業能率大学経営学部
副委員長	松元 一明	学識経験者 一般財団法人 地域開発研究所研究部
委 員	影浦 憲一	公募委員
	小中 敏憲	公募委員
	櫻井 良太	企業関係者 藤沢青年会議所
	土屋 一步	学識経験者 特定非営利活動法人 日本 NPO センター
	手塚 智之	公募委員
	細矢 岳彦	市民活動関係者 藤沢市市民活動推進センター
	堀 千鶴	市民活動関係者 藤沢市市民活動プラザむつあい
	丸山 栄一	企業関係者 藤沢商工会議所
	村上 尚	市民活動関係者 社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会
	鷺尾 公子	市民活動関係者 特定非営利活動法人 ぐるーぷ藤

3. 中間見直しの経緯

年	月	市民活動推進委員会	意見公聴等
2015	8		○市民活動団体の活動状況調査
	9		
	10		○市民活動に関するアンケート調査
	11		
	12		
2016	1		
	2		○平成27年度藤沢市NPO法人活動実態調査
	3		
	4		
	5	○平成28年度第2回委員会 ・アンケート調査結果報告	
	6		
	7	○平成28年度第3回委員会 ・アンケート調査結果報告	
	8		○NPO交流サロン特別編 「藤沢の市民活動を考える！」 ワークショップ
	9		
	10	○平成28年度第4回委員会 ・ワークショップ結果報告 ・計画中間評価に係る審議	
	11		
	12	計 画 中 間 見 直 し 案 策 定	
2017	1	○平成28年度第7回委員会 ・計画中間見直し案に係る審議	
	2	計 画 中 間 見 直 し 最 終 案 策 定	
	3	○平成28年度第8回委員会 ・計画中間見直し最終案報告	

4. 中間見直しに係る各種調査

(1) 市民活動団体の活動状況調査

(市民活動推進センター登録団体アンケート調査)

1. 調査概要

1.1 調査の背景

藤沢市では、平成 17 年 9 月に「藤沢市市民活動推進計画」を策定し、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努め、市民活動推進センターにおいても、計画に沿った支援事業を展開してきた。平成 26 年度には、社会情勢の変化や法令改正によって市民活動団体や NPO 法人を取り巻く状況も変わってきたことを踏まえ改正を行ったが、今後の計画策定にあたり、藤沢市における市民活動の状況を捉えるため、市民活動推進センターの登録団体を対象に活動状況調査を実施した。

1.2 目的

登録団体の活動状況や協働事業の実態を踏まえ、今後の市民活動推進計画の策定に向けた、参考資料とする。

1.3 実施概要

- (1) 調査名 市民活動団体の活動状況調査
- (2) 実施期間 2015 年（平成 27 年）8 月 10 日（月）～8 月 31 日（月）
- (3) 調査対象 藤沢市市民活動推進センター登録団体 485 団体（2015 年 8 月 8 日時点）
- (4) 調査実施主体 藤沢市市民活動推進センター（指定管理者 特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会）
- (5) 調査内容 活動実態調査、市民活動支援施策に関する調査
- (6) 調査方法 上記の調査対象団体に、調査票を郵送した。返送方法は、返信用封筒に封入して郵送、来館時の直接提出のいずれか。
- (7) 回収率 回答数：299 団体 回収率：61.6%

1.4 調査の項目

- (1) 活動に関して
団体設立のきっかけ、継続的に行っている活動、活動の頻度
- (2) メンバー・組織について

- メンバーの平均年齢、メンバー募集の方法、メンバー間での情報共有の方法
- (3) 財源・収入について
 - 年間収入
- (4) 抱える課題について
 - 現在抱えている課題または今後課題となりうるであろうこと
- (5) 活動場所について
 - 事務所・専用スペースの有無、活動や打ち合わせに使用する場所
- (6) 助成金・補助金・委託事業・協働事業
 - 助成金・補助金・帷幄事業・協働事業等に応募した経験、助成金の応募相談やアドバイスの必要性
- (7) 情報の受発信
 - 団体に関する情報発信内容、活動に必要とする情報、情報源
- (8) 運営
 - 必要としている人材、運営上必要な専門的知識・技術
- (9) 市民活動推進センター
 - 利用頻度・目的・非利用理由

1.5 前回の調査との比較

本調査の実施にあたり、2004年「登録団体の活動に関する調査」、2007年「市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査」、2010年「市民活動団体の活動状況調査」、2012年「市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査」と比較分析を行うため、いくつかの設問について同一のものを用いた。調査結果の文中または表中においては、「2004」「2007」「2010」「2012」と表記した。

2004 調査の概要

調査名	登録団体の活動に関する調査
実施時期	2004年12月
調査対象	藤沢市市民活動推進センターの登録団体（2004年12月時点） 324団体
有効回答数	171団体（回収率：52.8%）
詳細 URL	http://npocafe.f-npon.jp/pub/survey/2004.html

2007 調査の概要

調査名	市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査
-----	------------------------

実施時期 2007年10月
調査対象 藤沢市市民活動推進センターの登録団体（2007年9月時点） 413団体
有効回答数 210団体（回収率：50.8%）
詳細 URL <http://npocafe.f-npon.jp/pub/survey/2007.html>

2010 調査の概要

調査名 市民活動団体の活動状況調査
実施時期 2010年8月
調査対象 藤沢市市民活動推進センターの登録団体（2010年8月時点） 432団体
有効回答数 267団体（回収率：61.8%）
詳細 URL <http://npocafe.f-npon.jp/pub/survey/2010.html>

2012 調査の概要

調査名 市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査
実施時期 2012年12月
調査対象 藤沢市市民活動推進センターの登録団体（2012年12月時点） 453団体
有効回答数 270団体（回収率：59.6%）
詳細 URL <http://npocafe.f-npon.jp/pub/survey/2012.html>

2. 結果概要

<今回の調査における特徴的な傾向>

1. 多くの団体で「人」に関する課題が感じられており、メンバーの高齢化が進んでいる
2. 財政規模は微増傾向で、委託事業等の受託経験率が上昇
3. 任意団体と法人では、活動内容や求めるサポートに差がある

1. 多くの団体で「人」に関する課題が感じられている

「現在抱えている課題・今後課題になりそうなこと」を聴取した設問では、回答の約半数が「人」に関するものであった。特に「高齢化」を挙げる割合が高かった。また、メンバーの平均年齢は前回より「50代」が減り、「60代以上」が増えた。世代交代が進まぬまま、時と共に団体自体が高齢化している状況が垣間見れた。

それに伴い、「会員減少」「活動者の減少」といった問題も生じており、団体のステージや状況に応じたサポートが必要と考える。

2. 財政規模は微増傾向で、委託事業等の受託経験率が上昇

財政規模に関する質問では「10万円未満」が減少し、財政規模はやや拡大傾向にあると見られる。また、助成金や委託事業等への応募経験率は4割程度と前回同様だが、そのうち受託等の経験率は9割に上った（前回は約8割）。

3. 任意団体と法人では、活動内容や求めるサポートに差がある

今回の調査では、全299団体のうち87が法人格を持つ団体であった。任意団体と比較し、法人では活動頻度「ほぼ毎日」が4割を超え（任意団体では約5%）、活動内容も「講師スタッフ派遣」「相談活動」など専門的な内容が目立つ。年間収入も「1000万円以上」が3割を超え、6割が団体専用の事務所を構えている。年代も「60代以上」が少なく30・40代がやや多かった。

このように、活動内容や形態が任意団体とは明確な違いが見られると共に、必要としている人材や知識をはじめ、求めるサポートも「助成金等の申請時のアドバイス」や「運営相談」などより専門的であった。推進センターの利用頻度は任意団体より高くないものの、利用の際には具体的なサポートを求めていることが明確となった。

(2) 藤沢市市民活動に関するアンケート調査報告書 (概要版)

これは、平成27年度に実施した、「市民活動に関するアンケート調査」の概要報告書です。この結果は、藤沢市市民活動推進計画（平成26年度～平成30年度）における市民活動促進の施策について、今後のあり方を検討するうえで、貴重な資料として活用させていただきます。

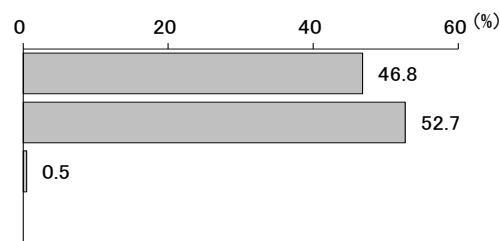
調査の概要	
調査の設計	<ul style="list-style-type: none"> ◆調査対象 市内に住所のある満15歳から80歳までの市民 ◆対象者数 4,000名 ◆標本抽出 無作為抽出 ◆調査方法 郵送による配布・回収方式 ◆調査期間 平成27年10月16日（金）～11月2日（月） ◆有効回収数 1,426件 ◆有効回収率 35.7%
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域活動について 2 市民活動について 3 ボランティア活動について 4 寄附について

※本文、図表中に使われる「n」は回答者数であり、グラフの数値はすべて回答者数を基数とした比率（%）です。小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。複数回答では、%の合計が100%を超える場合があります。

基本属性

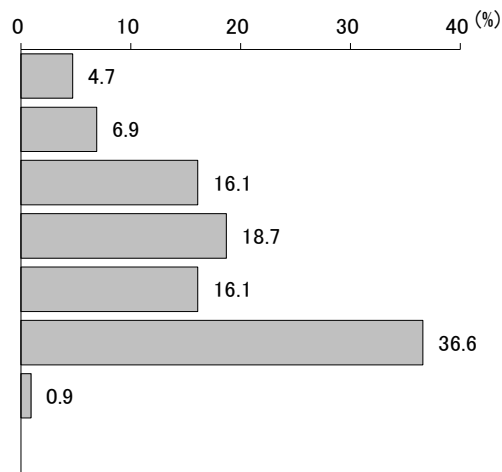
(1) 性別

	基数	構成比
男	667	46.8%
女	752	52.7%
無回答	7	0.5%
全体	1,426	100.0%



(2) 年齢

	基数	構成比
10歳代	67	4.7%
20歳代	98	6.9%
30歳代	230	16.1%
40歳代	266	18.7%
50歳代	230	16.1%
60歳以上	522	36.6%
無回答	13	0.9%
全体	1,426	100.0%

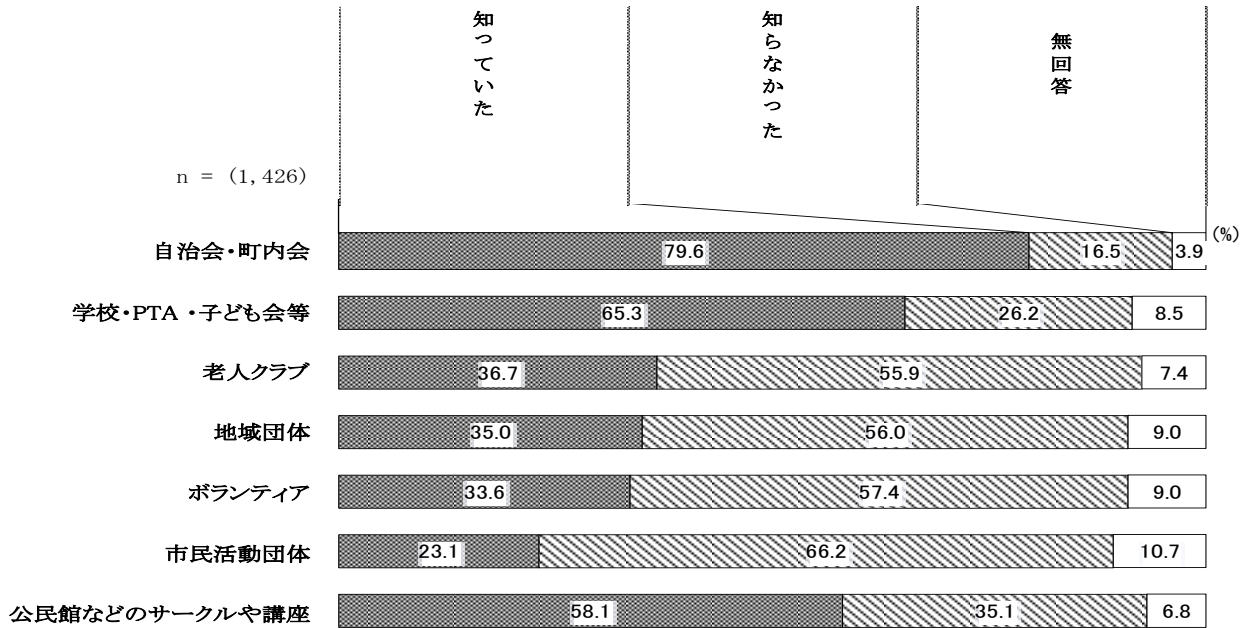


1 地域活動について

地域活動の周知状況

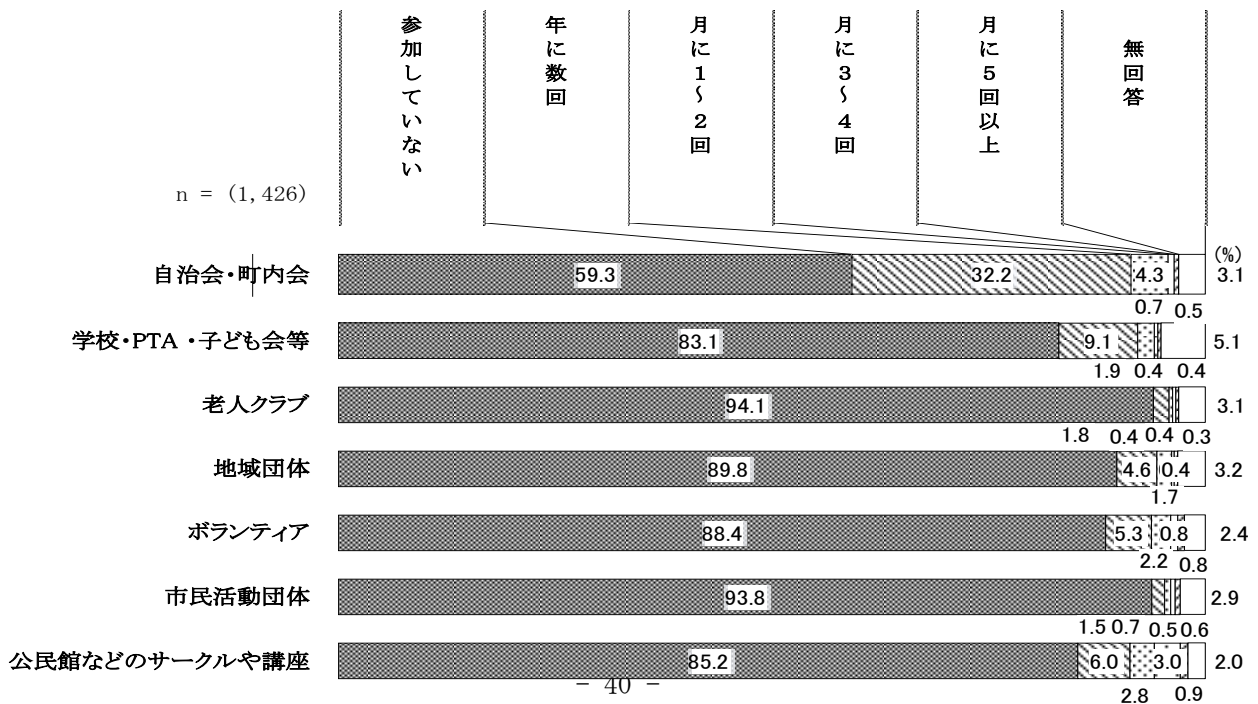
地域活動の周知状況で「知っていた」については、「自治会・町内会」が79.6%と最も高く、次いで、「学校・PTA・子ども会等」(65.3%)、「公民館などのサークルや講座」(58.1%)の順となっています。

一方、「知らなかった」については、「市民活動団体」が66.2%と最も高く、次いで「ボランティア」(57.4%)、「地域団体」(56.0%)、「老人クラブ」(55.9%)の順となっています。



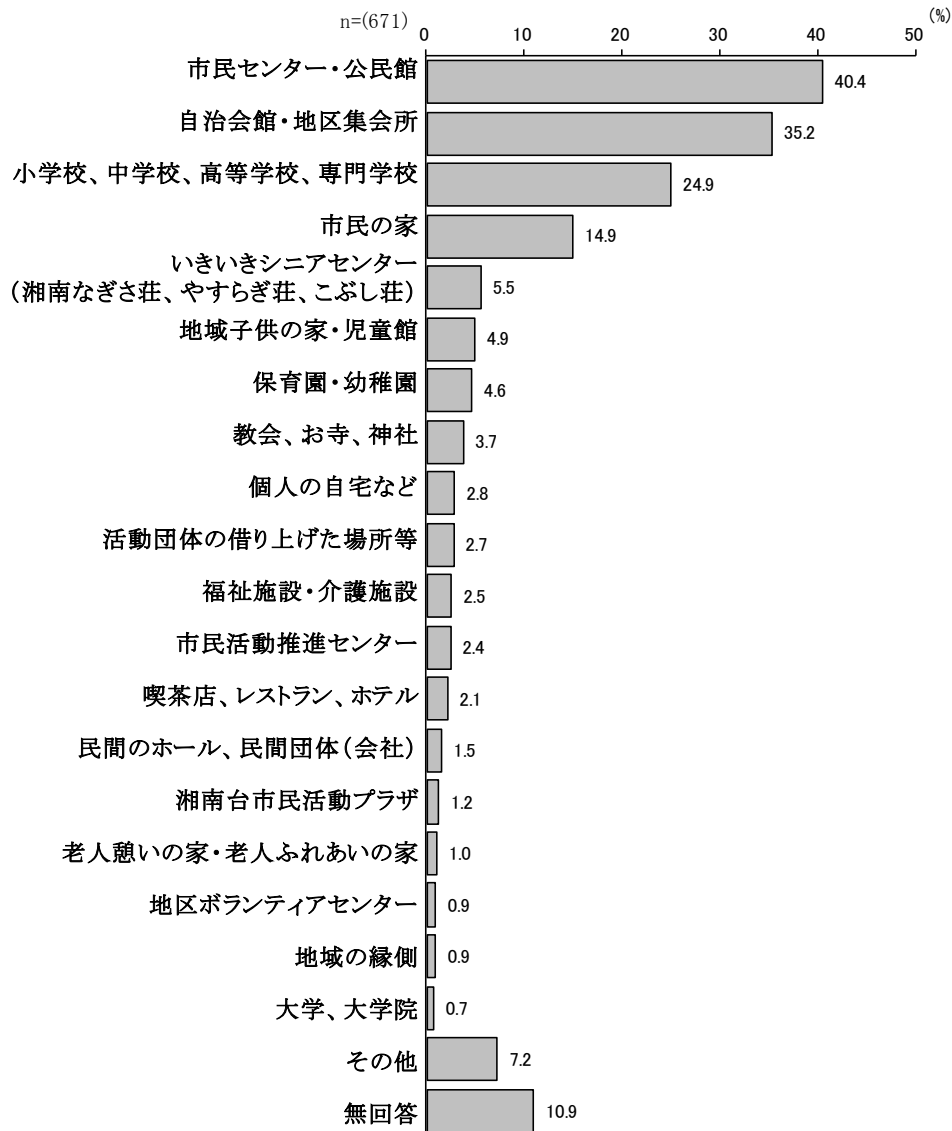
地域活動への参加の頻度と参加理由

地域活動への参加頻度については、「参加していない」は「学校・PTA・子ども会等」83.1%、「老人クラブ」94.1%、「地域団体」89.8%、「ボランティア」88.4%、「市民活動団体」93.8%、「公民館などのサークルや講座」85.2%と、「自治会・町内会」を除く各項目で8割を超えて高くなっています。「年に数回」「月に1〜2回」「月に3〜4回」「月に5回以上」を合わせた『参加している』は「自治会・町内会」が37.7%で最も高くなっています。



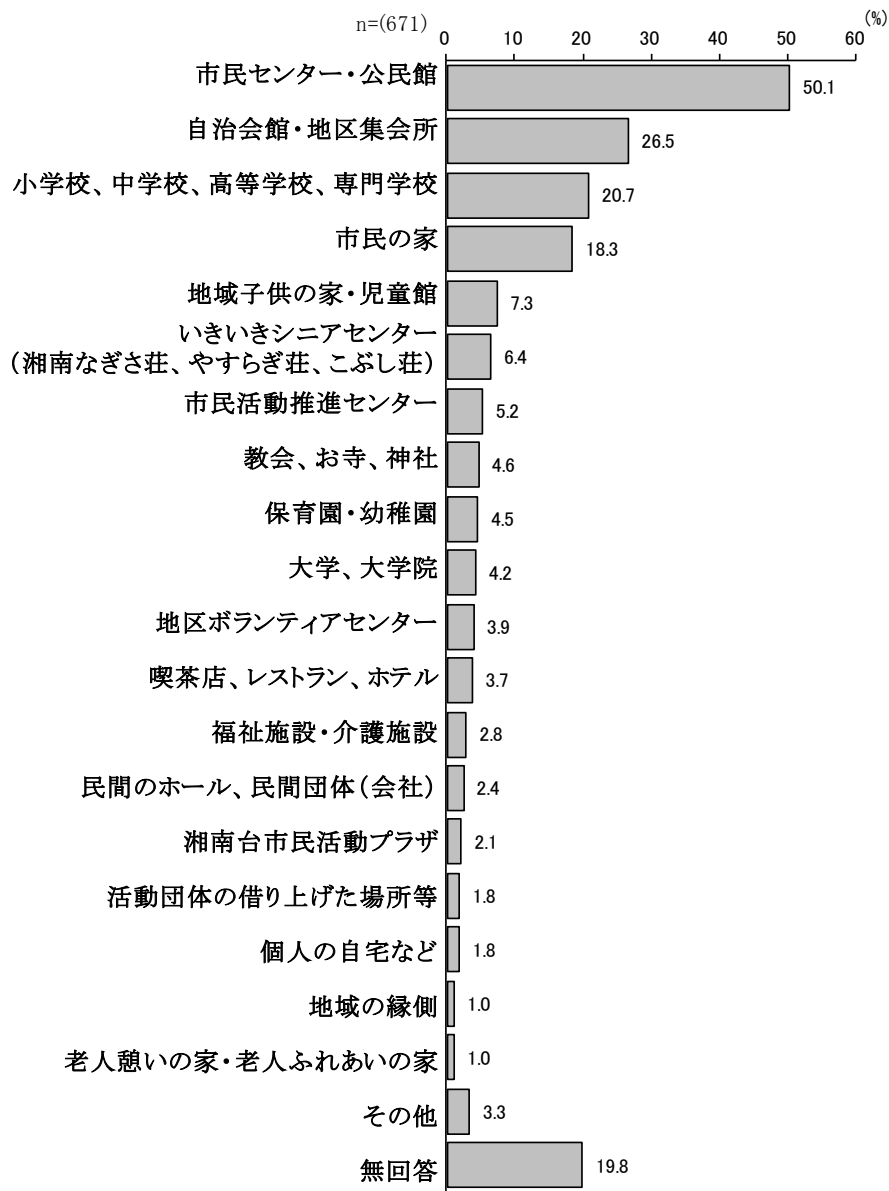
地域活動を行う場として利用している施設

地域活動を行う場として利用している施設については、「市民センター・公民館」が40.4%と最も高く、次いで、「自治会館・地区集会所」(35.2%)、「小学校、中学校、高等学校、専門学校」(24.9%)の順となっています。



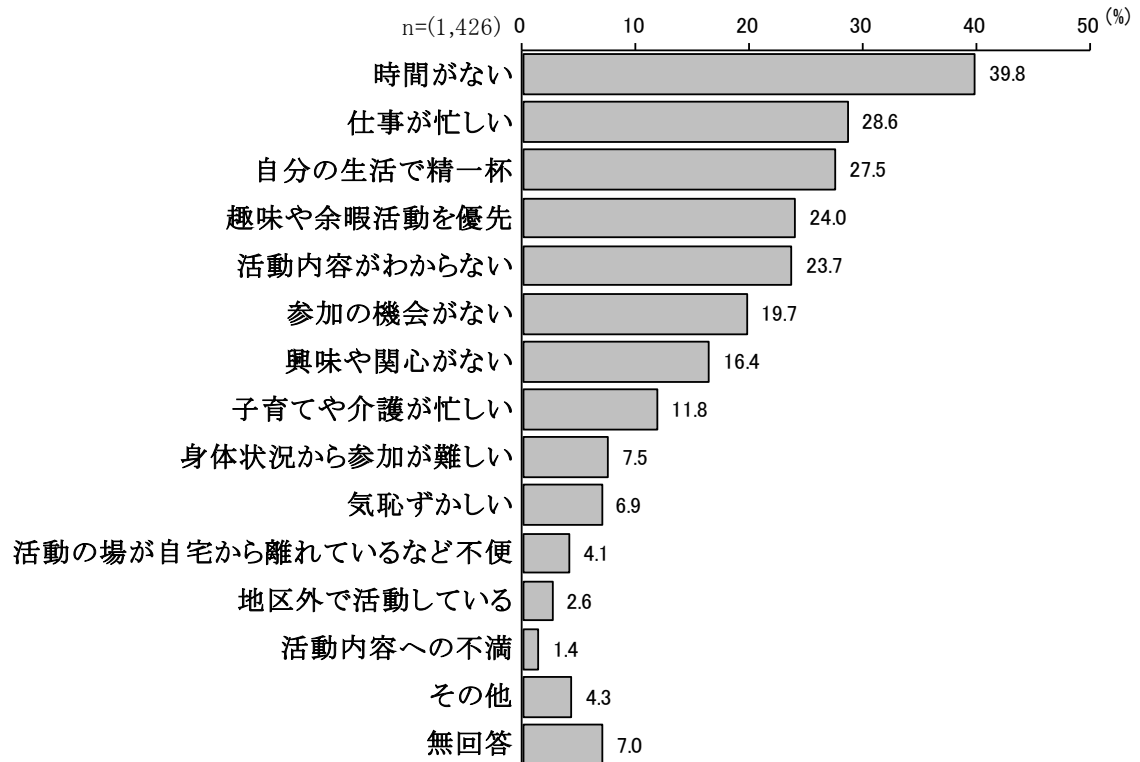
地域活動を行う場として今後利用したい施設

地域活動を行う場として今後利用したい施設については、「市民センター・公民館」が50.1%と最も高く、次いで、「自治会館・地区集会所」(26.5%)、「小学校、中学校、高等学校、専門学校」(20.7%)の順となっています。



地域活動に参加することに妨げとなること

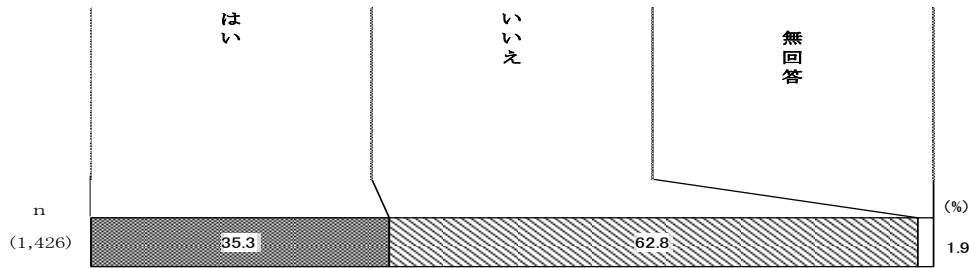
地域活動に参加することに妨げとなることについては、「時間がない」が39.8%と最も高く、次いで、「仕事が忙しい」(28.6%)、「自分の生活で精一杯」(27.5%)の順となっています。



2 市民活動について

市民活動への参加意向

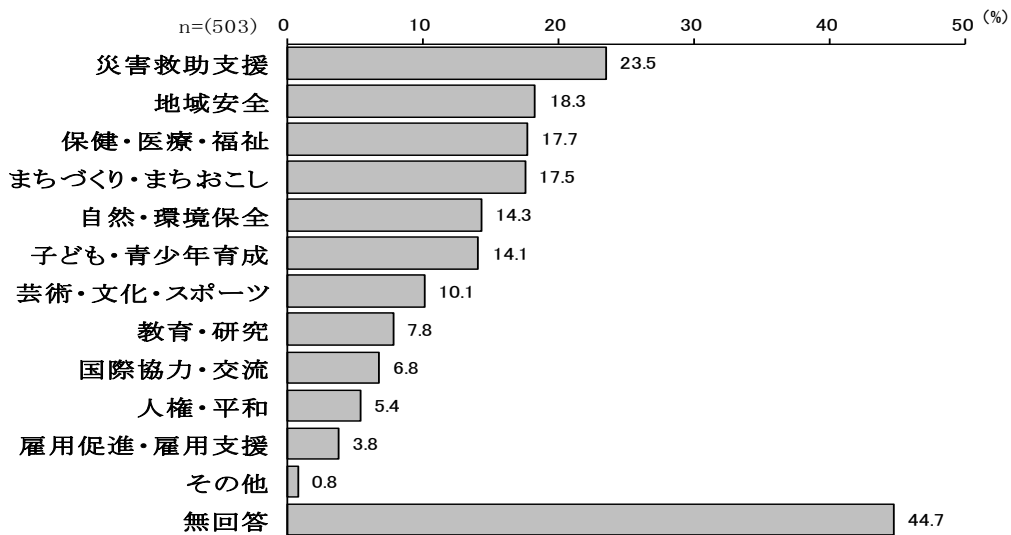
市民活動への参加意向については、「はい」が35.3%、「いいえ」が62.8%となっています。



参加したい市民活動の分野

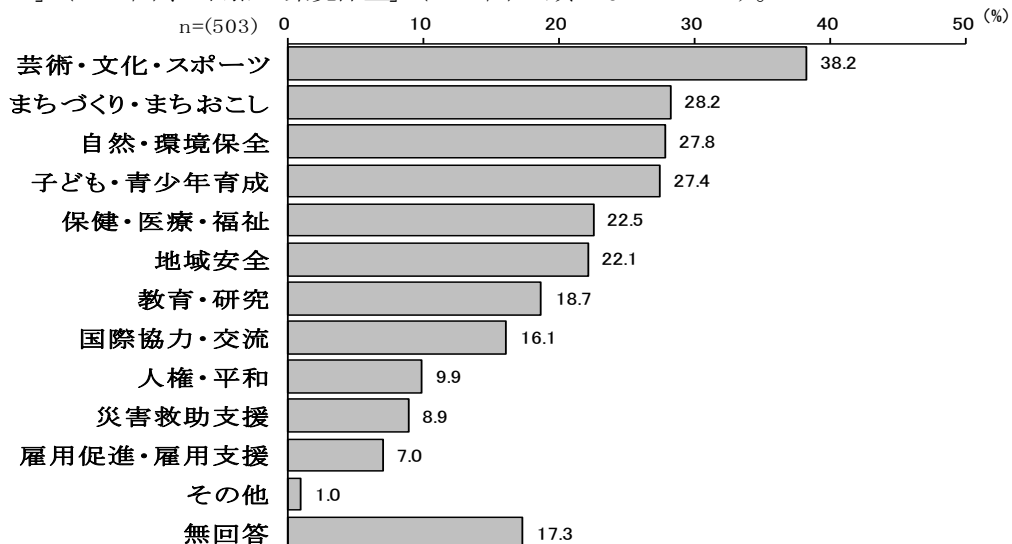
<震災関連>

参加したい震災関連活動については、「災害救助支援」が23.5%と最も高く、次いで、「地域安全」(18.3%)、「保健・医療・福祉」(17.7%)の順となっています。



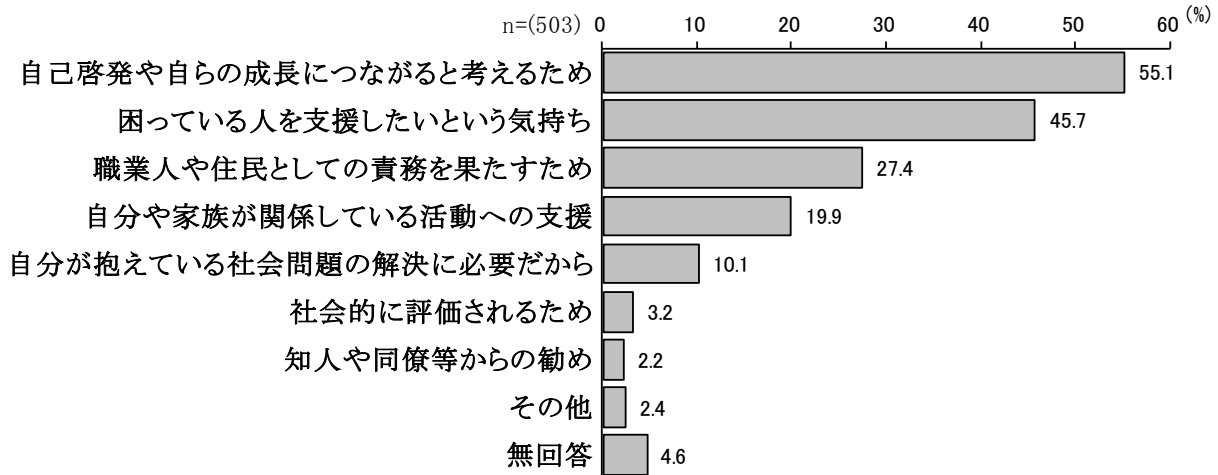
<震災関連以外>

震災関連を除く市民活動については、「芸術・文化・スポーツ」が38.2%と最も高く、次いで、「まちづくり・まちおこし」(28.2%)、「自然・環境保全」(27.8%)の順となっています。



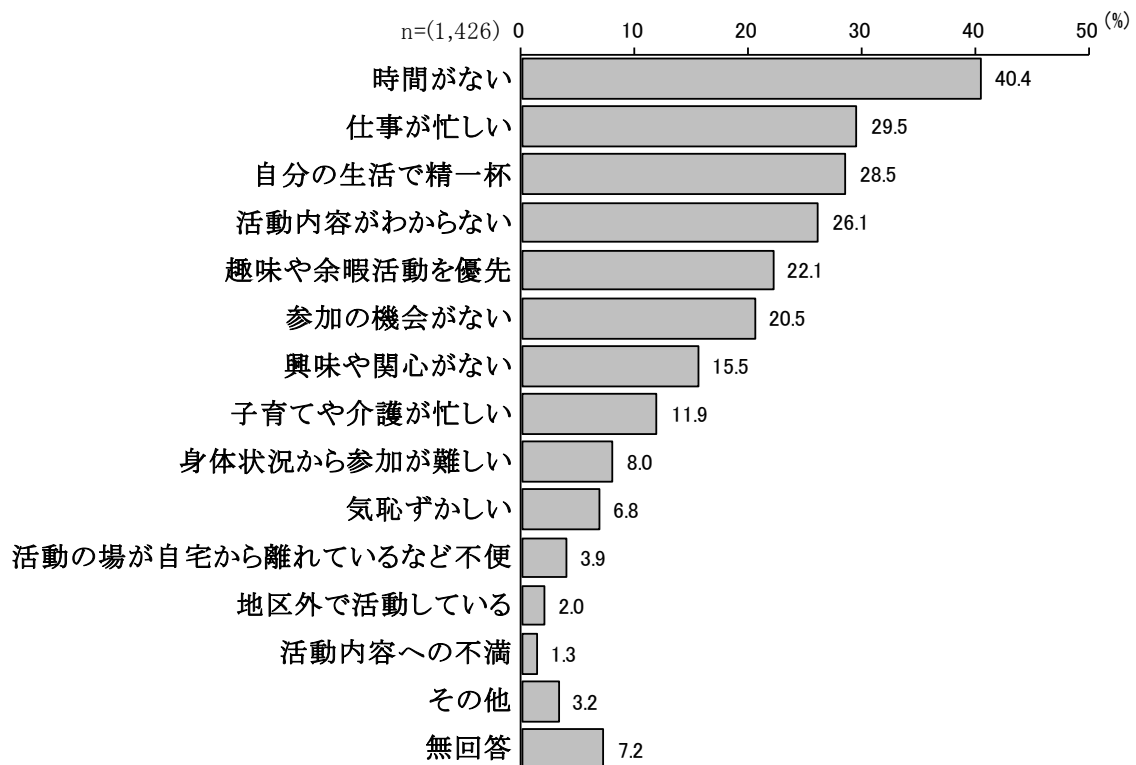
市民活動に参加する理由

市民活動に参加する理由については、「自己啓発や自らの成長につながるため」が55.1%と最も高く、次いで、「困っている人を支援したいという気持ち」(45.7%)、「職業人や住民としての責務を果たすため」(27.4%)の順となっています。



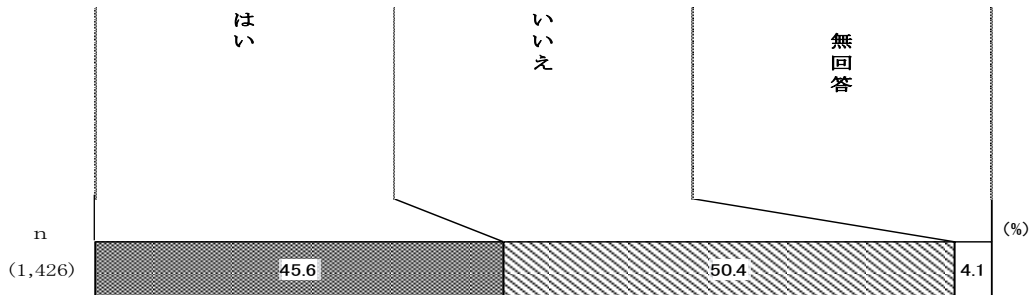
市民活動に参加することに妨げとなること

市民活動に参加することに妨げとなることについては、「時間がない」が40.4%と最も高く、次いで、「仕事が忙しい」(29.5%)、「自分の生活で精一杯」(28.5%)の順となっています。



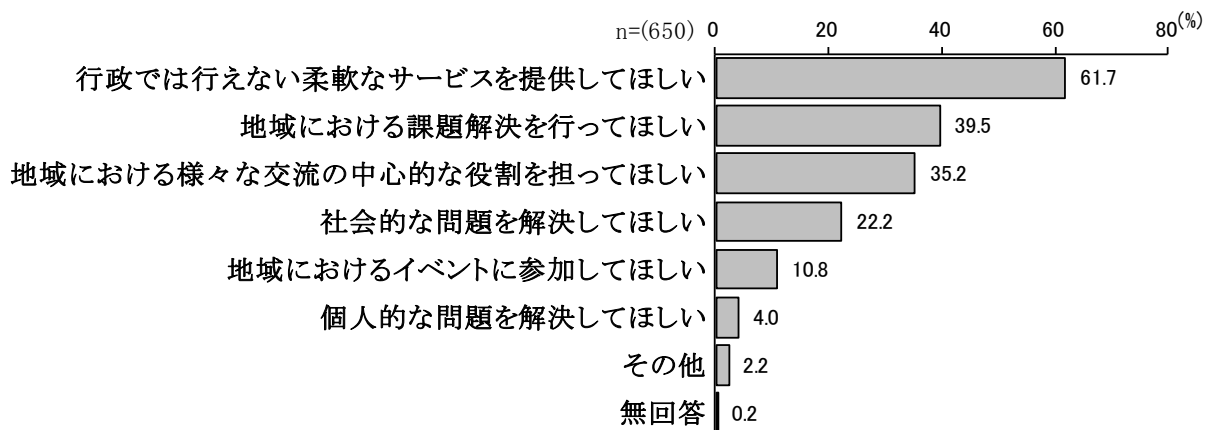
市民活動団体に期待することの有無

市民活動団体に期待することの有無については、「はい」が45.6%、「いいえ」が50.4%となっています。



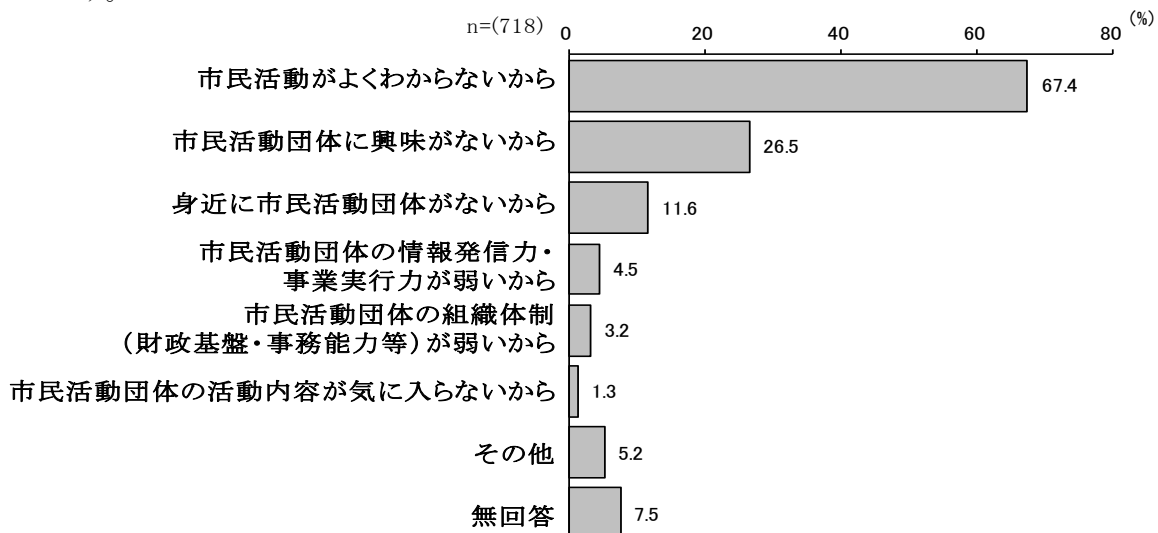
市民活動団体に期待することの内容

市民活動団体に期待することの内容については、「行政では行えない柔軟なサービスを提供してほしい」が61.7%と最も高く、次いで、「地域における課題解決を行ってほしい」(39.5%)、「地域における様々な交流の中心的な役割を担ってほしい」(35.2%)の順となっています。



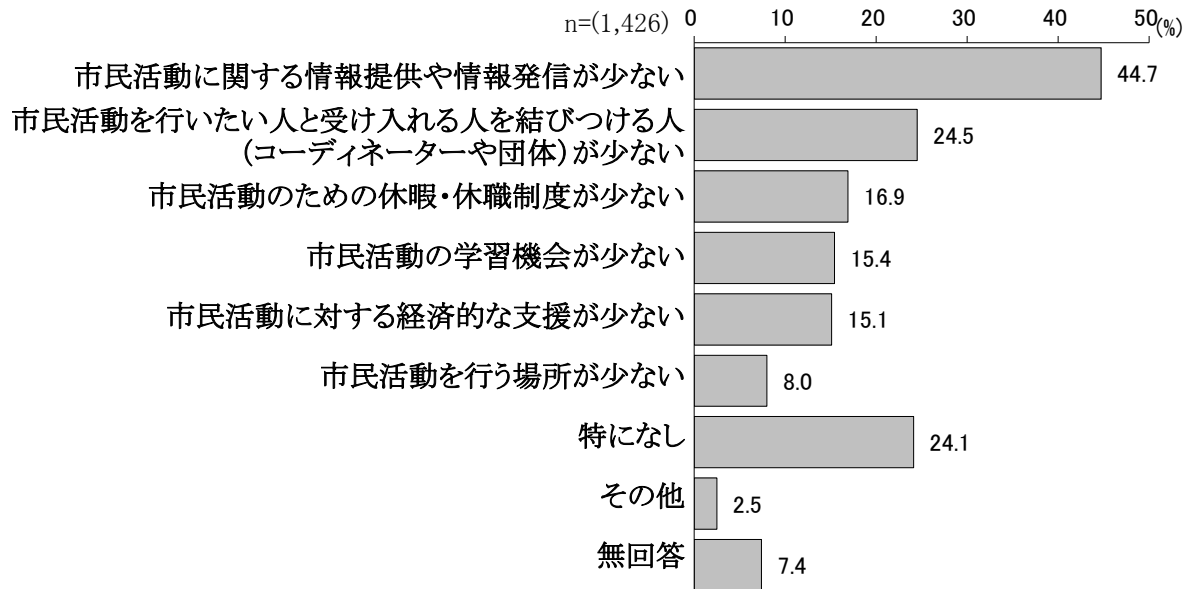
市民活動団体に期待することがない理由

市民活動団体に期待することがない理由については、「市民活動がよくわからないから」が67.4%と最も高く、次いで、「市民活動団体に興味がないから」(26.5%)、「身近に市民活動団体がないから」(11.6%)の順となっています。



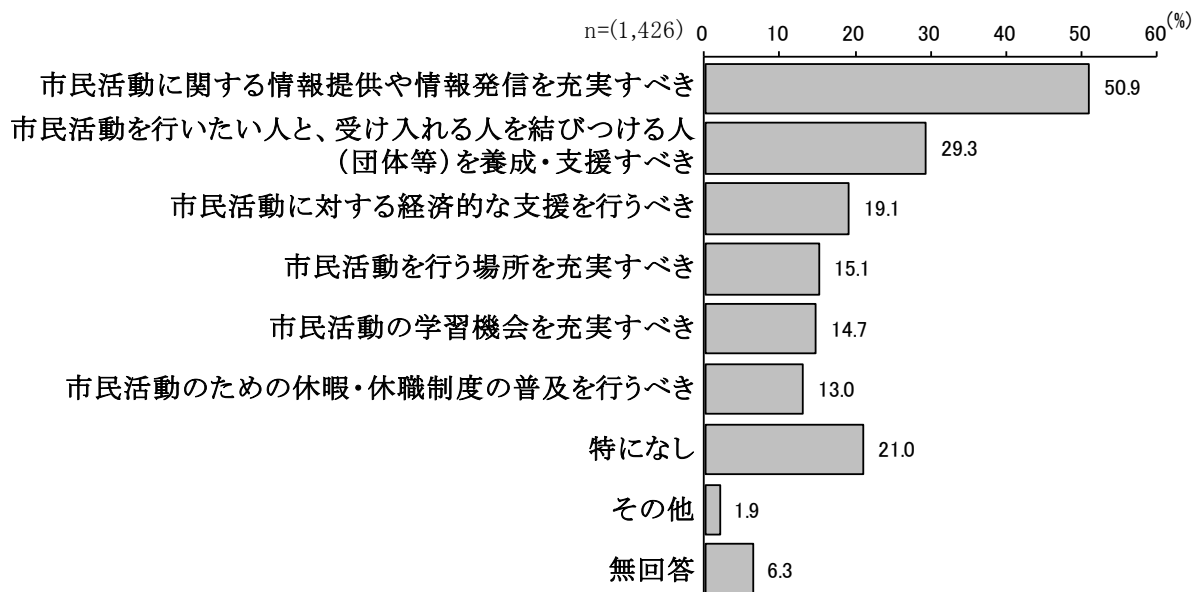
市民活動団体が活動するときに妨げになること

市民活動団体が活動する時に妨げになることについては、「市民活動に関する情報提供や情報発信が少ない」が44.7%と最も高く、次いで、「市民活動を行いたい人と受け入れる人を結びつける人(コーディネーターや団体)が少ない」(24.5%)、「市民活動のための休暇・休職制度が少ない」(16.9%)の順となっています。



市民活動について市に望むこと

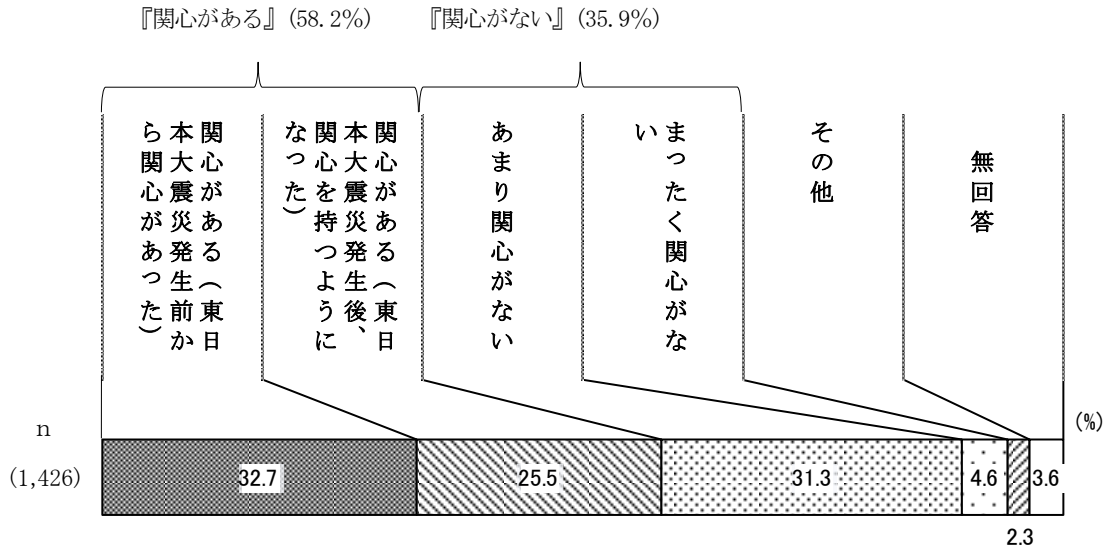
市民活動について市に望むことについては、「市民活動に関する情報提供や情報発信を充実すべき」が50.9%と最も高く、次いで、「市民活動を行いたい人と、受け入れる人を結びつける人(団体等)を養成・支援すべき」(29.3%)、「市民活動に対する経済的な支援を行うべき」(19.1%)の順となっています。



3 ボランティア活動について

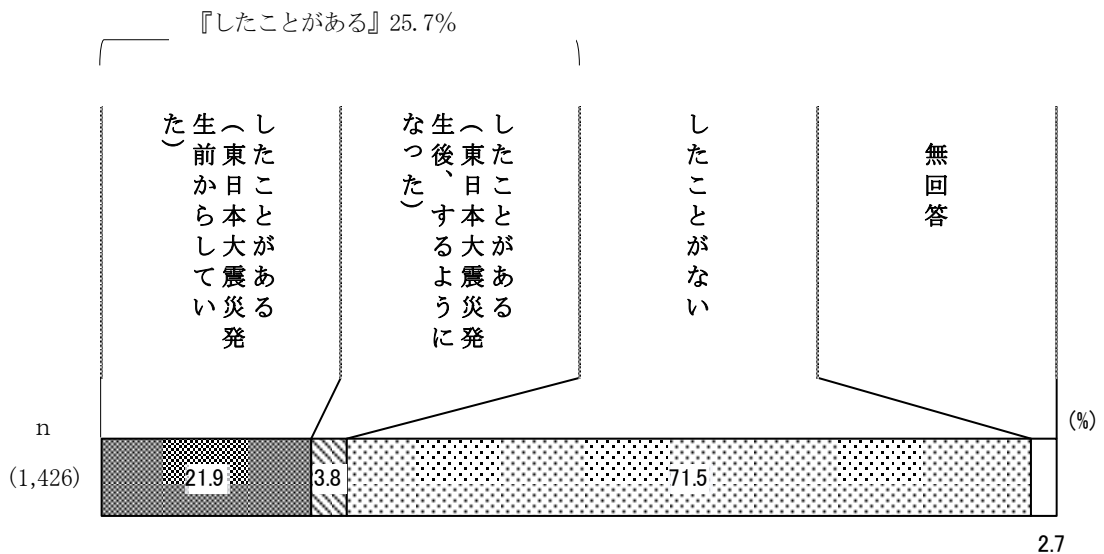
ボランティア活動への関心の有無

ボランティア活動への関心の有無については、「関心がある(東日本大震災発生前から関心があった)」が32.7%と最も高く、「関心がある(東日本大震災発後、関心を持つようになった)」(25.5%)を合わせた『関心がある』は58.2%となっています。



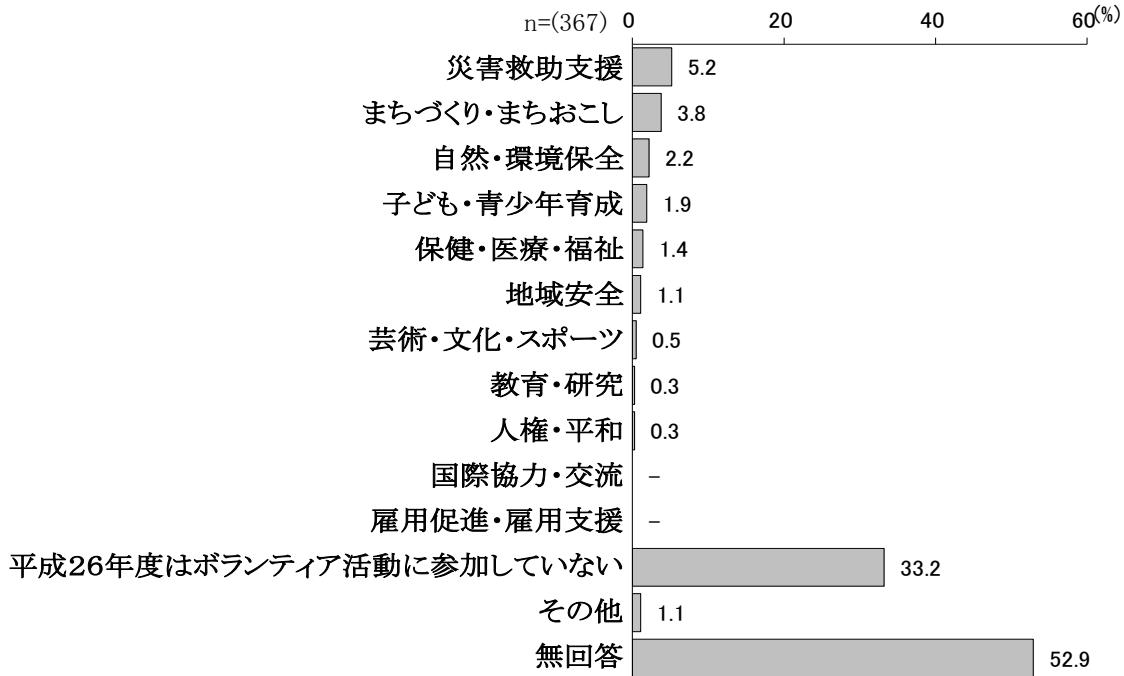
ボランティア活動の経験

ボランティア活動の経験については、「したことがない」が71.5%と最も高く、次いで、「したことがある(東日本大震災発生前からしていた)」(21.9%)、「したことがある(東日本大震災発後、するようになった)」(3.8%)の順となっています。



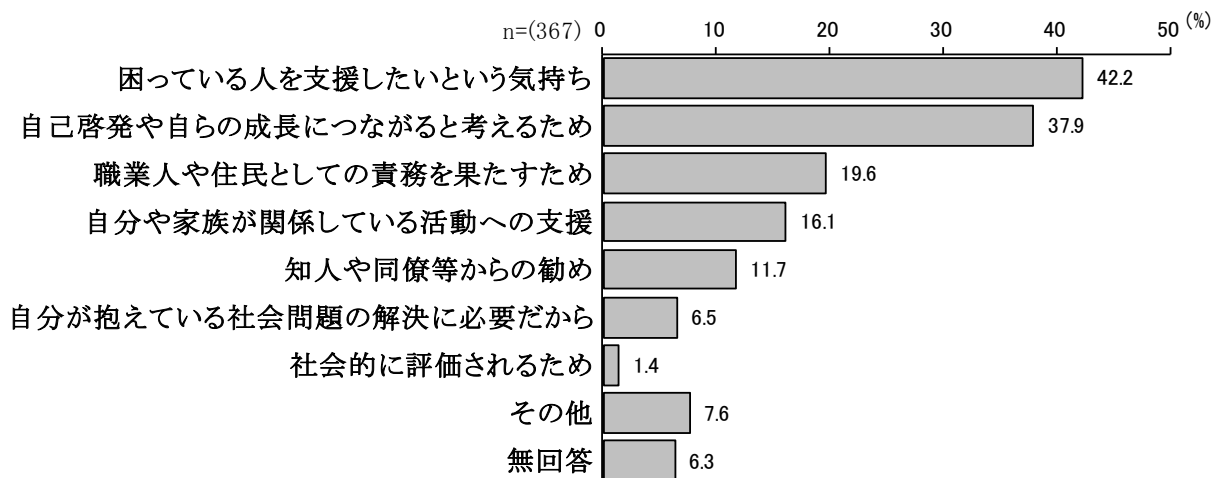
平成26年度中に参加したことがあるボランティア活動

平成26年度中に参加したことがある震災関連のボランティア活動については、「災害救助支援」が5.2%と最も高く、次いで、「まちづくり・まちおこし」(3.8%)、「自然・環境保全」(2.2%)の順となっています。一方、「平成26年度はボランティア活動に参加していない」は33.2%となっています。



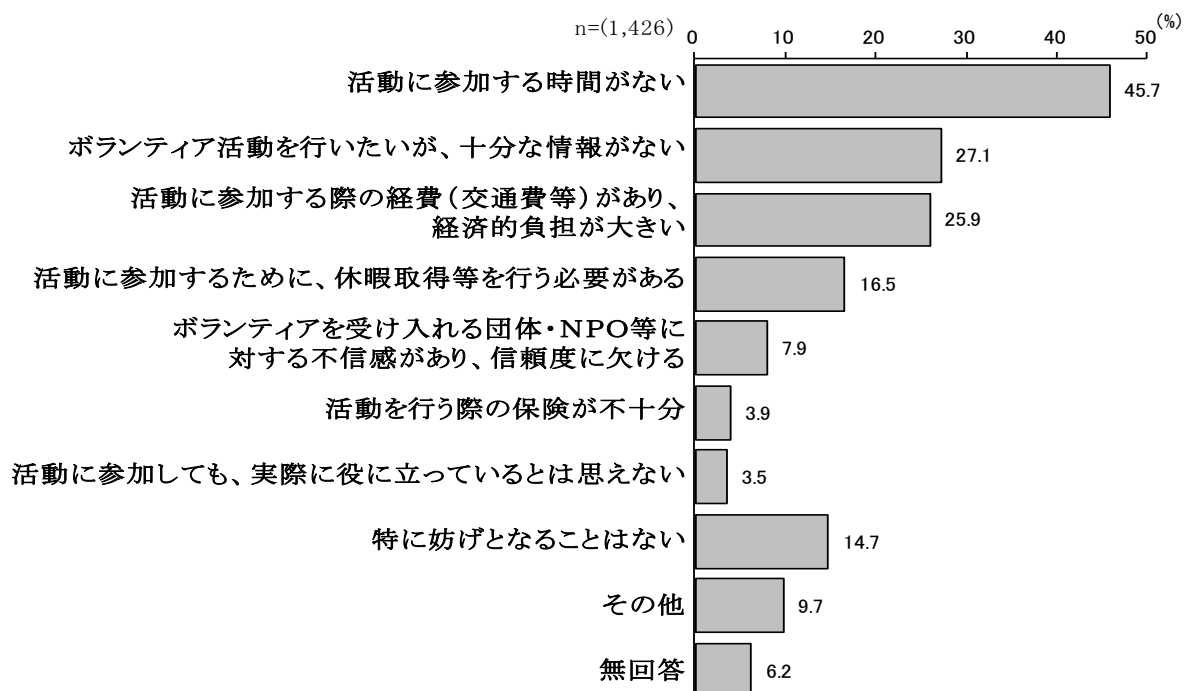
ボランティア活動に参加する理由

ボランティア活動に参加する理由については、「困っている人を支援したいという気持ち」が42.2%と最も高く、次いで、「自己啓発や自らの成長につながるため」(37.9%)、「職業人や住民としての責務を果たすため」(19.6%)の順となっています。



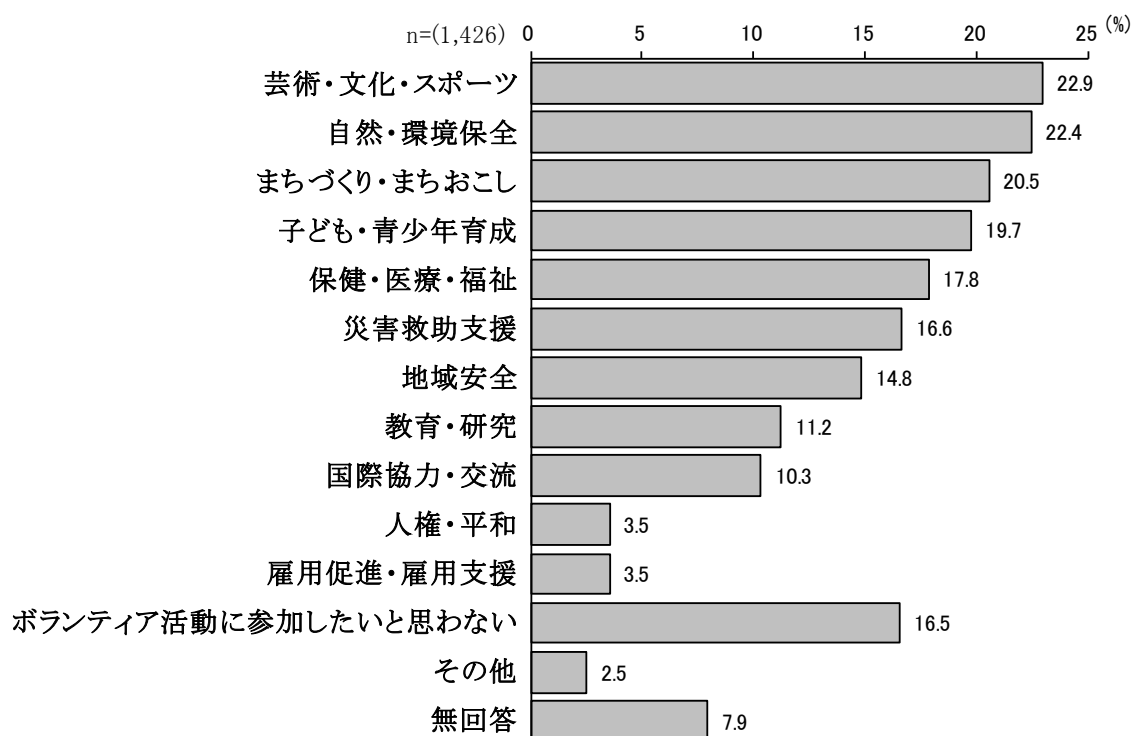
ボランティア活動に参加することに妨げとなること

ボランティア活動に参加することに妨げとなることについては、「活動に参加する時間がない」が45.7%と最も高く、次いで、「ボランティア活動を行いたいが、十分な情報がない」(27.1%)、「活動に参加する際の経費(交通費等)があり、経済的負担が大きい」(25.9%)の順となっています。



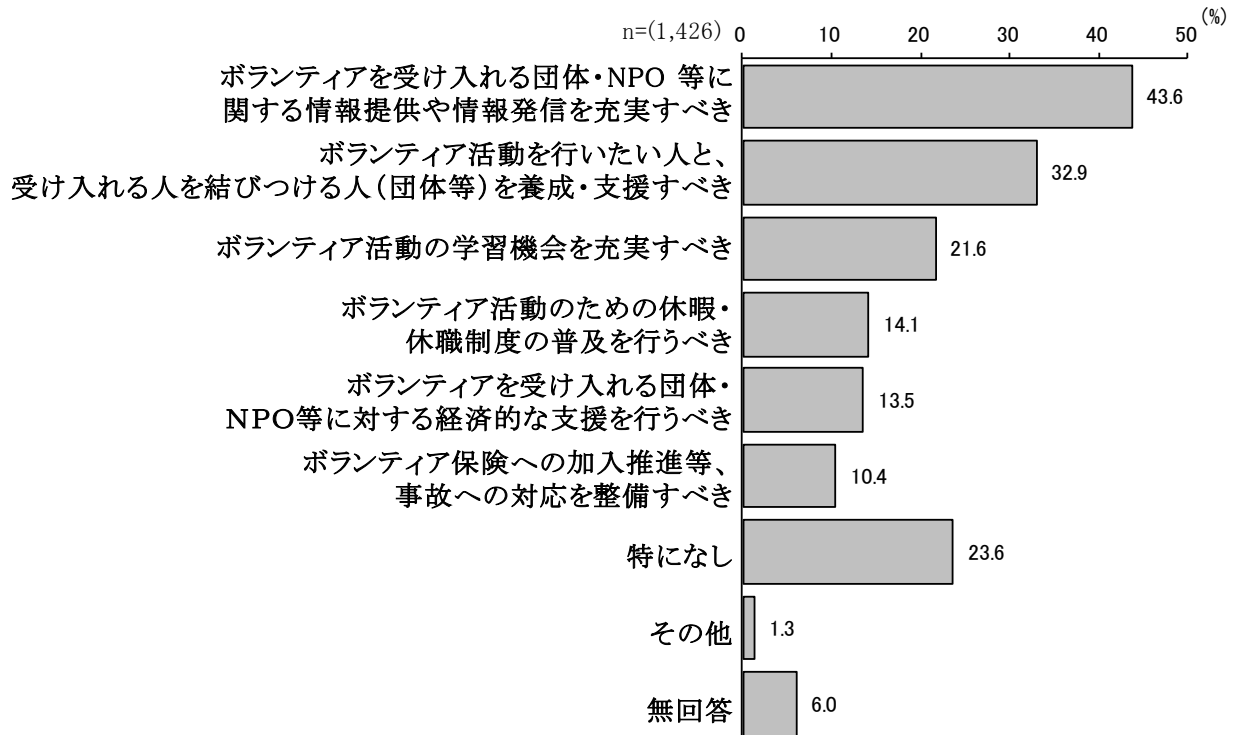
今後参加したいボランティア活動の分野

今後参加したいボランティア活動の分野については、「芸術・文化・スポーツ」が22.9%と最も高く、次いで、「自然・環境保全」(22.4%)、「まちづくり・まちおこし」(20.5%)の順となっています。



ボランティア活動について市に望むこと

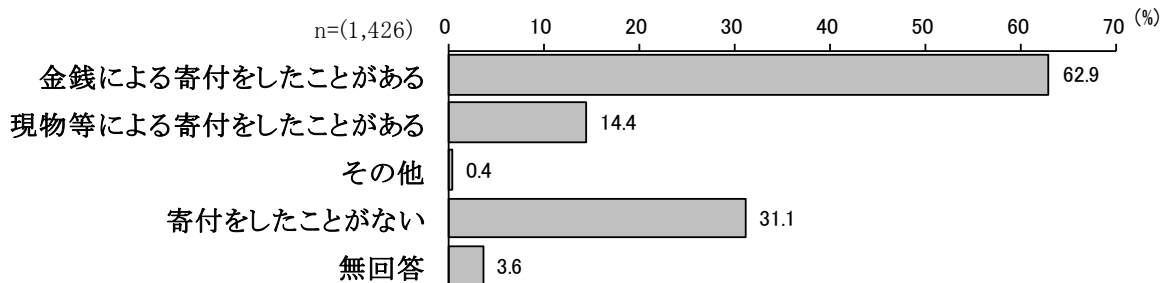
ボランティア活動について市に望むことについては、「ボランティアを受け入れる団体・NPO等に関する情報提供や情報発信を充実すべき」が43.6%と最も高く、次いで、「ボランティア活動を行いたい人と、受け入れる人を結びつける人(団体等)を養成・支援すべき」(32.9%)、「ボランティア活動の学習機会を充実すべき」(21.6%)の順となっています。



4 寄付について

寄付経験の有無

寄付経験の有無については、「金銭による寄付をしたことがある」が62.9%と最も高く、次いで、「寄付をしたことがない」(31.1%)、「現物等による寄付をしたことがある」(14.4%)の順となっています。

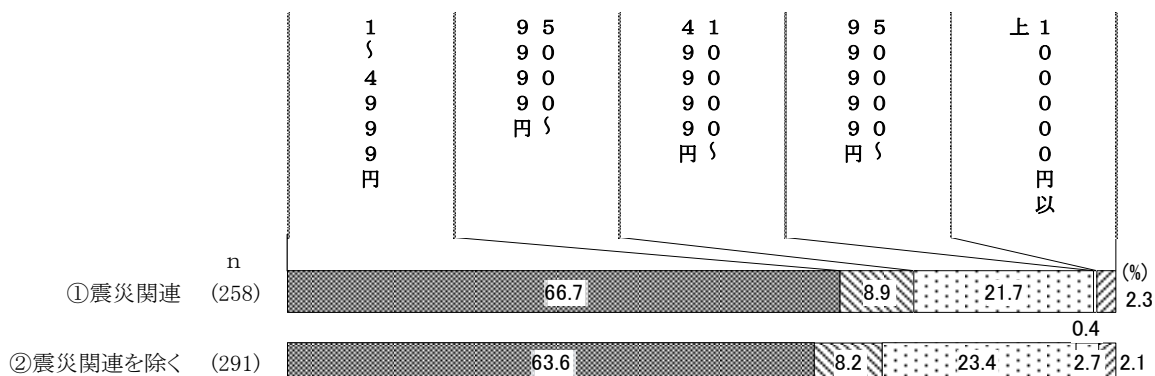


平成26年度に寄付した金額、回数、現物を寄付した回数

<年間寄付金額>

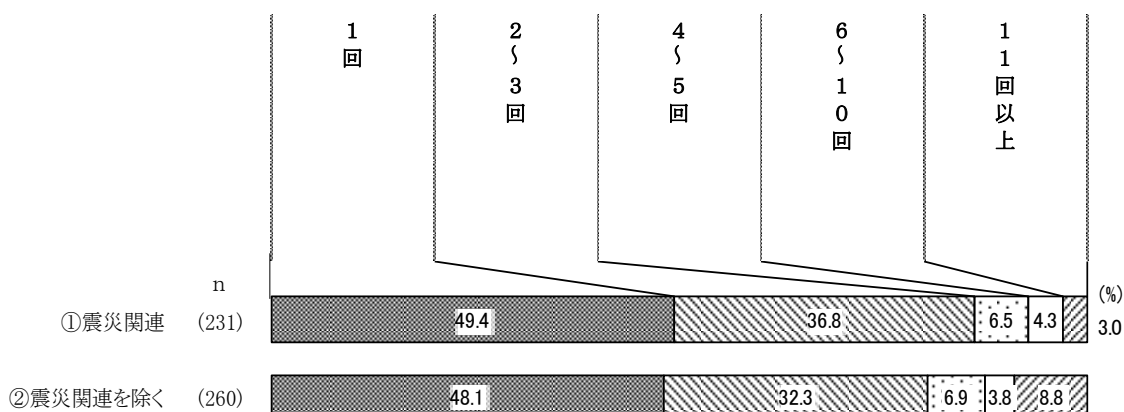
あなたの年間寄付金額については、震災関連において「1～4,999円」が66.7%と最も高く、次いで、「10,000～49,999円」(21.7%)、「5,000～9,999円」(8.9%)の順となっています。

一方、震災関連以外において「1～4,999円」が63.6%と最も高く、次いで、「10,000～49,999円」(23.4%)、「5,000～9,999円」(8.2%)の順となっています。



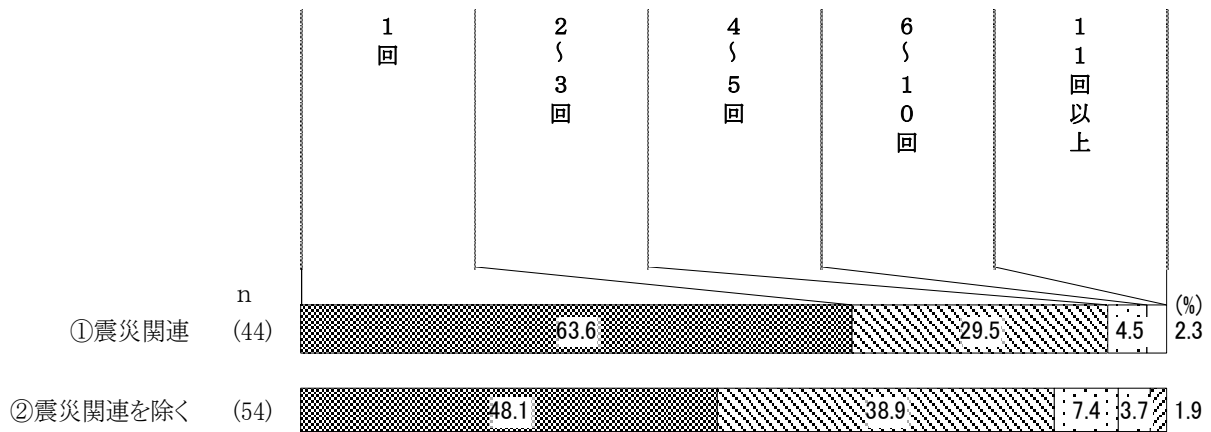
<年間金銭寄付回数>

年間金銭寄付回数については、震災関連において「1回」が49.4%と最も高く、次いで、「2～3回」(36.8%)、「4～5回」(6.5%)の順となっています。一方、震災関連以外において「1回」が48.1%と最も高く、次いで、「2～3回」(32.3%)、「11回以上」(8.8%)の順となっています。



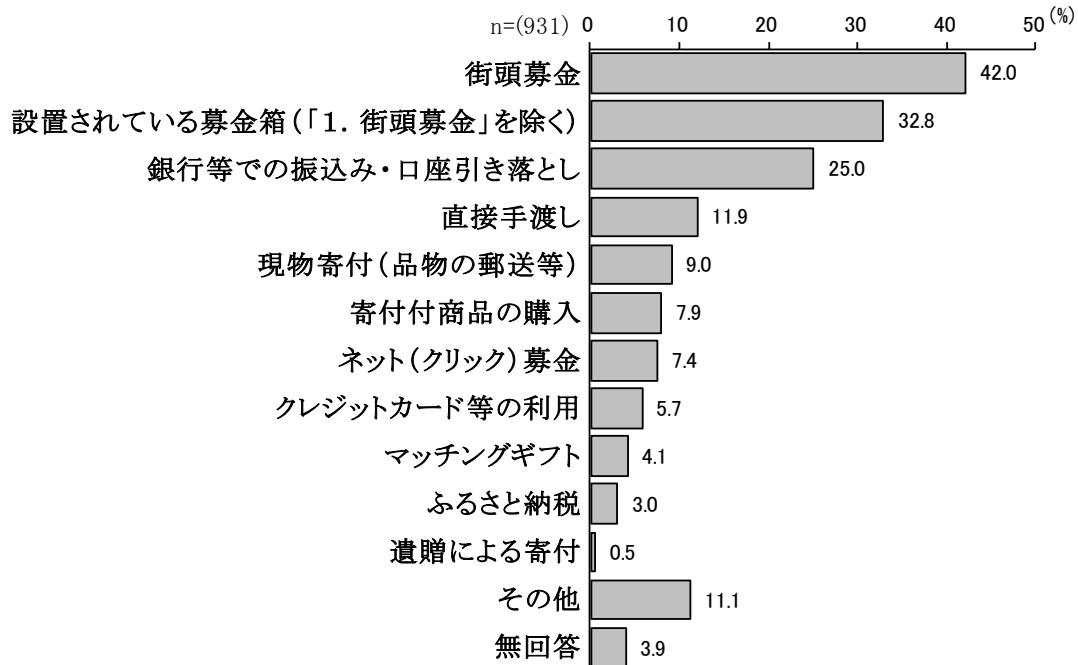
<年間現物等寄付回数>

年間現物等寄付回数については、震災関連において「1回」が63.6%と最も高く、次いで、「2～3回」(29.5%)、「4～5回」(4.5%)の順となっています。一方、震災関連以外において「1回」が48.1%と最も高く、次いで、「2～3回」(38.9%)、「4～5回」(7.4%)の順となっています。



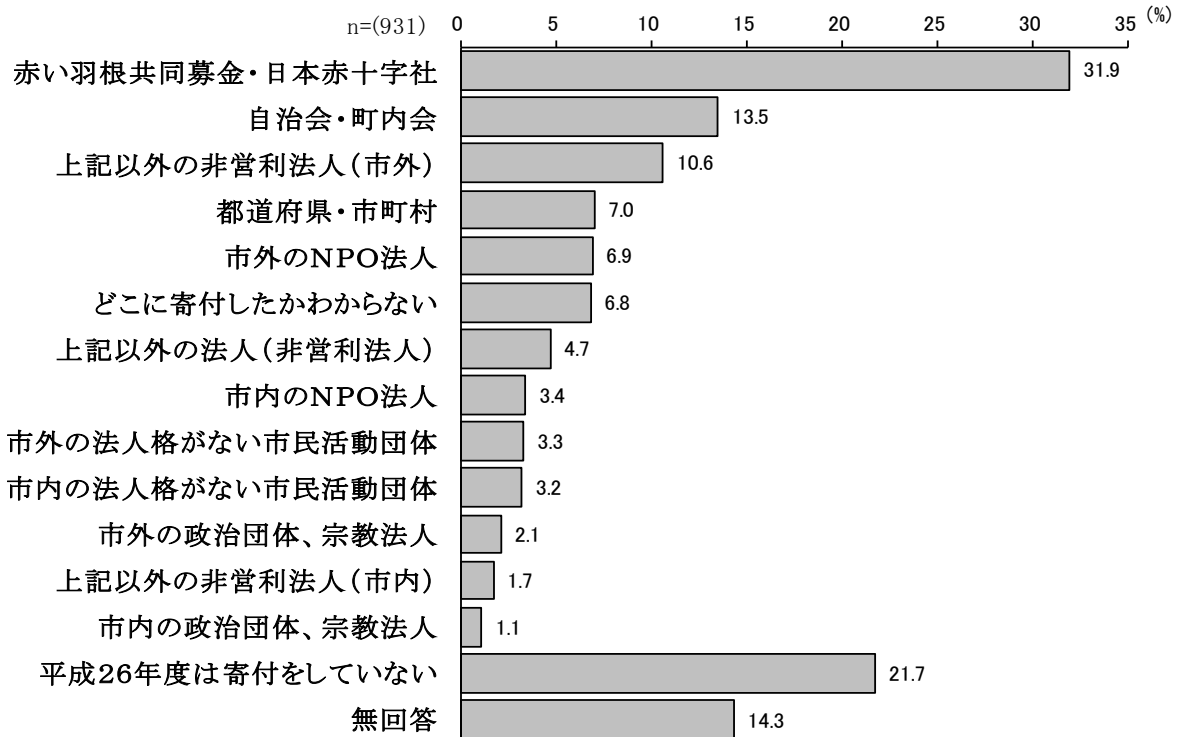
寄付を行った方法

寄付を行った方法については、「街頭募金」が42.0%と最も高く、次いで、「設置されている募金箱(「1. 街頭募金」を除く)」(32.8%)、「銀行等での振込み・口座引き落とし」(25.0%)の順となっています。



平成26年度に寄付をした団体

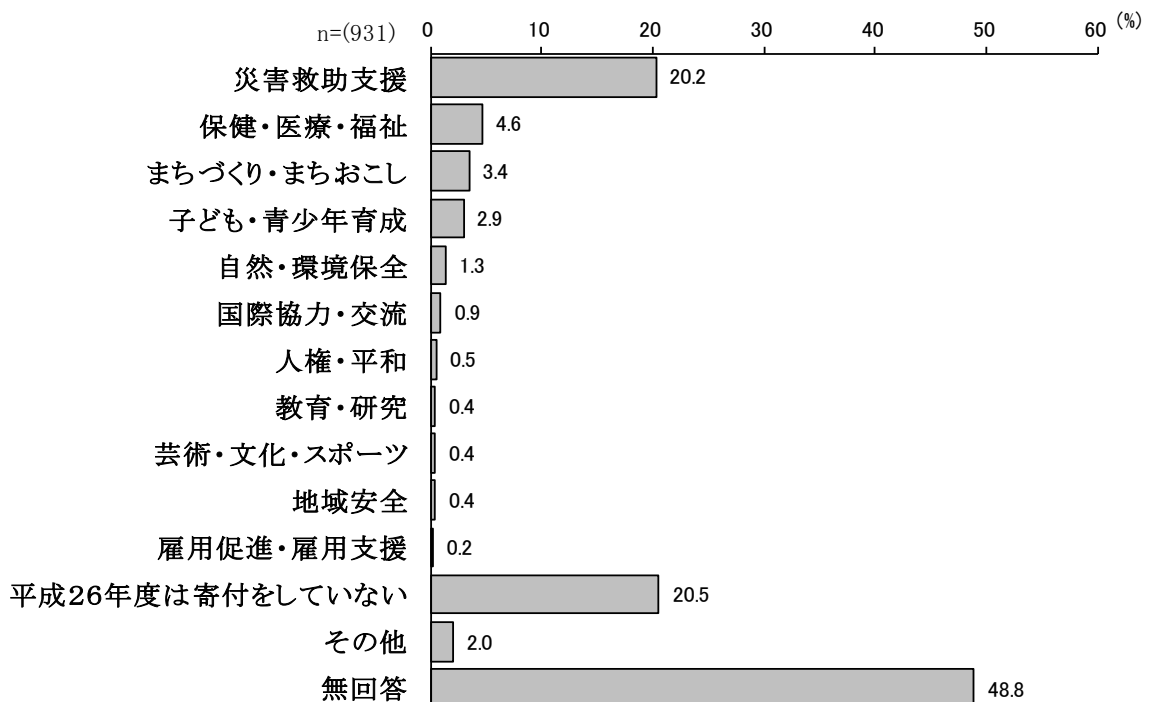
平成26年度に寄付をした団体については、「赤い羽根共同募金・日本赤十字社」が31.9%と最も高く、次いで、「自治会・町内会」(13.5%)、「上記以外の非営利法人(市外)」(10.6%)の順となっています。一方、「平成26年度は寄付をしていない」は21.7%となっています。



平成26年度に寄付をした分野

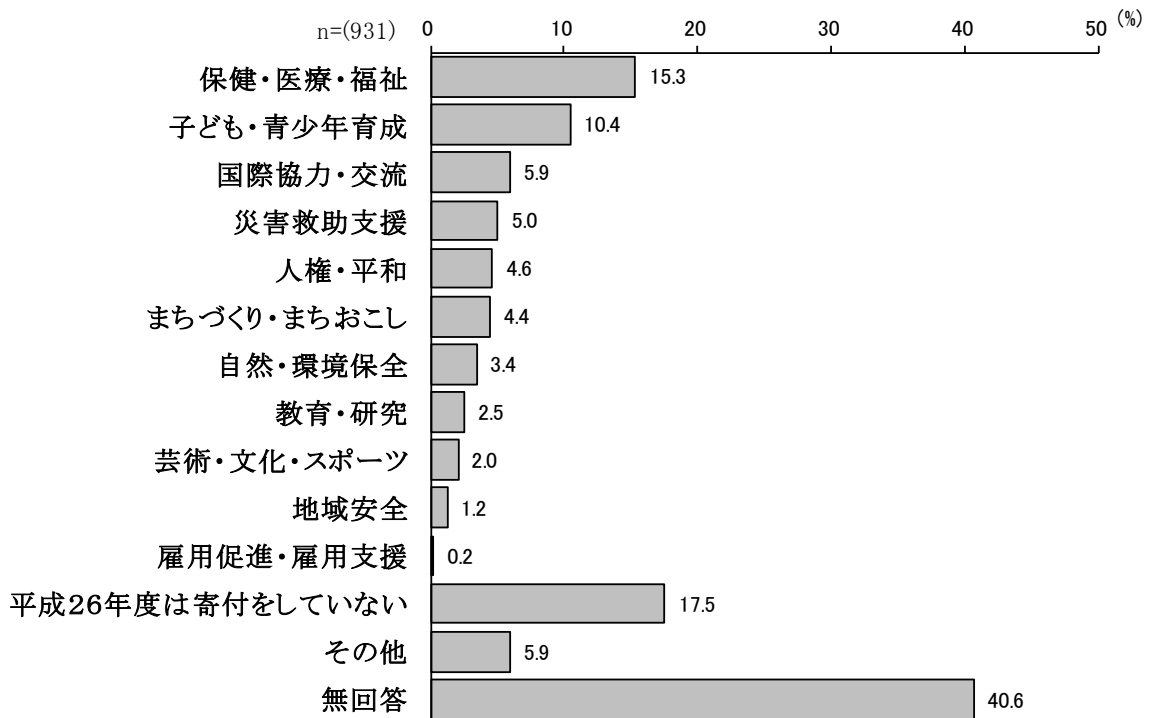
<震災関連>

平成26年度に寄付をした震災関連分野については、「災害救助支援」が20.2%と最も高く、次いで、「保健・医療・福祉」(4.6%)、「まちづくり・まちおこし」(3.4%)の順となっています。一方、「平成26年度は寄付をしていない」は20.5%となっています。



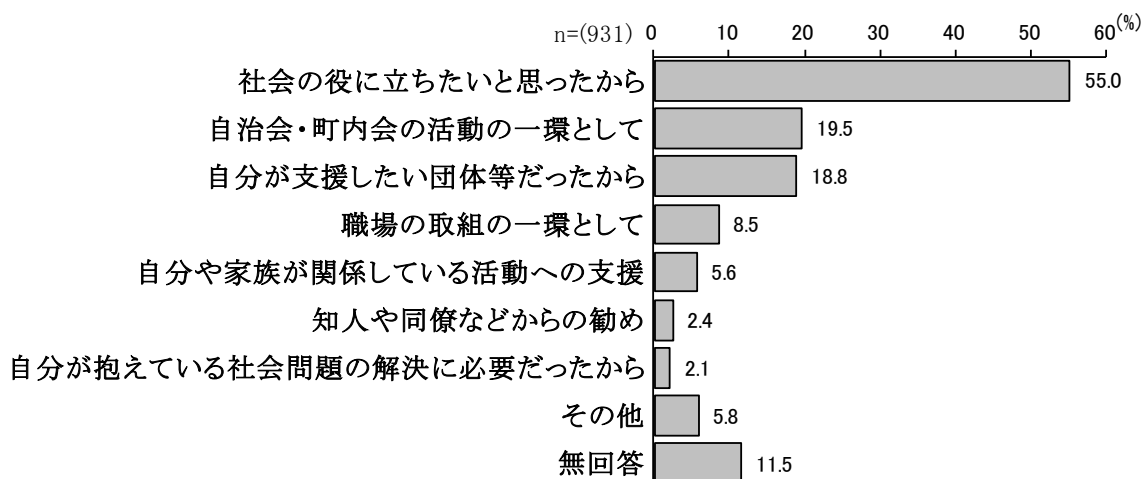
<震災関連以外>

平成26年度に寄付をした震災関連以外の分野については、「保健・医療・福祉」が15.3%と最も高く、次いで、「子ども・青少年育成」(10.4%)、「国際協力・交流」(5.9%)の順となっています。一方、「平成26年度は寄付をしていない」は17.5%となっています。



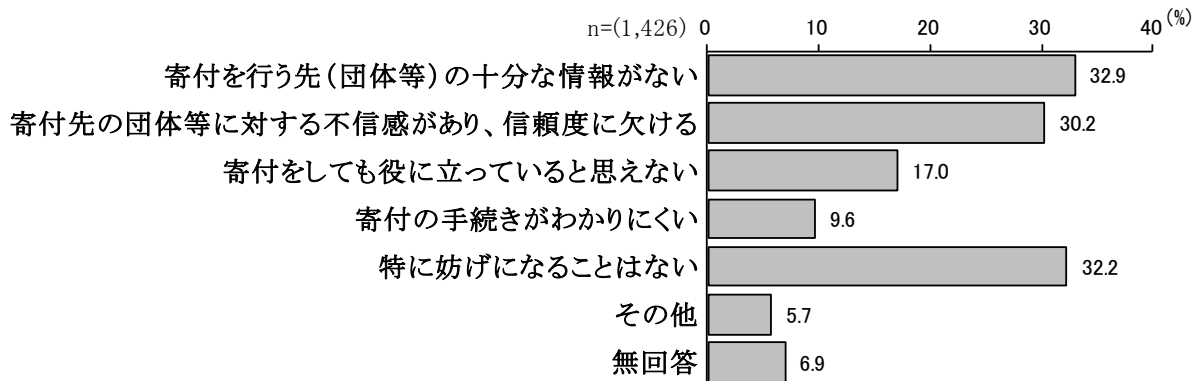
寄付をした理由

寄付をした理由については、「社会の役に立ちたいと思ったから」が55.0%と最も高く、次いで、「自治会・町内会の活動の一環として」(19.5%)、「自分が支援したい団体等だったから」(18.8%)の順となっています。



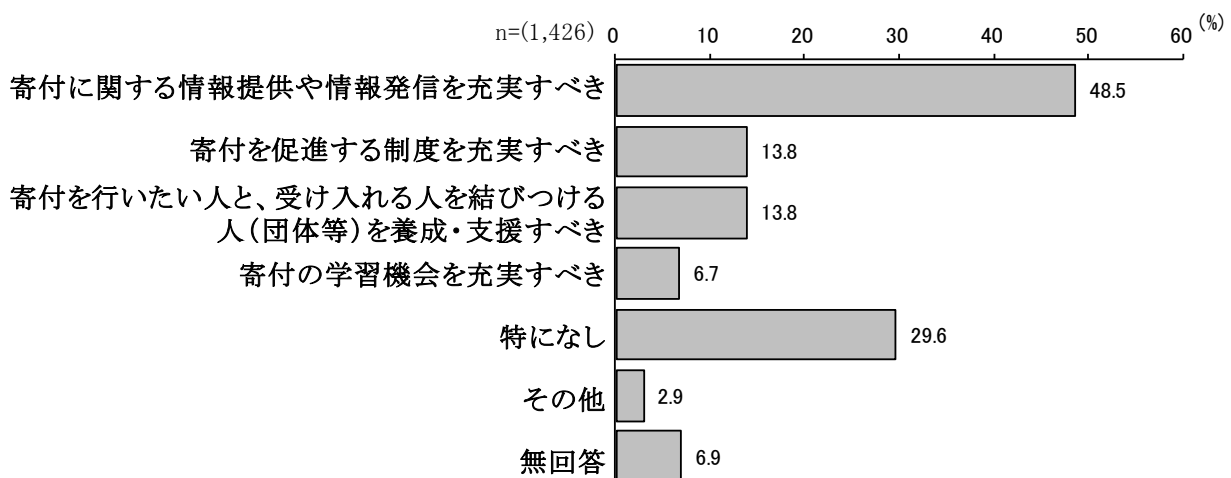
寄付をするにあたり妨げとなること

寄付をするにあたり妨げとなることについては、「寄付を行う先(団体等)の十分な情報がない」が32.9%と最も高く、次いで、「寄付先の団体等に対する不信感があり、信頼度に欠ける」(30.2%)、「寄付をしても役に立っていると思えない」(17.0%)の順となっています。一方、「特に妨げになることはない」は32.2%となっています。



寄付促進のために市に望むこと

寄付促進のために市に望むことについては、「寄付に関する情報提供や情報発信を充実すべき」が48.5%と最も高く、次いで、「寄付を促進する制度を充実すべき」及び「寄付を行いたい人と、受け入れる人を結びつける人(団体等)を養成・支援すべき」(13.8%)の順となっています。



(3) 平成 27 年度藤沢市 NPO 法人活動実態調査

1 調査概要

(1) 調査の趣旨

藤沢市内に事務所を有する N P O 法人の活動における実態や課題等を把握し、今後の施策の参考とするため、調査を実施した。

(2) 調査名 平成 2 7 年度藤沢市 NPO 法人実態調査

(3) 実施期間 2016 年（平成 28 年）2 月 9 日～2 月 2 9 日

(4) 調査対象 2015 年（平成 27 年）12 月末時点で本市に事務所を有する NPO 法人

藤沢市内にのみ事務所を有する NPO 法人	192 法人
藤沢市内に主たる事務所を有する NPO 法人	10 法人
藤沢市内に従たる事務所を有する NPO 法人	11 法人
合計	213 法人

(5) 実施主体 藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

(6) 調査内容 活動実態調査、協働事業（活動）実態調査

(7) 調査方法 上記の調査対象法人に、調査票を郵送した。また、ホームページ上に調査票を掲載。提出方法は、返信用封筒に封入して返送、来庁時に直接提出及び電子メールに添付のいずれか。

(8) 回収率 回答数 70 法人 回収率 32.9%

藤沢市内にのみ事務所を有する NPO 法人	68 法人 (35.4%)
藤沢市内に主たる事務所を有する NPO 法人	1 法人 (10.0%)
藤沢市内に従たる事務所を有する NPO 法人	1 法人 (9.1%)

(9) 調査の項目

- ・法人の設立、活動
- ・メンバー・組織
- ・活動場所
- ・収支・財源
- ・寄附
- ・情報の受発信
- ・年次報告等の書類提出
- ・他団体との連携・協働
- ・藤沢市との連携・協働

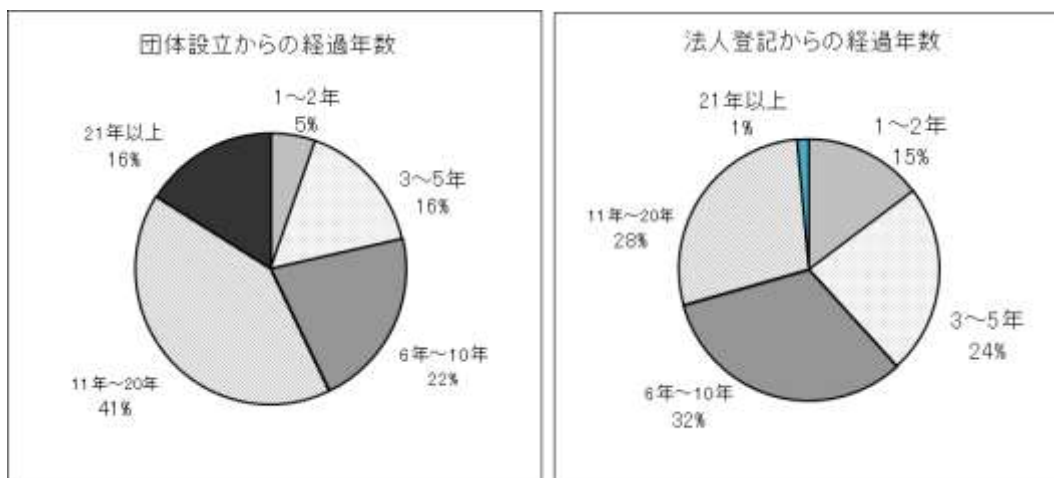
2 調査結果

属性

団体の設立及び法人としての登記時期

団体設立から11年以上経過している法人が全体の半数以上を占めており、活動が継続されていることがわかる。

また、1996年（平成8年）に特定非営利活動促進法が施行されてから調査時点で約20年が経過しているが、本市のNPO法人の数は毎年増加しており、年数が経過している法人が増えてきている。

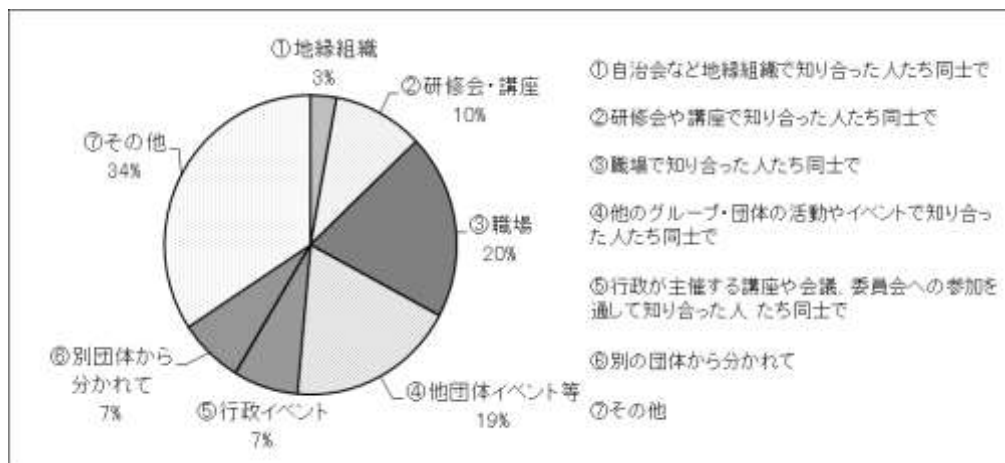


(1) 団体の設立について

問1 貴法人が設立したきっかけについて(一つだけ選択可)

法人設立のきっかけとしては、「職場で知り合った人たち同士で」という回答が20%と最も多く、次いで「他のグループ・団体の活動やイベントで知り合った人たち同士で」が19%、「研修会や講座で知り合った人たち同士で」が10%となっている。

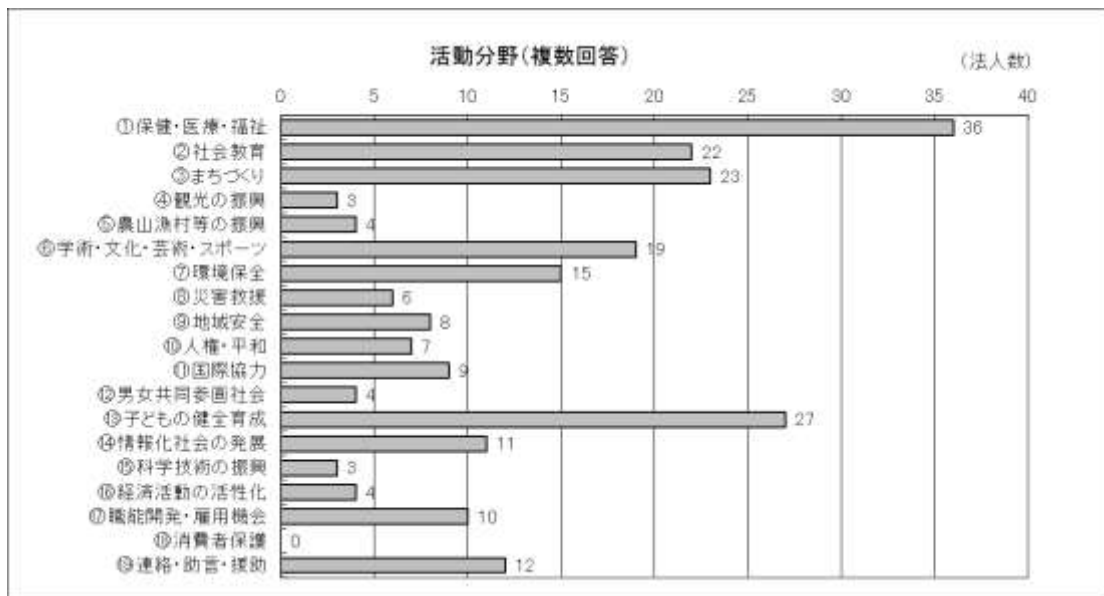
このことから、身近な仲間や目的を共有するもの同士で法人設立していることが伺える。



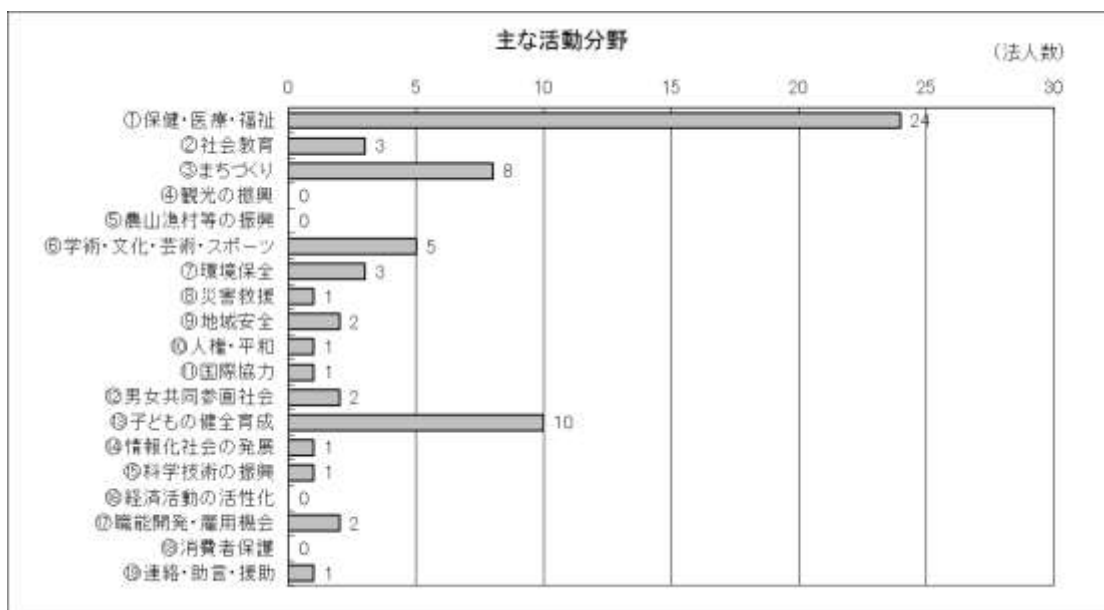
(2) 活動について

問 2-1 法人の特定非営利活動の分野（定款第 4 条に記載されている活動の分野）について（いくつでも選択可）

活動分野別に見ると、法人数が多い分野は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が 36 法人、「子どもの健全育成を図る活動」が 27 法人、「まちづくりの推進を図る活動」が 23 法人、「社会教育の推進を図る活動」をするのが 22 法人、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」が 19 法人であった。



また、主な活動分野は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が 24 法人と最も多く、「子どもの健全育成を図る活動」が 10 件となっている。



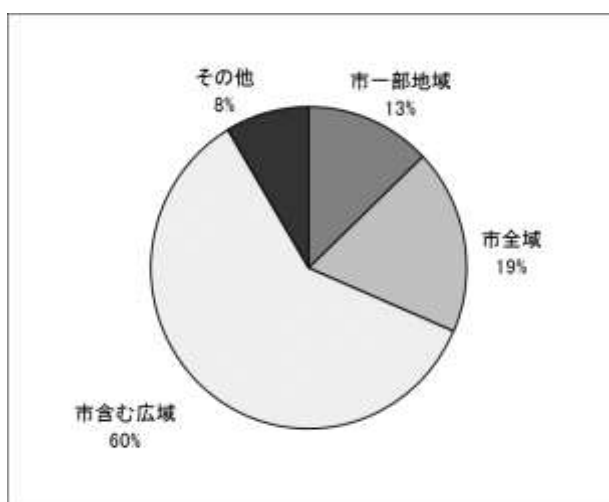
問 2-2 問 2-1 で選択した活動分野に対する課題について（自由記入）

活動分野に対する課題としては、52 法人が回答をしたが、「会員・人材不足」、「資金不足」、「活動環境の整備」が9 法人と同数であり、会員・人材・資金の不足により、法人が活動する場の整備も難しいことがうかがえる。

課題	法人数
会員・人材不足	9
高齢化	1
資金不足	9
世間の関心の低さ	3
世間の偏見	2
広報力	1
市民の協力が得られない	4
行政との関係	4
団体の士気	1
活動環境の整備	9
活動の限界	1
その他	8

問 2-3 貴法人の主な活動対象地域について（一つだけ選択可）

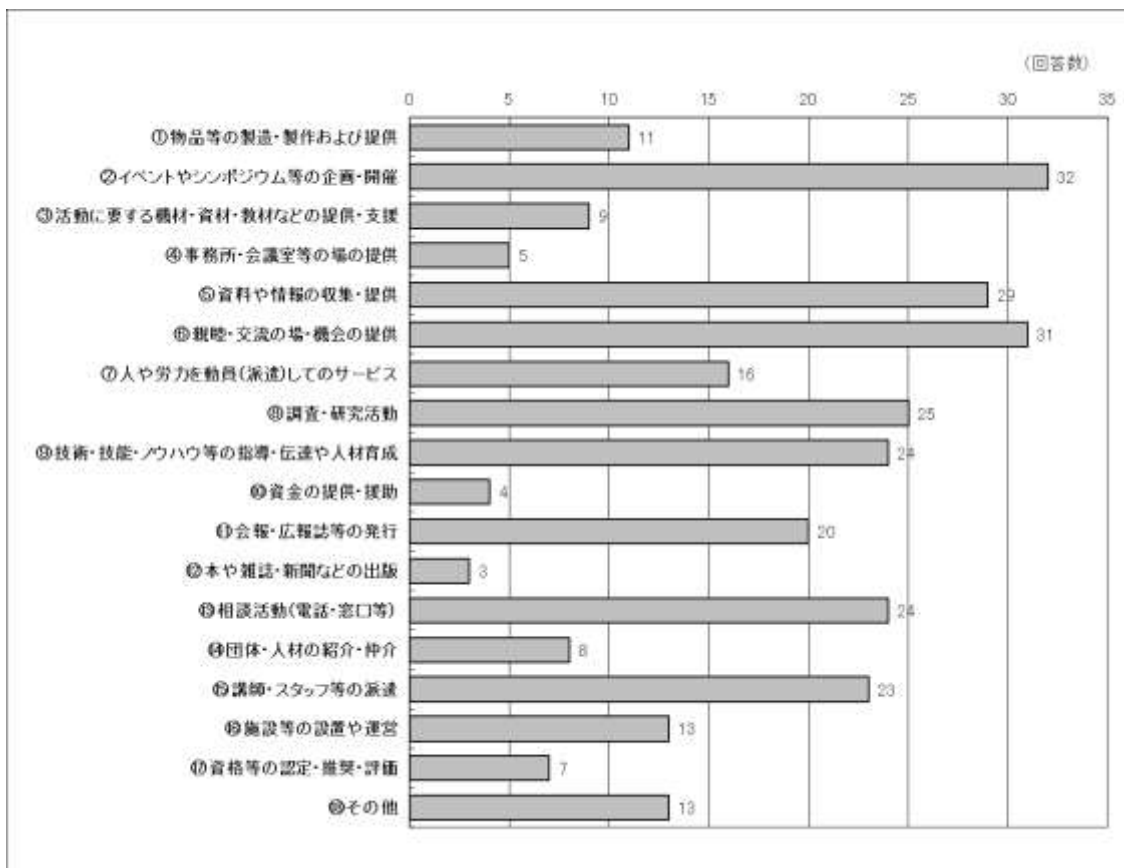
「市全域」「市内の一部地域」で活動するとの回答は 32%であったのに対し、「本市を含む広域」で活動するとの回答は 60%であり、本市のみならず、広域的に活動している団体が多いことがうかがえる。また、その他としては、海外に向けた活動をしているとの回答もあった。



問 2-4 継続的に行っている活動について（いくつでも選択可）

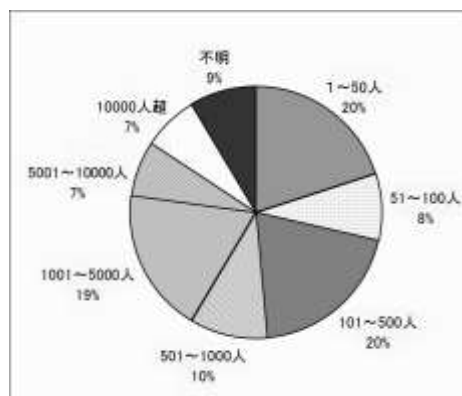
継続的に行う活動としては、「イベントやシンポジウム等の企画・開催」が 32 件、「親睦・交流の場及び機会の提供」が 31 件と、集客企画の開催をしている回答が最も多かった。

また、「資料や情報の収集・提供」が 29 件、「調査・研究活動」が 25 件となっており、専門的な活動をしている法人も多いと思われる。



問 2-5 問 2-4 で選択した活動について、サービス受益者となる一般市民の数（延べ人数）について

法人の規模や活動内容にも影響されると思われるが、1000 人を超えるサービス受益者がいるとの回答が全体の 3 割を超えており、市民サービスの提供者として市民へ浸透が図られてきたことが伺える。



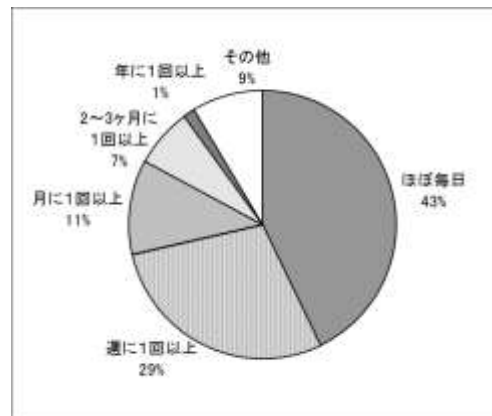
問 2-6 貴法人の活動において提供するサービスのうち、得意な順について（5位まで）

「専門技術の提供」「専門知識の提供・人材育成・講師等派遣」を得意とする回答が多く、問 2-3 の回答結果と合わせると、専門性の高い活動を行っている法人が多いと思われる。

	1位	2位	3位	4位	5位
①専門技術・専門知識の提供	36	5	6	—	6
②物品等の製造・製作、提供	4	3	—	11	1
③人材育成、講師等派遣	5	14	6	5	1
④ボランティア等、人員の派遣	4	2	7	5	6
⑤団体間ネットワーク	—	7	3	5	3
⑥イベント企画、運営	7	12	11	8	5
⑦情報収集・調査分析	3	6	12	3	3
⑧情報発信機能	3	8	4	7	10
⑨コミュニティスペースの提供	4	4	6	—	6

問 2-7 活動の頻度について（一つだけ選択可）

「ほぼ毎日」活動しているとの回答が 43%、「週に1回以上」との回答が 29%と、活動頻度が高い法人が多く、活発に市民活動が行われていることが伺える。

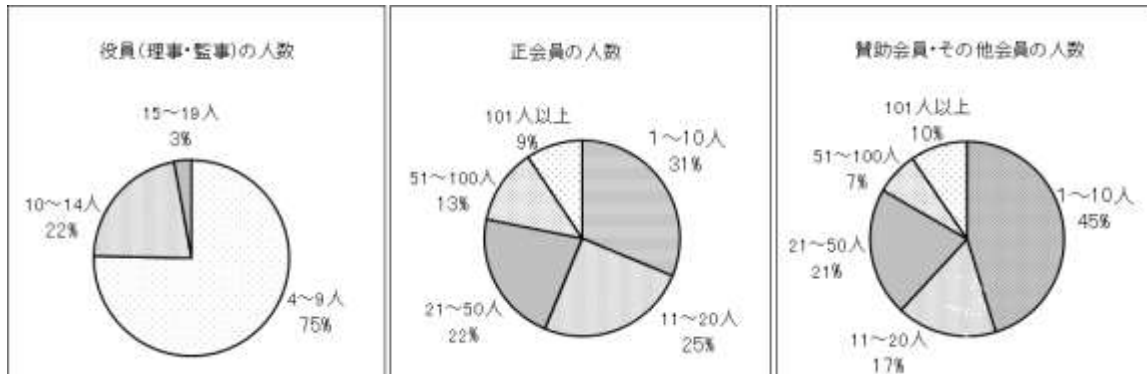


(3) メンバー・組織について

問 3-1 構成員の人数について

特定非営利活動促進法に定められている役員の数要件は4人以上（理事3人以上、監事1人以上）となっているが、本調査では役員数が「4人～9人」という回答が75%という結果となった。

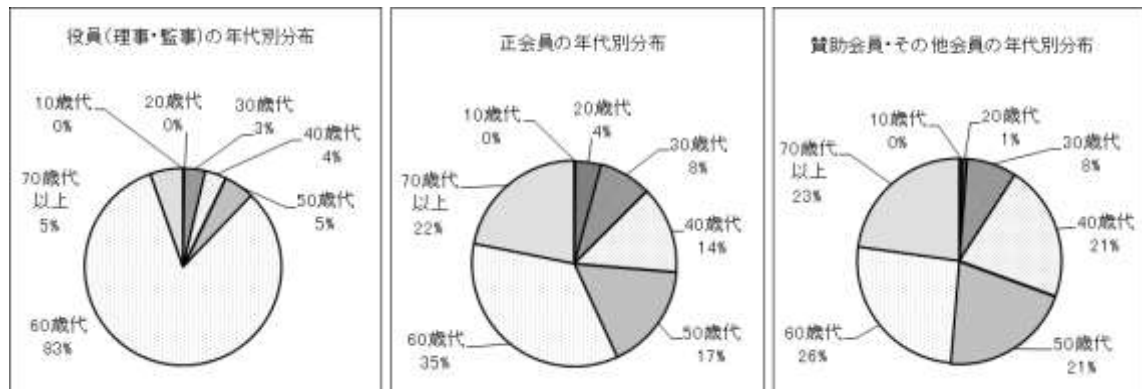
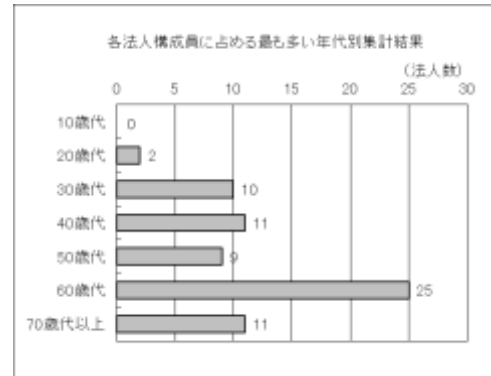
また、正会員数については、10人以下が3割を超え、問 2-2 の活動分野における課題について、会員・人材不足と答えている法人が多いことの裏付けとなっている。



問 3-2 貴法人の構成員の年齢別人数について（賛助会員・その他会員については、わかる範囲で）

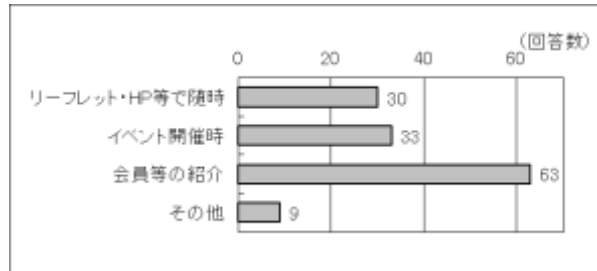
各法人別に構成員に占める最も多い年代を抽出して集計した結果では、60歳代が最も多いとの回答が24法人、続いて50歳代が最も多いとの回答が15法人であった。

それぞれの内訳としては、理事・監事については、60代以上が90%近く、また正会員については、60%近くとなっており、若手の担い手が不足していることが伺える。



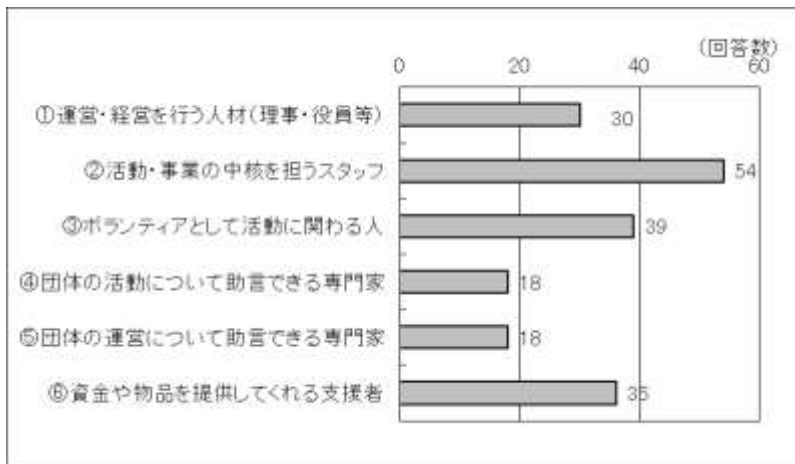
問 3-3 構成員の募集について（いくつでも選択可）

構成員・メンバーの募集に関しては、「会員等の紹介による」との回答が 63 件と最も多く、身近なつながりをきっかけに募集していることが見受けられる。



問 3-4 必要としている人材について（いくつでも選択可）

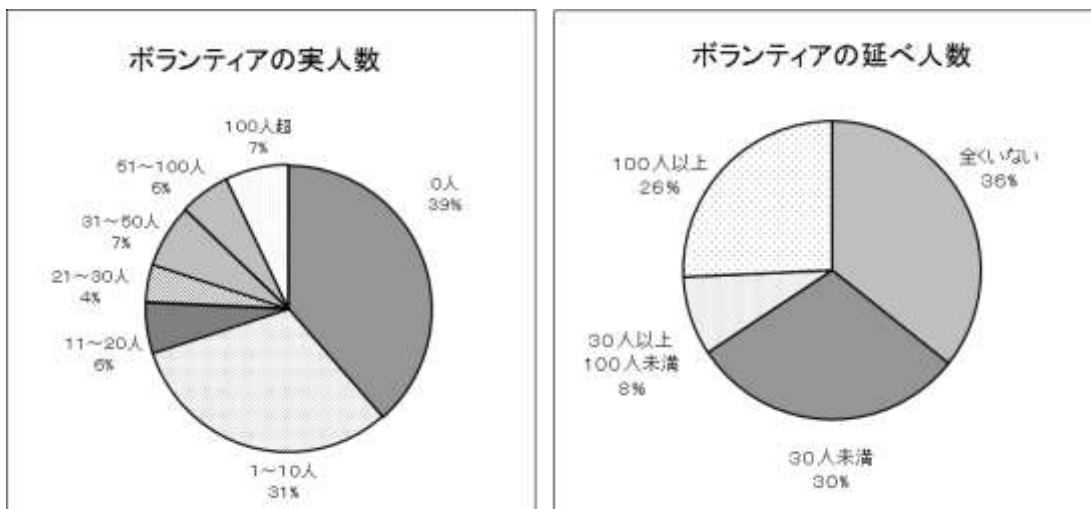
人材として必要としているのは「活動・事業の中核を担うスタッフ」という回答が 54 件、「ボランティアとして活動に関わる人」が 39 件と、人材が不足しているためか、活動・事業の担い手を必要とする法人が多かった。



問 3-5 前事業年度のボランティアの人数について（一つだけ選択可）

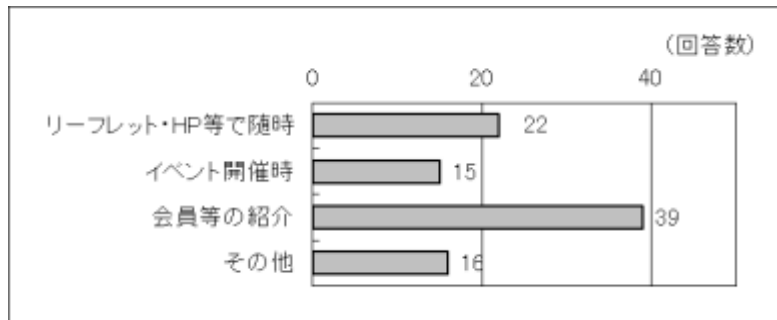
<実人数・延べ人数>

ボランティアの実人数については 10 人以下が 70%であり、また延べ人数でも 30 人未満が 66%とあまりボランティアの参加がないことが伺える。



問 3-6 ボランティアの募集について（一つだけ選択可）

ボランティアの募集については、「会員等の紹介による」ものが 39 件と多く、問 3-3 と同様、身近なつながりをきっかけに募集していることが見受けられる。

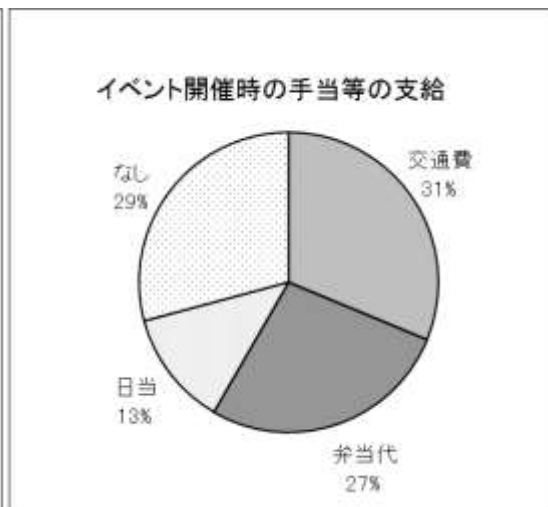
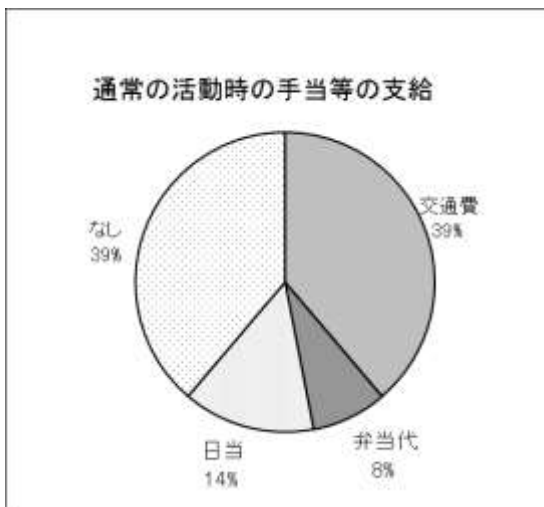
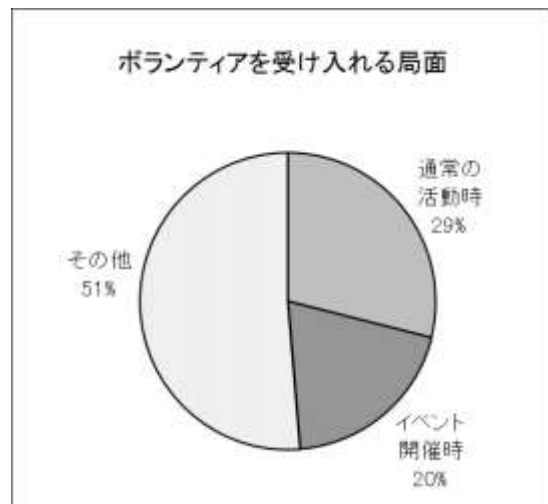


問 3-7 ボランティアを受け入れる局面について（いくつでも選択可）

問 3-8 ボランティアの手当等支給について（いくつでも選択可）

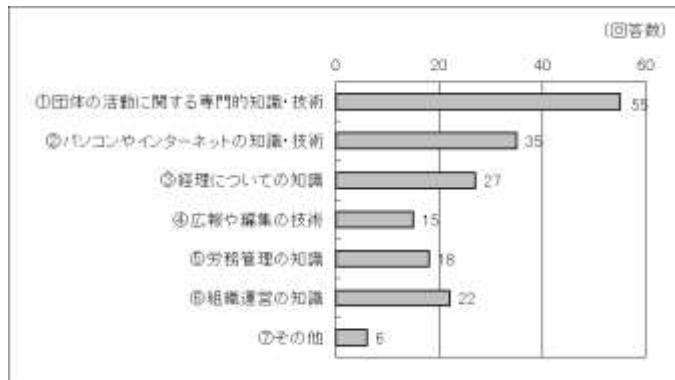
ボランティアを受け入れる局面としては、通常およびイベント開催時という回答と、その他の回答が半々くらいであった。その他の主なものとしては、ボランティアを募集していないが最も多く、会員のみで活動を行っている法人が多いと推察される。

また、手当については、交通費の支給が主であるが、支給していない法人も3から4割みられる。



問 3-9 活動や運営上、必要な専門的知識・技術について（いくつでも選択可）

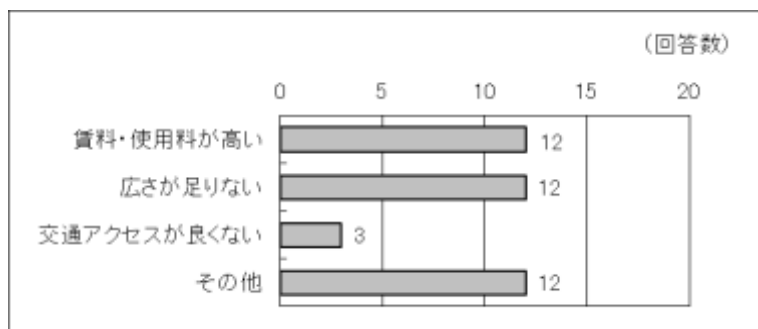
法人が求めている専門的知識・技術については、「法人の活動に関する専門的知識・技術」が 55 件と最も多く、続いて「パソコンやインターネットの知識・技術」が 35 件、「経理についての知識」が 27 件であり、専門的な知識を求めている法人が多かった。



（4）活動場所について

問 4-1 事務所で困っていることについて（いくつでも選択可）

専有事務所や専用スペースに関する問題としては、「賃料・使用料が高い」と「広さが足りない」との回答がそれぞれ 12 件となっており資金面での問題が大きいと思われる。

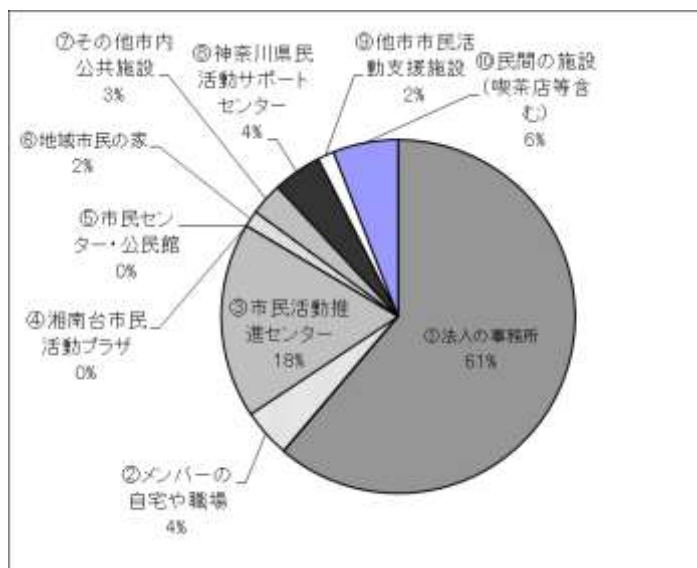


問 4-2 活動や打ち合わせに一番多く利用する場所について（一つだけ選択可）

活動や打ち合わせに一番多く利用する場所としては、「法人の事務所」が 61%と、問 4-1 で課題はあるものの多かった。

一方で、市内の公共施設としては、市民活動推進センターの 18% を筆頭に、全体で 23% であった。

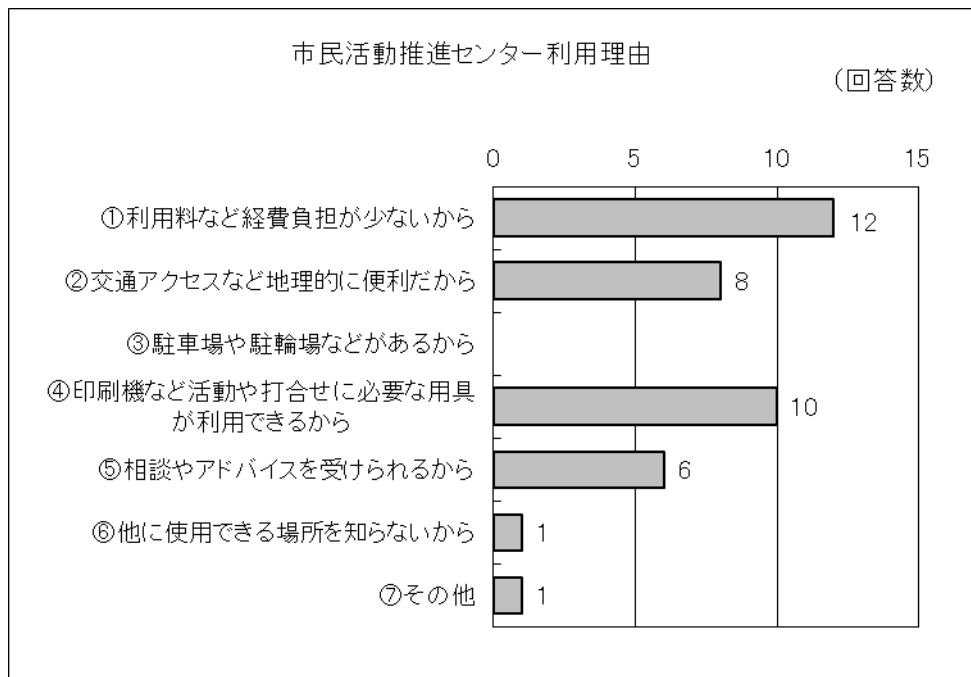
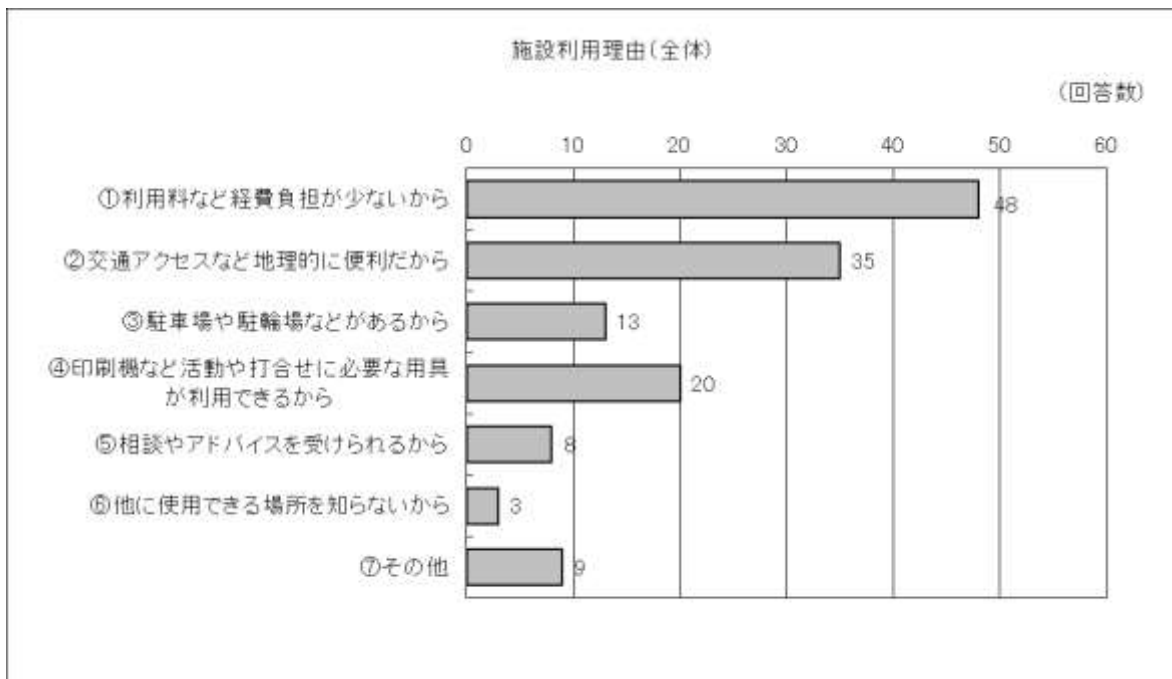
主に、市内で活動や打合せをしている法人が多いことが伺える。



問 4-3 その場所を利用している理由について (いくつでも選択可)

問 4-2 で回答した施設を利用している理由として多い順に見ると、「利用料など経費負担が少ないから」という回答が 48 件、「交通アクセスなど地理的に便利だから」が 35 件、「印刷機など活動や打合せに必要な用具が利用できるから」が 20 件となっている。

法人の事務所の次に市民活動推進センターの利用が多い理由としては、「経費負担が少ない」、「必要な用具が利用できる」ことが主なものとなっている。

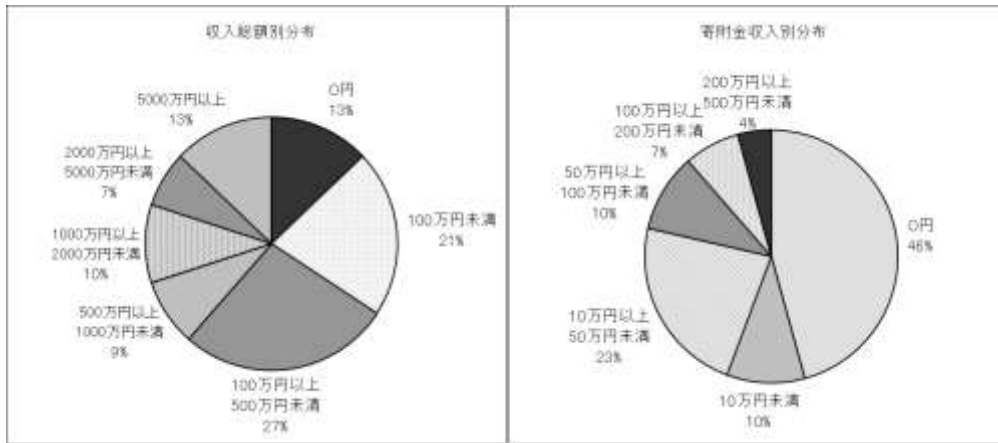


(5) 収支・財源について

問 5-1 前事業年度の活動計算書（収支計算書）に基づく収益について（百円単位を四捨五入して千円単位）

法人の年間収入総額を見ると、1000 万円以上の収入を得る法人は、全体の 30%であり、施設の運営や積極的な事業を実施している法人が多かった。

また、収入内訳のうち、寄附金収入を見ると、0 円と回答した法人が 46%であり、市民からの寄附を集めることは難しいことが伺える。

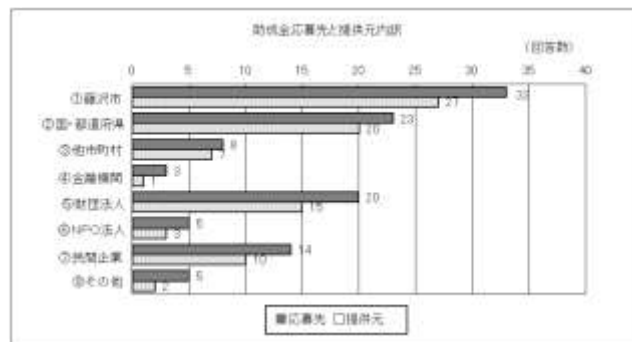
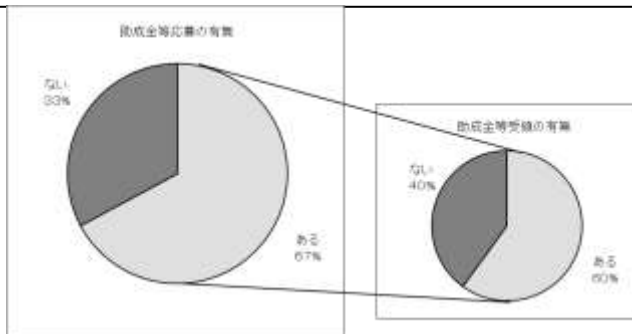


問 5-2 助成金・補助金・委託事業等の応募経験について（一つだけ選択可）
 問 5-2-1 応募先について（いくつでも選択可）
 問 5-3 助成金や補助金、委託事業等を受けた経験（現在受けているものも含む）について（一つだけ選択可）
 問 5-3-1 助成金等の提供元について（いくつでも選択可）

助成金等の応募経験については、67%の法人が「ある」と回答し、そのうち 60%の法人は実際に助成金等を受けている。

助成金等の応募先では、本市が 33 件と最も多く、続いて国・都道府県の 23 件、財団法人の 20 件、民間企業の 14 件となっている。

そのうち、実際に助成金等を受けたのは、本市からが 27 件、国・都道府県からが 20 件、財団法人からが 15 件、民間企業からが 10 件となっており、各種助成金に応募している状況が伺える。



問 5-2-2 助成金・補助金・委託事業等に応募していない理由について（いくつでも選択可）

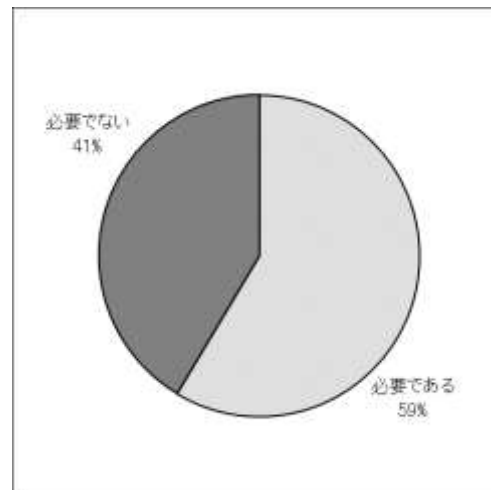
また、助成金等に応募していない理由としては、「応募の手続が負担を感じる」が 12 件と最も多かった。



問 5-4 助成金等の応募時の支援機関等によるアドバイスについて（一つだけ選択可）

助成金等の応募にあたってアドバイスについて、59%の法人が「必要である」との回答であった。

問 5-2-2 で「応募の手続が負担を感じる」との回答が多かったことと合わせて見ると、助成金等の応募に関して、書類作成等の相談・支援体制が必要と思われる。



(6) 寄附について

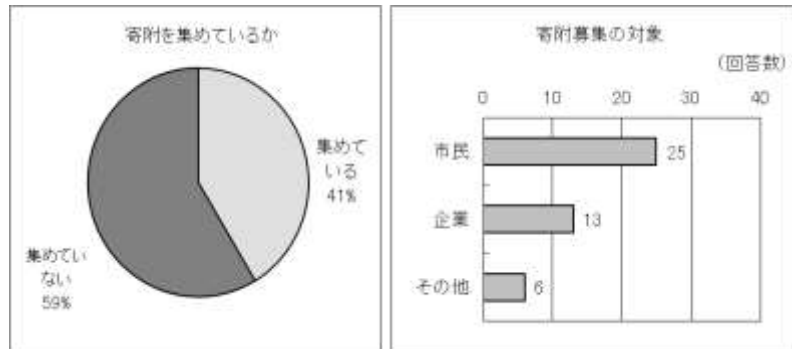
問 6-1 寄附を法人の財源として集めているか（一つだけ選択可）

問 6-1-1 寄附募集の対象について（いくつでも選択可）

法人の財源として、寄附を集めていると回答したのは41%であった。

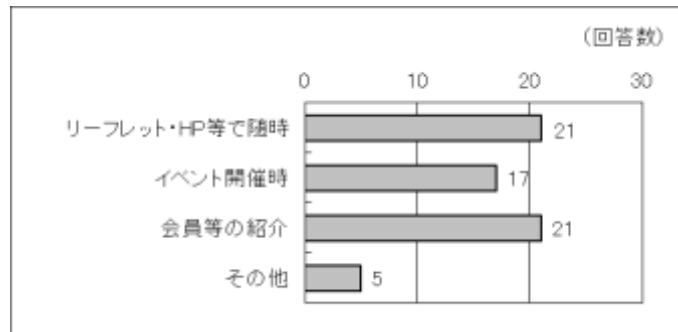
寄附募集の対象としては、「市民」が25件、「企業」が13件との回答であり、NPO法人が活動をするにあたっては、広く市民から

支援される環境また広く募集を周知することが必要と思われる。



問 6-1-2 寄附の募集の方法について（いくつでも選択可）

寄附の募集方法としては、「リーフレット・ホームページ等で随時募集」と「会員等による紹介」がそれぞれ21件の回答であった。

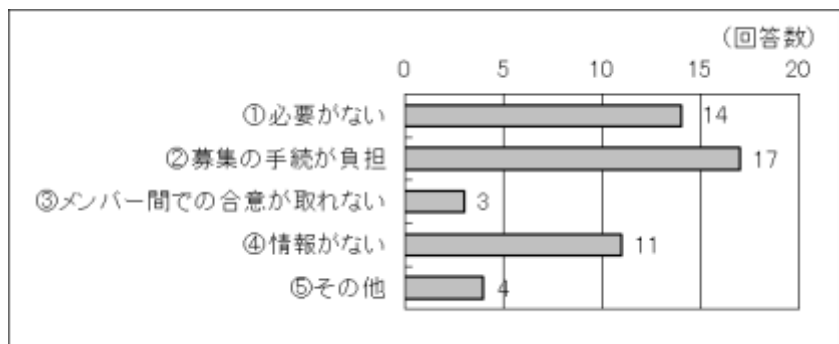


問 6-1-3 寄附を集めていない理由について（いくつでも選択可）

寄附を集めていない法人の理由としては、「募集の手続きが負担」との回答が17件であった。

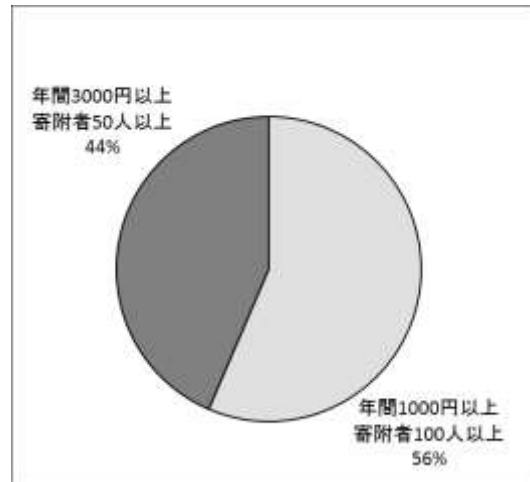
問 5-2-2の助成金等を応募していない理由と同様となっており、

寄附金の募集についても書類作成等の相談・支援体制が必要と思われる。



問 6-2 市民から寄附を集める場合、現実的な目標について（一つだけ選択可）

NPO 法人に対する寄附を促進するために、個人市民税における寄附金税額対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人を市の条例で指定する制度の要件の一つであるが、それほど差はなく、活動内容や活動範囲に応じ、現実的な目標が異なると思われる。



問 6-3 神奈川県条例指定制度について（一つだけ選択可）

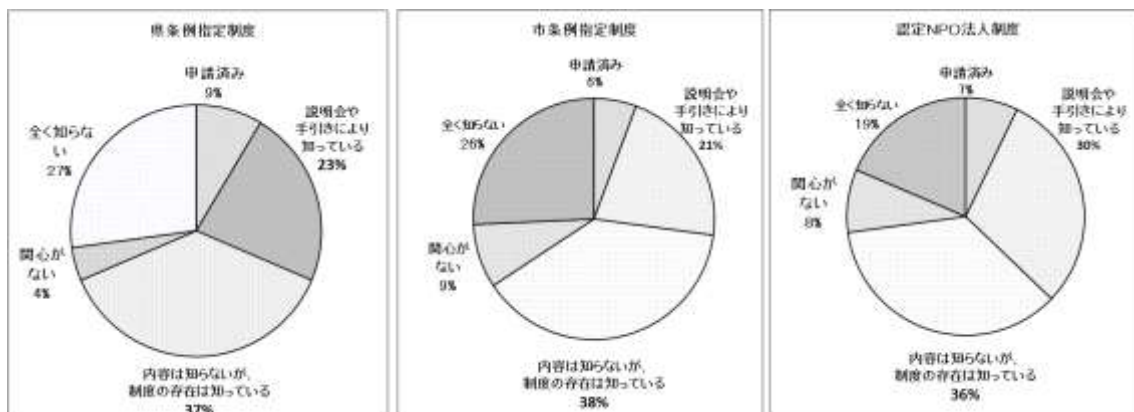
問 6-4 藤沢市条例指定制度について（一つだけ選択可）

問 6-5 神奈川県認定NPO法人制度について（一つだけ選択可）

個人市民税における寄附金税額対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人を県・市町村の条例で指定する制度については、神奈川県では 2012 年（平成 24 年）2 月から、本市では同年 9 月から実施している。

県の条例指定制度について、「申請済み」「説明会・手引きにより知っている」「制度の存在は知っている」を合わせると 69%、市の条例指定制度については、65%と認知度が高い。また、県の認定 NPO 法人制度については、「申請済み」「説明会・手引きにより知っている」「制度の存在は知っている」を合わせると 73%と高かった。

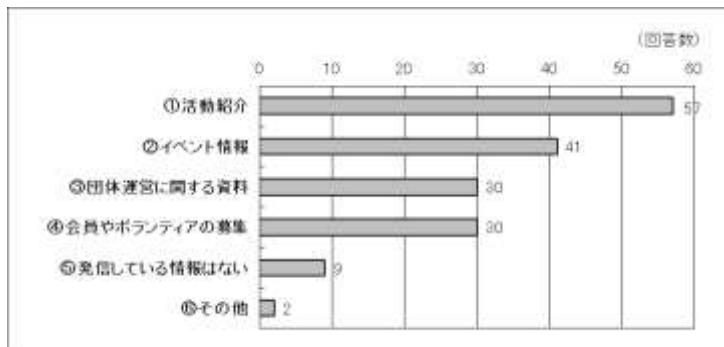
3つの制度の認知度が高いことから、寄附金への関心が高いことが伺える。



(7) 情報の受発信について

問 7-1 法人に関する情報発信について (いくつでも選択可)

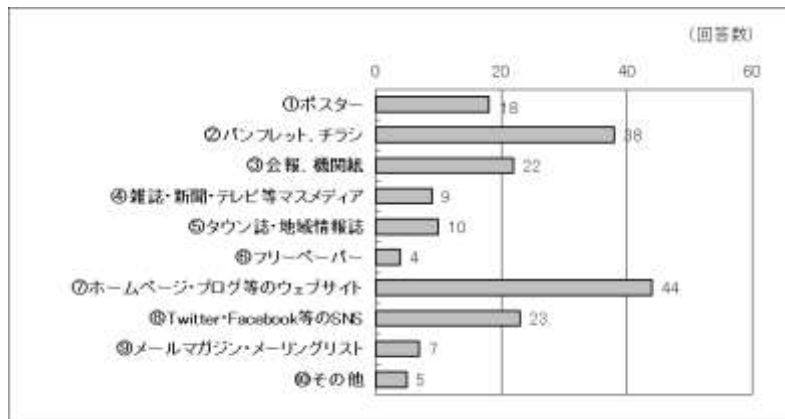
法人の情報発信内容のうち多いものとしては、「活動紹介」が 57 件、「イベント情報」が 41 件となっている。



問 7-2 発信手段について (いくつでも選択可)

情報発信の手段としては、多い順に「ホームページ・ブログ等のウェブサイト」が 44 件、「パンフレット・チラシ」が 38 件となっている。

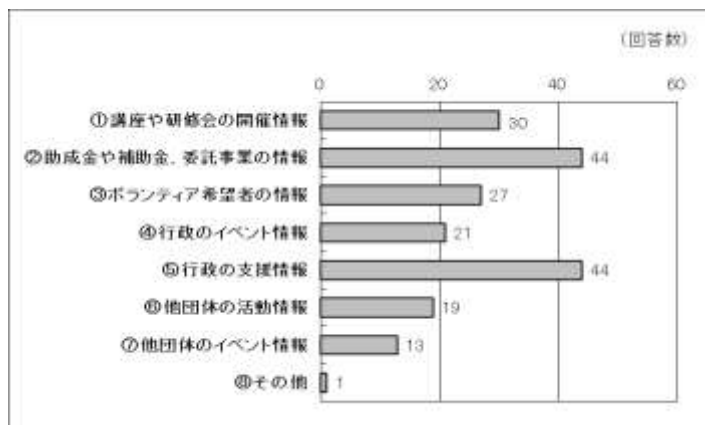
ホームページ・ブログ等の利用が多い一方で、近年支援者開拓に有効な手段と言われる SNS の活用は 23 件にとどまっており、情報発信に関する支援が必要と思われる。



問 7-3 活動する上で必要とする情報について (いくつでも選択可)

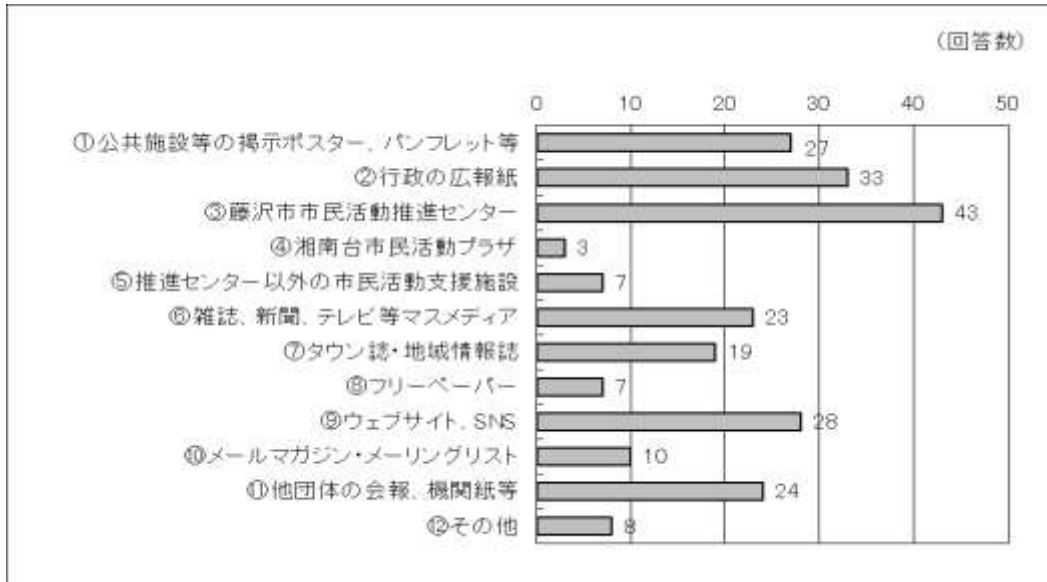
法人が活動する上で必要とする情報としては、「助成金・補助金・委託事業の情報」と「行政の支援情報」がそれぞれ 44 件と、資金不足の課題解決につながる情報に対するニーズが高いといえる。

また、「講座や研修会の開催情報」が 30 件、「ボランティア希望者の情報」が 27 件と、団体運営に関する情報に対してもニーズがあるといえる。



問 7-4 活動に必要な情報収集の手段について。(いくつでも選択可)

情報収集の手段としては、「市民活動推進センター」が43件、「行政の広報紙」が33件との回答であり、問 7-3 で行政の支援情報に対するニーズが高いことから、公共の情報媒体が重要な情報源となっているといえる。



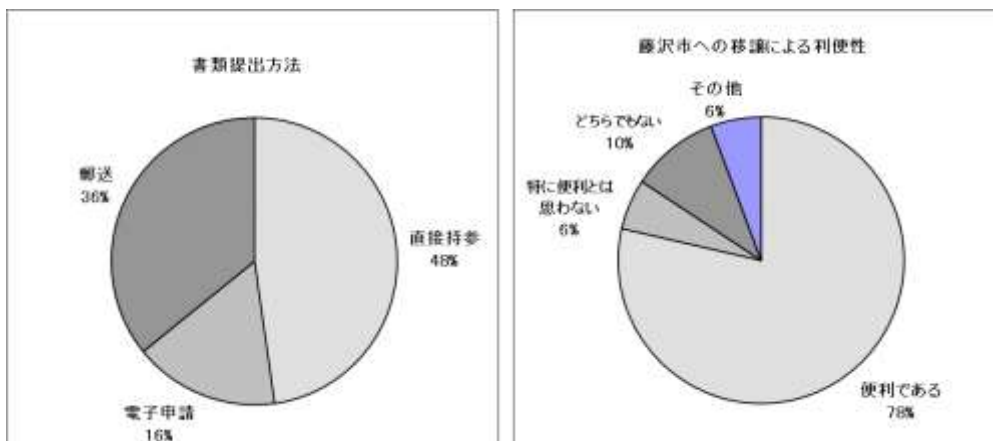
(8) 年次報告書等の書類の提出について

問 8-1 事業報告書等の書類の提出方法について (一つだけ選択可)

問 8-2 藤沢市域のみに事務所を置く NPO 法人の設立認証や年次報告書の手続きが平成 25 年度から本市で可能になったことについて (本市にのみ事務所を持つ法人のみ回答)

事業報告書等の提出方法で最も多かったのは直接持参での提出で 48%であった。より身近に窓口ができたことで、持参する法人が増えたことがうかがえる。

また、本市で NPO 法人に関する事務手続きができることが便利であるとの回答は 83%であり、電子申請や郵送でかねてから申請していた団体については、特に便利とは思わない、という回答もあった。



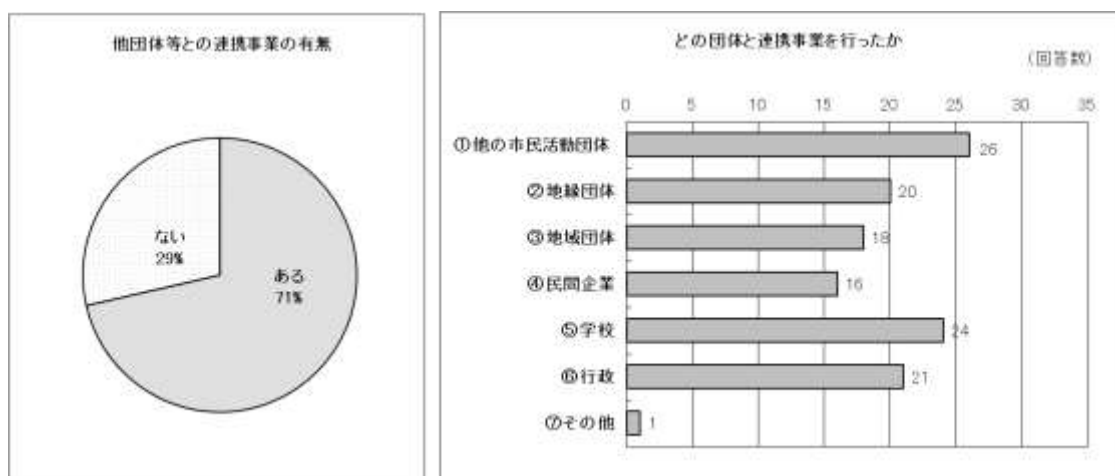
(9) 他団体との連携・協働について

問 9-1 他の市民活動団体・地縁組織・地域法人・民間企業・学校・行政等、他団体との事業連携について（一つだけ選択可）

問 9-1-1 連携の相手方について（いくつでも選択可）

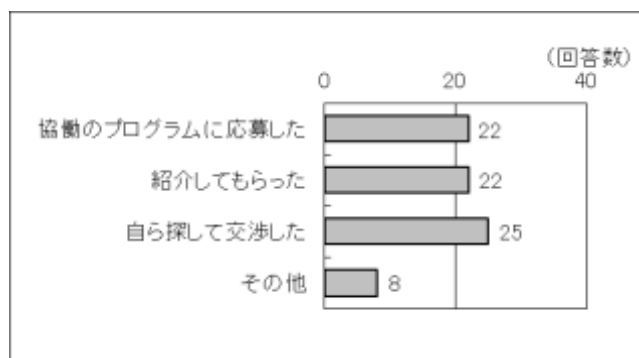
他の法人等と連携して事業を行ったことがあるとの回答は71%であった。

また、その連携の相手としては、「他の市民活動団体」が26件、「学校」が24件、「行政」が21件、「地縁団体（自治会・町内会、子ども会等）」が20件であった。



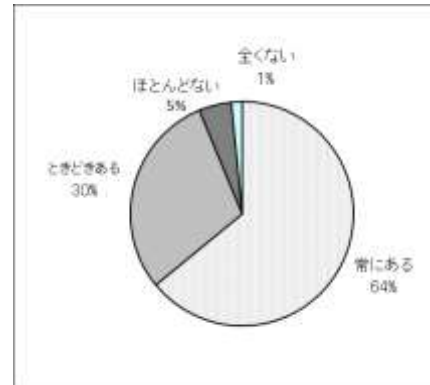
問 9-1-2 連携の相手方を見つけ方について（いくつでも選択可）

連携の相手方を見つける方法としては、「自ら探して交渉した」が25件、「協働のプログラムに応募した」と「紹介してもらった」が22件となっており、様々な方法で積極的に連携の相手方を見つけていることが伺える。



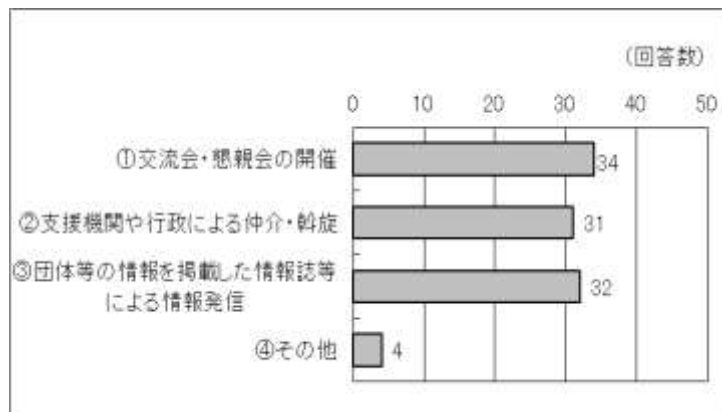
問 9-2 活動を行う中で他団体（他の市民活動団体、自治会・町内会などの地縁組織、学校、民間企業、行政他）との連携の必要性について（一つだけ選択可）

他団体との連携の必要性については、「常にある」「ときどきある」を合わせると全体の 94%を占めており、地域課題の解決等に他団体との協働が必要と感じている法人が多いことが伺える。



問 9-3 他団体（他の市民活動団体、自治会・町内会などの地縁組織、学校、民間企業、行政他）との連携を行うにあたって、有効なきっかけ作りについて（いくつでも選択可）

他団体との連携を行うにあたっての有効なきっかけ作りとしては、「交流会・懇親会の開催」が 34 件、「団体等の情報を掲載した情報誌等による情報発信」が 32 件、「市民活動推進センター等の支援機関や行政による仲介・斡旋」が 31 件であった。

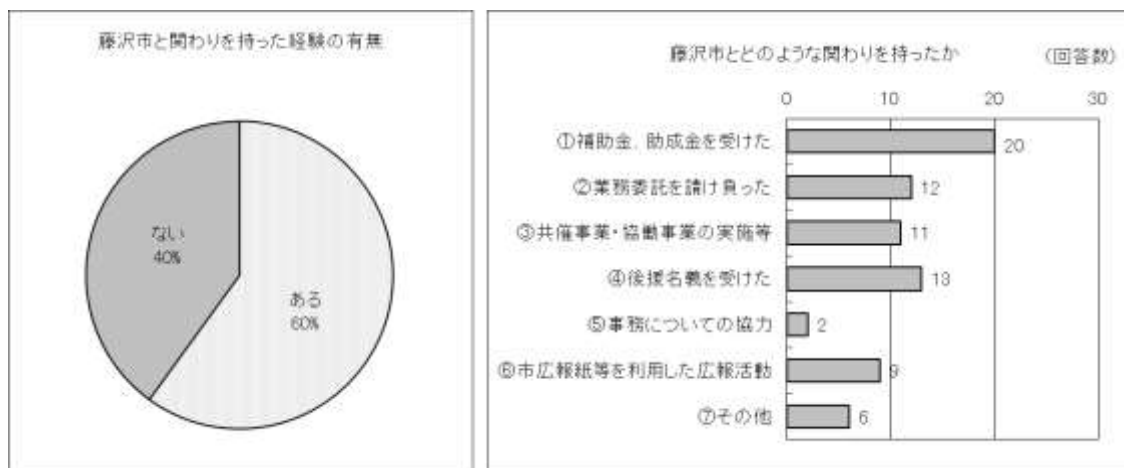


問 9-2 で 94%の NPO 法人が他団体との連携の必要性があると回答していることと合わせて見ると、様々なきっかけにより、協働を進めていきたいと感じていることが伺える。

(10) 藤沢市との連携・協働について

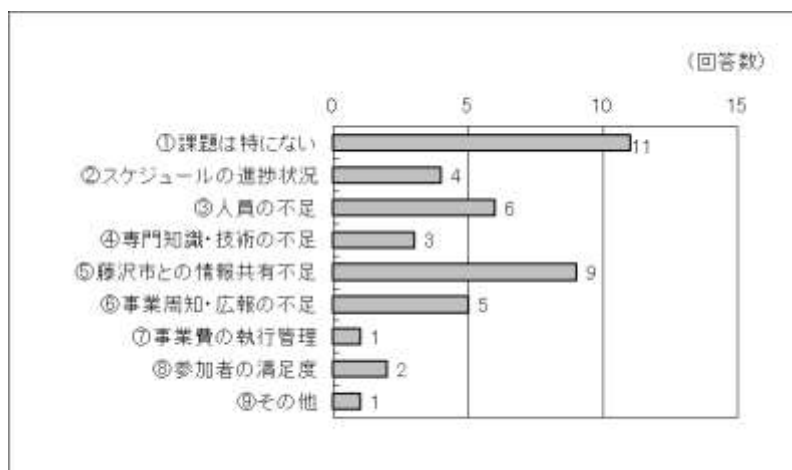
問 10-1 「行政としての藤沢市」との関わりについて（一つだけ選択可）
 問 10-1-1 貴法人が経験した関わり方について（いくつでも選択可）

藤沢市と何らかの形で関わりがあると回答したのは 60%で、内訳としては、「補助金・助成金を受けた」が 20 件、「後援名義を受けた」が 13 件、「業務委託を請け負った」が 12 件、「共催事業・協働事業の実施等」が 11 件であった。



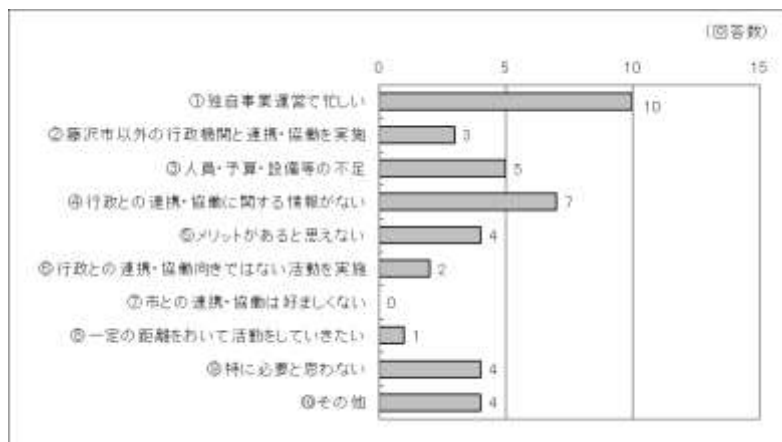
問 10-1-2 業務委託・共催事業・協働事業を行った際の課題について（いくつでも選択可）

市と業務委託・共催事業・協働事業を行った際の課題は、「特にない」が 11 件とする一方で、「市との情報共有不足」が 9 件であった。事業を行う際、お互い連携を取り合っていく必要があると思われる。



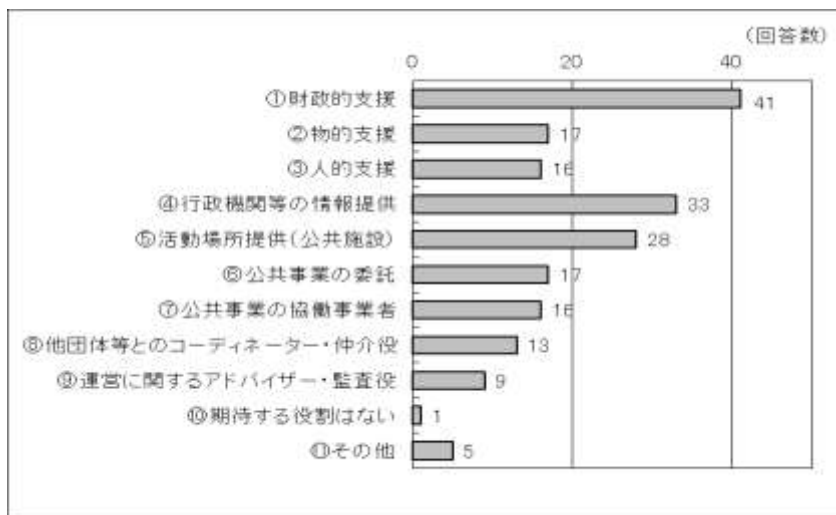
問 10-1-3 関わりを持たない理由について（いくつでも選択可）

市と関わりを持たない理由としては、「独自事業運営で忙しい」が10件と多かった。また、「行政との連携・協働に関する情報がない」との回答が7件あったことから、問 10-1-2の課題にもあるよう、情報提供・共有が必要と思われる。



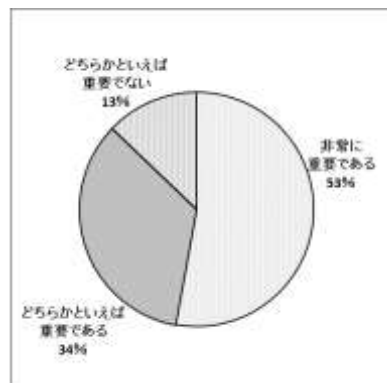
問 10-2 活動する上で藤沢市（行政）に期待する役割について（いくつでも選択可）

市に期待する役割としては、「補助金・助成金等の財政的支援」が41件と最も多く、続いて「国・県・市など行政機関の施策等に関する情報の提供」が33件となっている。今までの設問をとおり、財政不足や行政からの支援情報等が必要とされていることが伺える。



問 10-3 藤沢市と NPO との協働事業について（一つだけ選択可）

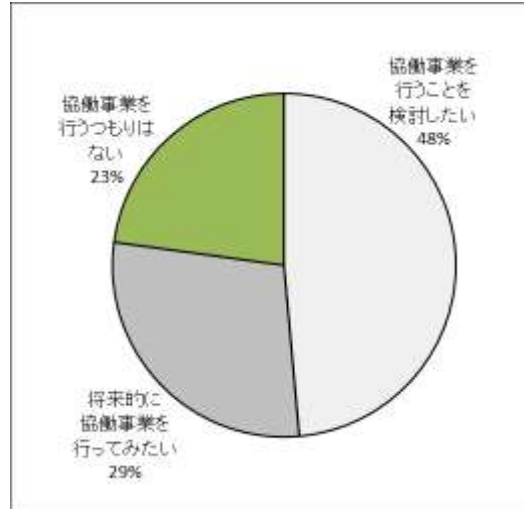
市と NPO との協働事業に対する意識としては、「非常に重要である」「どちらかといえば重要である」を合わせると全体の87%を占めており、問 9-2の他団体等の連携の必要性も高かったことより、協働による事業展開について期待できると思われる。



問 10-4 藤沢市との協働事業を行うことについて（一つだけ選択可）

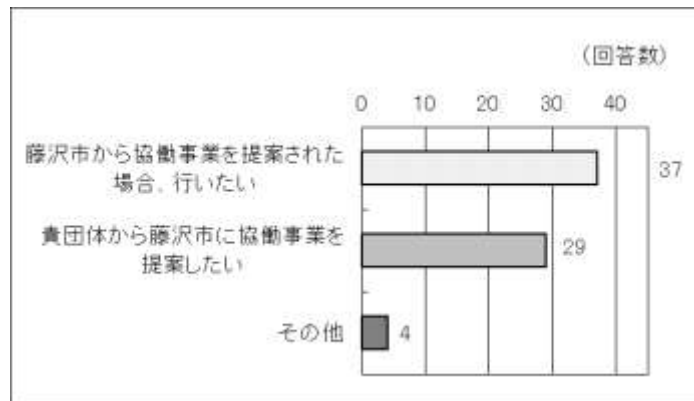
市と協働事業を行うことについては、「事業を行うことを検討したい」との回答が 48%、「将来的に事業を行ってみたい」との回答が 29%となっている。

問 10-3 で協働事業について重要であるとの回答が 94%だったのに対してやや低いものの、市との協働事業に対する関心は高いと思われる。



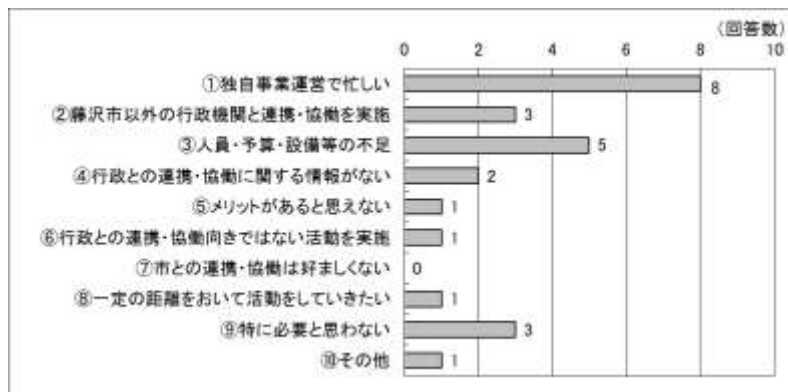
問 10-4-1 藤沢市との協働事業を行う場合について（いくつでも回答可）

市との協働事業については、「市から事業提案された場合、行いたい」との回答が 37 件、「法人から市に事業提案したい」が 29 件となっており、きっかけがあれば、協働事業が開始されることも多いと思われる。



問 10-4-2 協働事業を行うつもりが無い理由について（いくつでも回答可）

協働事業を行うつもりが無いと回答した法人の理由としては、問 10-1-2 の現在関わりを持っていない理由と同じく、「独自事業運営で忙しい」が 8 件と多く、続いて「人員、予算、設備等の不足」が 5 件であった。



(4) NPO 交流サロン特別編 「藤沢の市民活動を考える！」ワークショップ

I 概要

(1)実施概要

日 時：2016年8月6日（土）14:25～15:55（全体としては13:30～16:00）

会 場：藤沢商工会議所 藤沢商工会館（ミナパーク）302 会議室

参加者数：26 名

全体としては 35 名（センター2 名、推進委員 4 名、市関係者 5 名含む）

司会進行：協働コーディネーター 手塚明美

(2)実施方法

①協働コーディネーターの手塚より趣旨説明

②参加者をテーマ A～C の各テーブルに分ける。

③アイスブレイクトーク

自己紹介と『藤沢のみんなとまちが元気になる』ためにはどうすれば？』トーク

④グループワーク「ホンネトーク NPO のコト」

A～C の 3 テーマ（下記参照）についてグループに分かれてトーク

⑤各テーブルでの話し合い内容を発表

⑥藤沢市市民活動推進委員長による講評、協働コーディネーターよりコメント

(3)グループワーク「ホンネトーク NPO のコト」テーマ

A：私の知っている NPO のコト

B：挑戦し続ける NPO のコト

C：つなぐ・つながる NPO のコト

テーマ	ファシリテーター	参加	発表順
A	藤沢市市民自治推進課職員	5	5
B-1	推進センター職員	6	4
B-2	市民活動推進委員会委員	4	3
C-1	推進センター職員	6	1
C-2	市民活動推進委員会委員	4	2

II 意見集約

(1) テーマ毎に発言されたキーワード一覧

A : 私の知っている NPO のコト

①どんな NPO を知っているか

- ・社会コストのために地域問題に取り組む団体
- ・藤沢のお祭りを映像化して保存している団体
- ・これって NPO 活動？と疑問に思うものもある
- ・個人で活動して社会問題解決に取り組んでいる方々もいる

②悩み

- ・同じ団体内の意識レベルの違い
- ・サークルと市民活動の見分けが分からない
- ・日本の NPO と海外の NPO の違い（日本での NPO ・ボランティアのとらえ方）
- ・NPO の硬さと柔らかさ
- ・柔軟にコンパクトに動ける団体がいいのでは
- ・共通の目的や主張などを共有していくことが大事

③NPO を知るために

- ・NPO 団体であるというアピール・主張が必要
- ・誰がみても問題になっているということを主張
- ・まず活動していること
- ・見える活動をする
- ・社会問題、自分たちの主張・目的・希望・ビジョンを重ねていくことが必要

B : 挑戦し続ける NPO のコト

B-1

- ・挑戦している NPO の価値
- ・市民自治が抜けてしまっている
- ・新しい事業、新しい必要性を見出してどんどん新しいことをやっていくこと
- ・事業を拡大していくことが大切
- ・つながる、広がる
- ・情報交換する中でつながりを共感
- ・職員の待遇が保証されないと専念できない
- ・世界とつながる

- ・国内では仲間が少なくても、世界という枠には多くの人がいる
- ・視点を広くみれば仲間は広がるし、必要とする人もいっぱいいる

B-2

- ・役所のサポートが弱い
- ・活動に対する理解をしてもらうのが難しい
- ・資金のサポートが弱い
- ・外への情報の発信
- ・みんなで取り組めることをやり、理解を得る
- ・固い活動ばかりでなく、ゆるい活動も必要
- ・活動をもっとしやすく
- ・イベントやプロジェクトとかに挑戦
- ・しっかり目標を持って挑戦していく

C：つなぐ・つながる NPO のコト

C-1

- ・他の NPO とのつながりが少ない
- ・自分から動いて会いに行く
- ・藤沢市と連携したいけどなかなかできない
- ・市の集権的体質
- ・個人で活動する人がなかなか少ない
- ・人生をエンジョイ
- ・自分が楽しむ姿を見せることで周りの人も参加してもらう

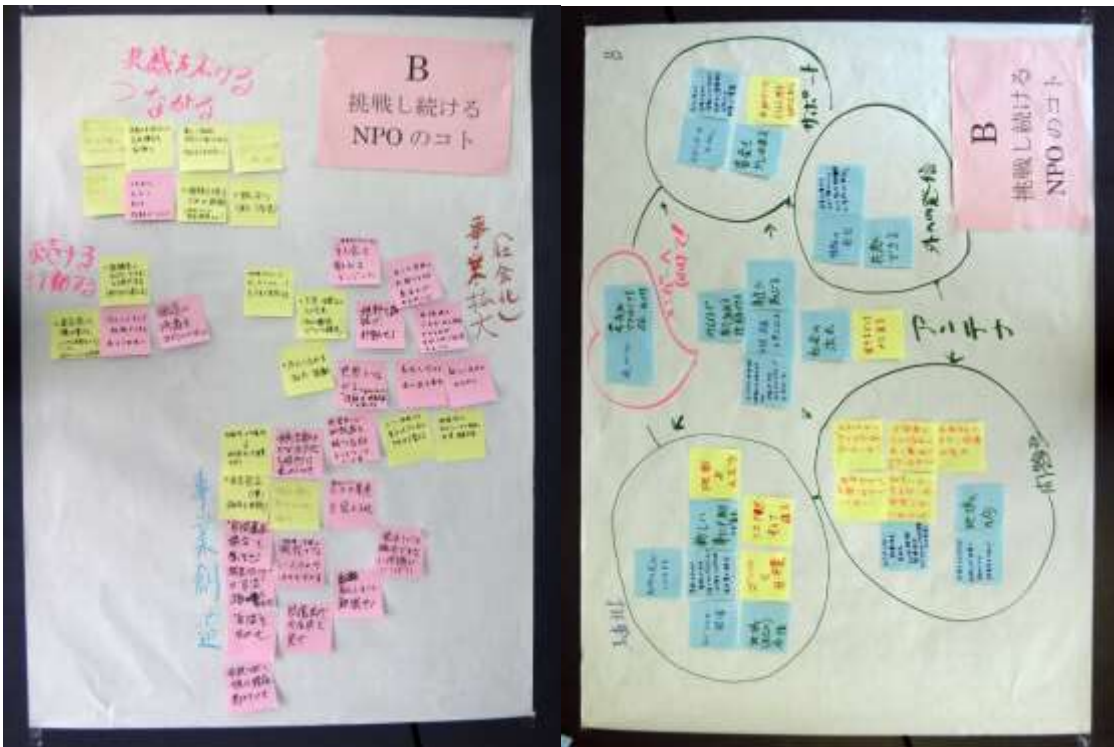
C-2

- ・NPO 同士、個人と NPO、学校と企業と NPO のつながり、行政と NPO
- ・市の枠を超えてのつながり
- ・核になるのは情報の「発信・収集・共有」だと思う
- ・NPO 支援センターの役割は大きい
- ・NPO 支援センターで情報を発信・収集・共有ができる
- ・県のイベントで、様々なセクターと知り合えるようなものもある
- ・学校や企業のつながりも大事だが不足している

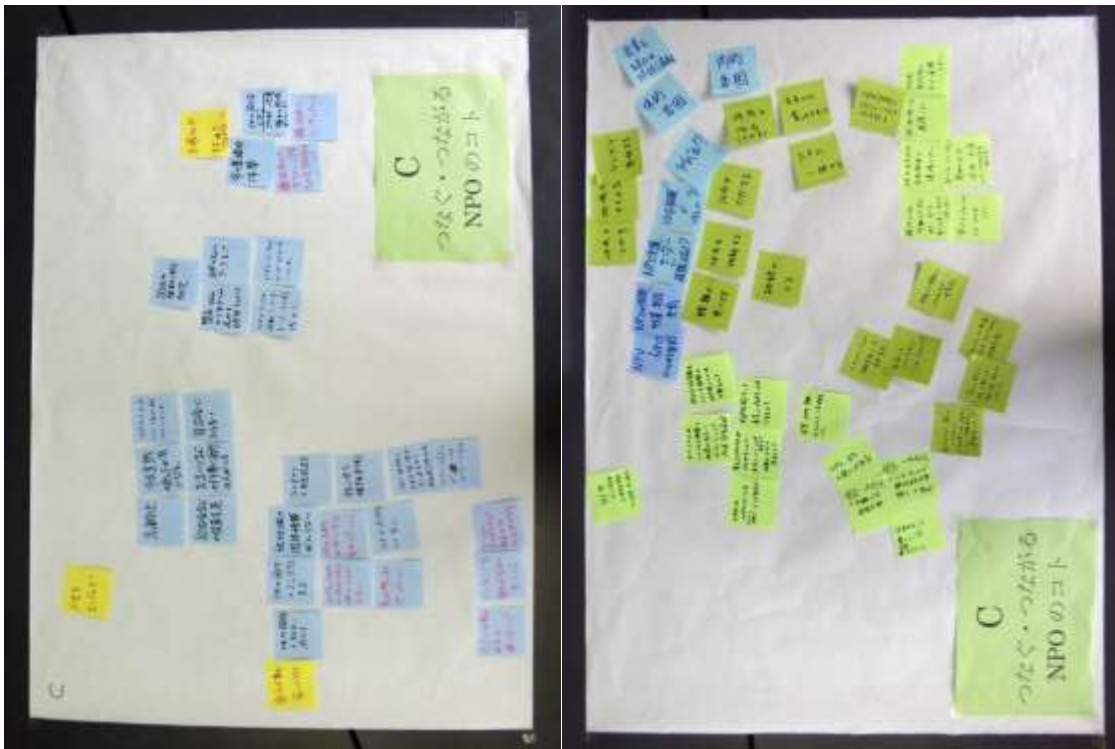
<各テーブル意見の集計結果（模造紙画像及び付箋意見）>



A : 私の知っている NPO のコト



B : 挑戦し続ける NPO のコト(左 : B-1、右 : B-2)



C : つなぐ・つながる NPO のコト(左 : C-1、右 : C-2)

A：私の知っている NPO のコト

知っている NPO	悩み
地域課題に対し地域資産化をして活用	サークルと市民活動との見分けが分からない団体
藤沢宿を盛り上げるため昔の遊びを伝える会がある	市の補助金制度を受けたいが、申請が複雑であきらめた
藤沢市のお祭りを映像化して保存している団体	新しい人が入ってこない
質問解答する NPO	高齢化による新たな人材の確保
犬の殺処分 0	高齢化 後継者難
中高生のボランティアのあっせん NPO	日本における NPO 世界における NPO
藤沢にジャグリングを広めようとする NPO	日本人のボランティアのイメージ
小学 5・6 年生を対象に夏休みの期間いろんなプログラムを行う NPO	知らない人がほとんどこないことがなやみ
社会コストの為に地域の問題に取り組む団体	予算がないなやみ
主婦が主導して年間 3 億の事業収入を上げている団体	サイクリングロード砂山積
自分の問題が地域の問題でもあったことから活動化されている団体	意識の高さのレベル
生活の便利さから埋もれていくものを地域産業化させようとする団体	NPO 法人にするか株式会社にするか他にするか
NPO は住民活動の一部であっても良い	災害分野での NPO が少ない！
藤沢駅周辺にあった映画館を復活したい NPO	ボランティアをもっと集めたい団体がある
NPO のあり方	
NPO はコンパクトで動ける組織であるべきだ	収入を目的としている又は想いに偏っている
定年者の巻込方を考える団体	NPO はできるだけボランティアであるべきだ
NPO はできるだけしかくにとらわれない組織であるべきだ	NPO は共通する目的を共有する人々に提供されるべきだ
団体として硬直化・排他的でよいと考える団体がある	NPO は公益法人であるべきだ（利益追求しない）
地球市民－日本国民－藤沢市民－NPO-家族・友人	NPO は町づくりに参加できるはずだ
事業資金ついて困っている団体	

B-1：挑戦し続ける NPO のコト

共感を広げる・つながる	続ける・行動する
硬直しないために新しい気づきを得られる機会、他者との交流・協調	評論家にならず、できることを実行する（歩きながら考える）
新しい技術を研究して取り入れる（タダならなお良い）	達成感の積み重ね（小さな成果を一つ一つ）。モチベーションを持続
つながる・広がる・知る・課題がふえる	今にとどまらず挑戦することをあきらめない
活動地域の人と交流機会を多く持つ	職員の待遇を平均レベルに
協力者の広がり	事業拡大（社会化）
中心メンバーの広がり・思いの共有・人数・世代	小さい規模でも集まってイベント化すれば人は集まる
理解を得るための発信力（仲間づくり・資金確保など）	他地域の似たテーマの団体と連携・情報交換
話し合う（聞く・話す）	新しい気づき生まれる
事業創造	変化を恐れず前に進む姿勢
収益性×公益性→両方見すえた事業を行う	世界とつながる。国内では小さくても課題は世界共通の可能性
自主自立〔律〕（依存を排除）	外とつながる、協力・協働
自治基本・条令を復活せよ	地域のリソース(人・モノ)をうまく活用する
推進センターは"自治"活動を取り上げよ	大学・企業などとの交流（知・パワーの獲得）
自治を生かせ	消費者だからできる社会を動かすエンジンに
市政に対し市民は積極的に参加すべき	視野を広げ、行動せよ
団塊世代の活用を急げ	地域内でつながれる団体がふえれば目的に向かう距離が短くなる
お手済・生産の現役ではない人々の力・活力を生かす	近くの団体と共働するのが基本だが他分野にも
老人よ、もっと勉強せよ	
営利では解決できない問題がいっぱい	
見えにくい人々の善意が見える化	
非営利の事業を続けていくための収益性	
市民活動のビジネス化を役所は進めるべき	
非営利で低待遇を補う互助ネットワークが必要	

B-2：挑戦し続ける NPO のコト

問題点	挑戦
地域の今	イベントの開催
外国人のヘルプデスク 外国人が非常に住みにくい 改善するために！	地域（まちの）今後
リビングバリュー教育法を広める。いじめ問題・登校拒否・フリースクール(教育機関として認定)	学校・スクールの英語の先生（ネイティブスピーカー）の質を上げるための先生等の紹介
皆が親しみやすい市役所になってもらいたい	批判を受けることもやる
使用する人が使いやすくしてほしい	ゴールと目標
あまり束縛せずに見守る姿勢	リスクも考えて進む
市役所のふとんだから外へ持ち出してはいけな いとか	新しい事にも取りくむ勇気
市民がやりやすい企画を作る	挑戦≠ムボウ
外への発信	サポート
情報の発信	スポンサーも大切に
共感できる	資金も少しはある
会員を増やすのが難しい。もっと市でも積極的に 宣伝して欲しい。	手助けしてもらえる所を増やしておく
	志を持って社会のために活動しているのにサ ポート（金銭的）がない。認定=資金
メンバーへ向けて	アンテナ
遊び心	オリンピック、地球、日本の英語力を強化す るため、中高（大）生のボランティアグルー プをプロデュース
今参加できなくても OK。待ってます。	子供・若者を巻き込む
	社会の流れ
	身近に感じる

C-1：つなぐ・つながる NPO のコト

人生をエンジョイ！	同じ目的の NPO 団体が多くあるか まとまらないのか
高齢化	NPO 同志がつながることとは
自治会などの役員不足	似ている考えの人と会いたい！
おまつりなどの行事に反対の人がいる	ハーモニーを知ってもらいたい！
市民意識の低下が気になる	たくさんアイデアがあるからヘルプできる
NPO のリーダーの心構えがあるのでしょうか	団体の活動の拡大と継続
自治会に入らない	自分の団体・個人のつながりが広がる（情報アップ）
自分が動く 会いに行く	NPO としての活動とコーディネーターとの関係は？
他の団体を知る調べる	NPO でなければならぬのか
他の団体とコンタクトする	自分のネットワークを！！
ふだん忙しくあまり他の NPO とつながってない	手塚さんや林様とつながること
ネットワーキングしたい	市の週権的体質
NPO 各団体との交わり	藤沢市がオファーしているものを知らない
他の NPO のやり方を知りたい	藤沢市とリンクしたい
他地域の団体情報が入らない	他の団体とは？
コンタクトを継続する	行政・企業種々の団体グループ
話し合う情報交換	同じ目的の NPO 団体が多くあるか まとまらないのか

C-2 : つなく・つながる NPO のコト

企業・NPO・学校どうしたらつながれるの？	NPO 支援センターに情報がある？
NPO・まち→関心がある	どんな情報が欲しい？
学生→内輪での情報交換 きっかけ！	仲間を理解する
学生→インターネットで興味のある分野検索→参加 きっかけ！	自分を PR する
将来のヒント楽しい！！不安 スケジュール	ライバル？
しょうがい者とのつながり（視覚しょうがい者等への情報発信不足では）	仲間を探す
市の枠を飛び越えた（協調、協力）つながり	地域をささえる
センターと地域 センターとのつながり（情報共有）	少しだけ勉強する
個人個人とのつながりの必要性	たまに一杯やる
出会いとコミュニケーション（コミ、つながり？）	外的要因
つながり！とは情報共有か？情報発信受信	内的要因
NPO は他の NPO のことをどこで知るの？	企業と NPO のパートナーシップ mtg
異なる NPO 動詞がつながることで、本当にいいことがあるの？成果はコストに見合うの？	仲間を作る（探す）
相談に乗る	お金に責任をもつ
同じような活動をしている団体は、地域にいくつもあるの？	NPO と他人のつながりの必要性
ひとりの人がいくつもの団体の代表になるってどういうこと？メリットデメリットは？	藤沢には引っ越してきたので、もっと多くの方と知り合いたい
NPO や NPO とつながるために必要なこと 内/外	異なるジャンルともコラボしたい
NPO 同士って本当につながることができるの？	他の NPO や市民団体と連携したい
NPO と NPO がつながる要因	色々なイベントに参加したり、企画・主催してつながりを作りたい
NPO の情報収集・発信共有	他地域とも連携したい

(5)市民活動推進計画 平成29・30年度の取組(案)

基本指針	基本施策	取組名	H28年度取組内容	主体	時期	H29・30年度案	
						継続／ 廃止等	取組案
1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上	1-①市民活動に関する情報提供場所の提供	①市民活動初期団体等に向けた講座等の実施	NPOや市民活動の必要性を市民社会に広めるために必要な講座を行う。	推進センター プラザ	通年	見直し	引き続き、講座を実施するとともに、講座受講後のフォロー体制を整え、その効果についても検証する。
		②ボランティア情報誌の積極的周知	「VOLUNTEERS」を発行するとともに、設置場所の拡大を図る等、多くの市民の目に触れるように周知を行う。	推進センター プラザ	年3回 程度	継続	「VOLUNTEERS」を発行するとともに、設置場所の拡大を図る等、多くの市民の目に触れるように周知を行う。
		③市民活動を支援するパンフレットの作成	パンフレットの作成・配布を行う。	市民自治推進課 推進センター プラザ	通年	見直し	・パンフレット内容の更なる充実を図る。 ・市ホームページ上で市民活動のはじめ方の事例を挙げる。
		④事業の積極的周知	各事業の情報について、市の広報紙及びカラフルフジサワ（市の公式フェイスブックページ）等、並びに市民活動推進センター及び市民活動プラザむつあいの情報誌、メールマガジン及び市民活動コーナー等において、周知を行う。	市民自治推進課 推進センター プラザ	通年	次期 (H29・30年 度は継続)	各事業の情報について、市の広報紙及びカラフルフジサワ（市の公式フェイスブックページ）等、並びに市民活動推進センター及び市民活動プラザむつあいの情報誌、メールマガジン及び市民活動コーナー等において、周知を行う。 (紙や電子媒体以外の周知方法を次期改訂時まで検討)
1-②市民活動団体の広報・情報公開の支援	①市ホームページ・広報ふじさわ上での活動紹介支援	・市ホームページ上で、助成団体・まちづくりパートナーシップ事業実施団体の団体名等の情報を公開する。 ・広報ふじさわに市民活動の特集面等を掲載できるよう、広報課と協議を行う。	市民自治推進課	通年	見直し	・市ホームページ上で、助成団体・まちづくりパートナーシップ事業実施団体の活動状況について掲載する。 ・引き続き、広報課と協議を行いつつ、新たな広報手段の検討を行う。	
		市民活動団体の活動が広く周知されるよう、市民活動推進センター及び市民活動プラザむつあいが作成するホームページ及び情報誌における市民活動団体の活動紹介を継続して実施する。	推進センター プラザ	通年	継続	市民活動団体の活動が広く周知されるよう、市民活動推進センター及び市民活動プラザむつあいが作成するホームページ及び情報誌における市民活動団体の活動紹介を継続して実施する。	
		市民活動団体に対し、情報発信力の向上のため、チラシの作成やホームページの作成等に関する講座を行う。	推進センター	通年	見直し	引き続き、講座を行い、団体のニーズに合わせ、講座内容のリニューアルを図り、市民活動へ参加者をつなぐための講座を実施する。	
1-③市民活動に対する寄付促進の支援	①市ホームページ・広報ふじさわで、NPO法人条例指定制度及び市内認定NPO法人・指定NPO法人の広報周知	市民活動団体への寄付促進として、市ホームページ・広報ふじさわで、条例指定、市内認定・指定NPO法人に寄付をすると税額控除となる制度があることを周知する。	市民自治推進課	通年	見直し	・市ホームページ上で紹介している条例指定、市内認定・指定法人の活動内容を掲載し、認知度を上げる。 ・市民活動をPRし、共感できる場を創出する。	
1-④市民活動への参加促進に対する調査・研究 (H26～28年度は「市民活動への参加に対する評価の仕組みの整備」)	①市民活動への関心を高めることや参加を促進するための調査・研究 (H26～28年度は、「市民活動への関心を高めることや参加を促すことにつながる先進事例の調査・研究」)	市民活動への参加を推進するための事例等を調査し、実施に向け検討する。	市民自治推進課	通年	見直し	他自治体の取組の調査及び市民向けアンケートを行い、参加促進のための施策を検討する。	

基本指針	基本施策	取組名	H28年度取組内容	主体	時期	H29・30年度案		
						継続／ 廃止等	取組案	
2 市民活動の自立化・持続化の推進	2-①市民活動団体の組織基盤強化を支援する助成制度の整備	①公益的市民活動助成事業の実施	団体からの意見や、中間報告会での意見交換の結果等を踏まえ、制度を改善（提出資料の一部省略、学生・若者枠の創設）しながら事業を引き続き実施する。	市民自治推進課	通年	見直し	助成団体の活動における相談・サポート機能の充実など、より効果的な制度となるよう、現制度を検証し、改善に向けた検討を行う。	
		2-②持続的な活動を推進するための場の整備	①市民活動プラザむつあいの効果的な運営の検討 (H26～28年度は「湘南台市民活動プラザのあり方検討」)	移転後の利用者の意見を踏まえ、効果的な運用や利便性の向上等に取り組み、施設の周知を図る。	市民自治推進課 推進センター プラザ	通年	見直し	本館とは異なり、分館ならではの地域に根ざした施設として周知を図り、効果的な運営を行うとともに、他の活動との連携を図る。
			②市内公共施設等の有効活用策検討	パンフレットの配布、市HP等により、利用できる市内公共施設の周知を行う。	市民自治推進課	通年	継続	パンフレットの配布、市ホームページ等により、利用できる市内公共施設の周知を行う。
	2-③市民活動を担う人材の確保に向けた支援の拡充		③市内民間施設の有効活用策検討	必要な情報を収集し、市民活動団体の利用促進を行う。	市民自治推進課 推進センター プラザ	通年	見直し	引き続き、利用促進を図るとともに、市民活動団体のニーズを調査し、活用できる民間施設を検討する。
			①市民活動推進センターホームページでのボランティア募集情報の整備	市民活動推進センターホームページの市民活動団体のボランティア募集情報の掲載方法等を整備する。	推進センター	通年	見直し	引き続き、ボランティア情報を掲載するとともに、社会福祉協議会等とボランティア情報を共有し、オリンピック・パラリンピックの気運の醸成を図ると共に、市民活動団体・市民に情報提供を拡充する。
			②【再掲】ボランティア情報誌の積極的周知	「VOLUNTEERS」を発行するとともに、設置場所の拡大を図る等、多くの市民の目に触れるように周知を行う。	推進センター プラザ	年2回 程度	継続	「VOLUNTEERS」を発行するとともに、設置場所の拡大を図る等、多くの市民の目に触れるように周知を行う。
			③市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいで相談・コーディネート	相談対応を行い、市民活動に興味がある方等へのコーディネートを行う。	推進センター プラザ	通年	継続	相談対応を行い、市民活動に興味がある方等へのコーディネートを行う。
			④生涯学習施策との連携	生涯学習総務課との協議を行い、今後も各公民館との連携を図り、人材育成、まちづくり等事業を進めて行く。	市民自治推進課 生涯学習総務課 推進センター プラザ	通年	継続	生涯学習総務課との協議を行い、今後も各公民館との連携を図り、人材育成、まちづくり等事業を進めて行く。
	2-④市民活動を発展させるための相談・コンサルタント機能の整備		⑤地区の市民活動拠点との連携	各地区ボランティアセンター等と、ボランティア希望者などの相談情報の共有を行う。	市民自治推進課 地区ボラセン 推進センター	通年	見直し	・各地区ボランティアセンター等と情報共有を図り、ネットワークを構築する。 ・地域資源の掘り起こしを行い、連携を図る。
			①市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいで相談・コンサルタント	団体の組織基盤強化・マネジメント力向上のための相談対応を行う。	推進センター プラザ	通年	継続	団体の組織基盤強化・マネジメント力向上のための相談対応を行う。
			②市民活動推進センターのアドバイザー制度の活用 (H26～28年度は「市民活動推進センターアドバイザー制度の整備」)	市民活動団体が抱える専門的な課題に対し、センターのアドバイザー制度により対応する。	推進センター	通年	見直し	市民活動団体の発展のため、アドバイザー制度を更に活用してもらえるよう、効果や分野を再検証し、広く周知していく。
			③民間等における助成制度の紹介	助成金情報などのNPO支援情報を収集し、市民活動団体への情報提供を行う。	推進センター プラザ	通年	継続	助成金情報などのNPO支援情報を収集し、市民活動団体への情報提供を行う。

基本指針	基本施策	取組名	H28年度取組内容	主体	時期	H29・30年度案	
						継続／ 廃止等	取組案
3 市民活動団体が活躍する機会の拡充	3-①市民活動団体と行政との協働の推進	①まちづくりパートナーシップ事業提案制度の実施	選定した事業を実施するとともに、平成29・30年度に実施する事業の募集及び選定を行う。	市民自治推進課 協働コーディネーター	通年	見直し	制度の周知を幅広く図るとともに、より効果的に協働事業が実施できるよう、現制度を検証し、改善に向けた検討を行う。
		②NPOと行政とのパートナーシップ講座の実施	効果的な実施方法及び時期を検討し、講座を開催する。	市民自治推進課 協働コーディネーター	通年	継続	効果的な実施方法及び時期を検討し、講座を開催する。
		③NPOとの交流会の開催	市民活動団体同士の交流機会の提供及び連携を図るための交流会を実施する。	市民自治推進課 推進センター プラザ	通年	見直し	引き続き、交流会を実施するとともに、団体同士がつながりを持って共に活動できるような環境を整える。
	3-②市民活動団体が活躍する場の拡充	①NPOの取組を紹介するイベントの拡充（商業施設等での開催）	「NPO見本市」等により、市民活動団体を紹介する機会を設ける。会場については、その都度検討し、設定する。	市民自治推進課 推進センター	通年	継続	「NPO見本市」等により、市民活動団体を紹介する機会を設ける。会場については、その都度検討し、設定する。
		②産業振興施策との連携の検討	産業労働課及び産業センターと協議を行う。	市民自治推進課 産業労働課 産業センター	通年	見直し	市民活動団体が商店街などの団体と連携ができるような支援策について産業労働課及び産業センターとともに検討する。
	3-③市民活動団体や企業・大学・行政等多様な主体間の交流の推進	①多様な主体間の交流機会の創出（H26～28年度は「NPOとの交流会の開催」）	市民活動団体同士の交流機会の提供に加え、企業セクターとの連携を図るための交流会の実施を検討する。	市民自治推進課 推進センター	通年	見直し	市民活動団体同士の交流機会の提供に加え、企業セクターとの連携を図るための交流会を実施する。
		②協働コーディネーターによる交流の推進	まちづくりパートナーシップ事業提案制度における助言を行うとともに、随時、各主体間の交流を推進するための調整を行う。	協働コーディネーター	通年	継続	まちづくりパートナーシップ事業提案制度における助言を行うとともに、随時、各主体間の交流を推進するための調整を行う。
	3-④中間支援組織間の連携の推進	①市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいと各セクターの中間支援組織との連携推進	県域をはじめとした他のNPO支援センターとの連携を図り、スタッフ間交流や研修・会議に随時参加をする。	市民自治推進課 推進センター プラザ	通年	見直し	引き続き、他のNPO支援センター等と連携を図り、情報収集を図るとともに、他分野の中間支援組織と更なる連携を図る。
	3-⑤オリンピック・パラリンピックを契機とした新たな社会参加機会の創出（新規）	①オリンピック・パラリンピックに係るボランティアへの参加促進及び市民活動団体の育成（新規）	—	市民自治推進課 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室等 推進センター プラザ	通年	新規	東京オリンピック・パラリンピック開催準備室やボランティア関連団体・機関等と連携し、ボランティアの参加促進を図る。

藤沢市市民活動推進計画 (平成 26 年度～平成 30 年度)

中間見直し版

市民自治部 市民自治推進課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1
電話 0466 (25) 1111 (代表) 内線 2512
電子メール jiti-s2@city.fujisawa.kanagawa.jp